



接続約款変更認可申請書

東相制第14-00098号  
平成27年1月19日

総務大臣  
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅志

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	
第1章 総則 (用語の定義)	
第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	意味
1～30 (略)	(略)
30-2 アナログ電話サービス	協定事業者の契約約款等（電話サービス契約約款に相当するものに限る。）に基づいて主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行うアナログ信号方式の電気通信サービス
31～40 (略)	(略)
41 契約者回線番号等	当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号（ただし、オフトーク通信を除く。）
42～74-2 (略)	(略)
74-3 音声帯域回線	アナログ電話サービスを提供するための協定事業者の音声帯域回線収容装置に接続される当社の端末回線（直収電話重畳となるものを含む。）
第3章 協定の締結手続き等	
第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)	
第34条の4 接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3（様式）様式第7-4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み（接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期（その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。）の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光屋内配線工事の申込み、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むものとします。以下同じとします。）昼間に実施する旨の申込みを含みます。）を行うことを要します。また、接続申込者は、光信号端末回線を接続する旨の申込み（以下「光信号端末回線の工事日仮予約」といいます。）をすることが可能であり、接続申込者が当該回線を接続する旨の申込みを行った場合には、当社は、接続申込者が仮予約した工事日（以下「光信号端末回線の仮予約工事日」といいます。）を接続申込者が指定した工事日として取り扱うものとします。当社は、光回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み（以下「光信号端末回線の仮予約工事日」といいます。）に規定する事前調査の申込みを行っていない必要はなく、第10条の2（事前照会）第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。	

新	
第1章 総則 (用語の定義)	
第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	意味
1～30 (略)	(略)
30-2 アナログ電話サービス	協定事業者の契約約款等（電話サービス契約約款に相当するものに限ります。）に基づいて主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行うアナログ信号方式の電気通信サービス
31～40 (略)	(略)
41 契約者回線番号等	当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号（ただし、オフトーク通信を除きます。）
42～74-2 (略)	(略)
74-3 音声帯域回線	アナログ電話サービスを提供するための協定事業者の音声帯域回線収容装置に接続される当社の端末回線（直収電話重畳となるものを含まず。）
第3章 協定の締結手続き等	
第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)	
第34条の4 接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3（様式）様式第7-4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み（接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期（その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。）の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光屋内配線工事の申込み、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する旨の申込みを含みます。）を行うことを要します。また、接続申込者は、光信号端末回線を接続する旨の申込み（以下「光信号端末回線の工事日仮予約」といいます。）をすることが可能であり、接続申込者が当該回線を接続する旨の申込みを行った場合には、当社は、接続申込者が仮予約した工事日（以下「光信号端末回線の仮予約工事日」といいます。）を接続申込者が指定した工事日として取り扱うものとします。当社は、光回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み（以下「光信号端末回線の仮予約工事日」といいます。）に規定する事前調査の申込みを行っていない必要はなく、第10条の2（事前照会）第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。	

## 第10章 料金等

### 第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

#### 第68条

1 (略)

- (1) (略)
- (2) その協定事業者が、第37条（その他の工事の請求）第2項に規定する基地局回線の申込みの承諾を受けたとき。
- (3) ～ (28) (略)
- (29) 当社が、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第2項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄ウ欄若しくはエ欄又は第8欄に限り、以下本号において同じとします。）に係る回線の提供可否を甲が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能を提供する回線の接続に係る工事（以下「接続工事等」といいます。）を行う場合に、協定事業者が指定した時刻（当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。）に接続工事等を行う場所に到着したとき。

### 第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定)

#### 第71条

1～2 (略)

3

- (1)～(4) (略)
- (5) 大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社が利用者料金の支払いを要しない措置を行った公衆電話（当社が設置したものうち、当社が指定したものに限り、）から、当該措置の開始から終了までの期間に発信された通信（この場合において、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、利用者が利用者料金の支払いを要せずに利用できるよう特別に設置した電話から発信された通信は含みません。）

## 第10章 料金等

### 第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

#### 第68条

1 (略)

- (1) (略)
- (2) 削除

(3)～(28) (略)

- (29) 当社が、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第2項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄ウ欄若しくはエ欄又は第8欄に限り、以下この号において同じとします。）に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能を提供する回線の接続に係る工事（以下「接続工事等」といいます。）を行う場合に、協定事業者が指定した時刻（当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。）に接続工事等を行う場所に到着したとき。

### 第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定)

#### 第71条

1～2 (略)

3

- (1)～(4) (略)
- (5) 大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社又は特定端末系事業者が利用者料金の支払いを要しない措置を行った場合における、当該措置の開始から終了までの期間に発信された以下の通信  
ア 公衆電話（当社又は特定端末系事業者が指定したものに限り、）から発信された通信  
イ 避難施設等での通信手段確保又は帰宅困難者の連絡手段確保のため特別に設置した電話（当社又は特定端末系事業者が指定したものに限り、）から発信された通信

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容						
(1)～(24) (略)	(略)						
(25) 光信号局内伝送機能に係る料金の適用	当社の電気通信設備（光回線設備を除きます。）と他事業者の電気通信設備を接続する光信号局内伝送路又は当該光信号局内伝送路を利用する区間若しくは2（料金額）2-1-1-2第3欄若しくは2-5-3-2に規定する機能に係る光信号局内伝送路を利用する区間において当社の光信号局内伝送路に係る故障発生時に切替することを目的として設置される予備の光信号局内伝送路（以下「光信号局内予備伝送路」といいます。）を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2-11第19欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額（ア欄と同時に適用する場合に限ります。）を加えた額を適用します。						
(26)～(29) (略)	(略)						
(30) 保守の区別	(略)						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。  イ (略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。  イ (略)	タイプ2	(略)
区 別	内 容						
タイプ1	以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。  イ (略)						
タイプ2	(略)						

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容						
(1)～(24) (略)	(略)						
(25) 光信号局内伝送機能に係る料金の適用	当社の電気通信設備（光回線設備を除きます。）と他事業者の電気通信設備を接続する光信号局内伝送路又は当該光信号局内伝送路を利用する区間若しくは2（料金額）2-1-1-2第3欄若しくは2-5-3-3に規定する機能に係る光信号局内伝送路を利用する区間において当社の光信号局内伝送路に係る故障発生時に切替することを目的として設置される予備の光信号局内伝送路（以下「光信号局内予備伝送路」といいます。）を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2-11第19欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額（ア欄と同時に適用する場合に限ります。）を加えた額を適用します。						
(26)～(29) (略)	(略)						
(30) 保守の区別	(略)						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むものとします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。 イ (略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むものとします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。 イ (略)	タイプ2	(略)
区 別	内 容						
タイプ1	以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むものとします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。 イ (略)						
タイプ2	(略)						

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	(略)
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,698円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,698円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,749円	
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		1 回線ごとに	1,201円	
			(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,201円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,237円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 回線ごとに	2,474円	
イ 4線式のもの		1 回線ごとに	2,474円			
ウ～エ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

月額

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	(略)
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,611円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,611円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,659円	
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		1 回線ごとに	1,207円	
			(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,207円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,243円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 回線ごとに	2,486円	
イ 4線式のもの		1 回線ごとに	2,486円			
ウ～エ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

月額

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	124円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	124円	
			(イ) 当社の局スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,267円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,267円
					C AB以外のもの	1回線ごとに	1,305円
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	40円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	40円		
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	406円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	406円	
			(イ) 当社の局スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,549円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,549円
					C AB以外のもの	1回線ごとに	1,587円
② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	322円			
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	322円				

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	169円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	169円	
			(イ) 当社の局スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,225円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,225円
					C AB以外のもの	1回線ごとに	1,262円
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	45円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	45円		
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	422円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	422円	
			(イ) 当社の局スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,478円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,478円
					C AB以外のもの	1回線ごとに	1,515円
② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	298円			
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	298円				

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	708円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	708円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	729円	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	192円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	192円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 (略)

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	702円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	702円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	723円	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	215円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	215円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 (略)

## 2-1-1-2 加算料

			月額	
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	259円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	386円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.760円	

2-1-1-2の2 (略)

## 2-1-2 加算額

			1回線ごとに月額	
区分	単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	174円	—
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	185円	

## 2-1-1-2 加算料

			月額	
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	52円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	416円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.782円	

2-1-1-2の2 (略)

## 2-1-2 加算額

			1回線ごとに月額	
区分	単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	177円	—
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	187円	



		(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	185 円	
--	--	-------------------	-------	--

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 938 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに 61,833 円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/s」)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの 264 円	—

		(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	189 円	
--	--	-------------------	-------	--

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 1,013 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに 66,781 円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/s」)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの 278 円	—

送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	t/sタイプ」といいます。)	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>264円</u>	—
		ウ アイ以外のもの	<u>272円</u>	
	(2) 1 Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>605円</u>	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>605円</u>	
		ウ アイ以外のもの	<u>623円</u>	

送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	t/sタイプ」といいます。)	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>278円</u>	—
		ウ アイ以外のもの	<u>286円</u>	
	(2) 1 Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>799円</u>	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>799円</u>	
		ウ アイ以外のもの	<u>823円</u>	

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考	
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの <u>167円</u>	—
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの <u>167円</u>	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの <u>172円</u>	
	イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの <u>308円</u>	—	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの <u>308円</u>		
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの <u>317円</u>		

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考	
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの <u>227円</u>	—
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの <u>227円</u>	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの <u>234円</u>	
	イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの <u>719円</u>	—	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの <u>719円</u>		
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの <u>741円</u>		

2-2 端末系交換機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		1 加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.0586 円	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能		1 通信ごとに	0.0375 円	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能		月額	9,500,000 円	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00001801 円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	1 案内ごとに	0.00002026 円	
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002449 円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002828 円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分			単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機と	ア (略)	(略)	(略)	(略)

2-2 端末系交換機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		1 加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.0596 円	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能		1 通信ごとに	0.0441 円	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能		月額	10,000,000 円	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002110 円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	1 案内ごとに	0.00002375 円	
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002806 円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003249 円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分			単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機と	ア (略)	(略)	(略)	(略)

の接続に限って協 定事業者が設置す る1の接続用伝送 路設備(50Mbit/s 又は150Mbit/sの符 号伝送が可能なも のに限ります。以下 2-2の2及び2 -5-2の2にお いて同じとしま す。)とその加入者 交換機との間に設 置する伝送装置に より信号の調整を 実現する機能	イ 加入者交換機 (特定加入者交 換機以外のもの に限ります。)と 協定事業者の設 置する接続用伝 送路設備との間 に設置する伝送 装置により伝送 速度の変換及び 信号の多重を行 うもの	672回線 (50Mbit/s 相当)ごと に月額	<u>22,425円</u>	—
--	--	------------------------------------	----------------	---

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	<u>0.760円</u>	—
	イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合 イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	<u>0.760円</u>	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分	単位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	<u>386円</u>
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	<u>0.760円</u>

の接続に限って協 定事業者が設置す る1の接続用伝送 路設備(50Mbit/s 又は150Mbit/sの符 号伝送が可能なも のに限ります。以下 2-2の2及び2 -5-2の2にお いて同じとしま す。)とその加入者 交換機との間に設 置する伝送装置に より信号の調整を 実現する機能	イ 加入者交換機 (特定加入者交 換機以外のもの に限ります。)と 協定事業者の設 置する接続用伝 送路設備との間 に設置する伝送 装置により伝送 速度の変換及び 信号の多重を行 うもの	672回線 (50Mbit/s 相当)ごと に月額	<u>23,551円</u>	—
--	--	------------------------------------	----------------	---

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	<u>0.782円</u>	—
	イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合 イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	<u>0.782円</u>	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分	単位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	<u>416円</u>
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	<u>0.782円</u>

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

区 分			1回線ごとに月額		備考		
			料金額	右欄以外の場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		-		
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		7,457円	6,583円		
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの		5,416円	4,438円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		80,114円	79,240円
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,045円	6,222円
		保守の区別がタイプ1-2のもの			7,181円	6,343円	
		保守の区別が上記以外のもの	7,457円	6,583円			
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		86,275円	84,531円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,769円	8,123円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	9,957円	8,280円	
		保守の区別が上記以外のもの	10,343円	8,599円			
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの		92,344円	89,726円		
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの		98,473円	94,985円		
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの		110,738円	105,502円		
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの		123,000円	116,020円			
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		147,522円	137,054円			
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの		184,311円	168,607円			
	ウ ATM専用に係るもの	クラスが下記以外のもの		221,094円	200,159円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	70,297円	50,545円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	71,699円	51,551円		
	保守の区別が上記以外のもの	74,501円	53,566円				
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		337,586円	300,073円			
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		460,207円	405,246円			
	イ 高速ディジタル伝送に係るもの	クラスが下記以外のもの		576,693円	505,159円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	243,087円	175,601円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	247,946円	179,109円		
	保守の区別が上記以外のもの	257,662円	186,124円				
	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの		175,303円	168,323円			
	ウ ATM専用に係るもの	セカンドクラスのもの		156,207円	152,915円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	159,325円	155,970円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	165,565円	162,078円		
	保守の区別が上記以外のもの	156,207円	152,915円				
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの		159,325円	155,970円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	165,565円	162,078円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	165,565円	162,078円		
	保守の区別が上記以外のもの	165,565円	162,078円				
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの		170,277円	163,693円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	170,277円	163,693円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	173,679円	166,963円		
	保守の区別が上記以外のもの	180,482円	173,502円				
	イ 高速ディジタル伝送に係るもの	セカンドクラスのもの		170,277円	163,693円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	173,679円	166,963円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	173,679円	166,963円		
	保守の区別が上記以外のもの	180,482円	173,502円				
ウ ATM専用に係るもの	セカンドクラスのもの		180,482円	173,502円			
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	180,482円	173,502円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	180,482円	173,502円			
保守の区別が上記以外のもの	180,482円	173,502円					
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		238,775円	214,349円				
イ 高速ディジタル伝送に係るもの	セカンドクラスのもの		195,423円	183,078円			
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	199,329円	186,736円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	207,135円	194,051円			
保守の区別が上記以外のもの	193,127円	181,605円					
ウ ATM専用に係るもの	セカンドクラスのもの		196,987円	185,233円			
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	196,987円	185,233円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	196,987円	185,233円			
保守の区別が上記以外のもの	204,702円	192,489円					

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

区 分			1回線ごとに月額		備考		
			料金額	右欄以外の場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		-		
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		10,369円	9,371円		
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの		7,187円	6,483円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		97,985円	96,987円
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,792円	8,852円
		保守の区別がタイプ1-2のもの			9,983円	9,025円	
		保守の区別が上記以外のもの	10,369円	9,371円			
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		108,315円	106,324円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	13,615円	11,735円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	13,880円	11,965円	
		保守の区別が上記以外のもの	14,418円	12,427円			
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの		118,536円	115,548円		
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの		128,833円	124,847円		
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの		149,423円	143,446円		
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの		170,016円	162,044円			
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		211,201円	199,242円			
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの		272,973円	255,038円			
	ウ ATM専用に係るもの	クラスが下記以外のもの		334,746円	310,834円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	92,105円	69,545円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	93,944円	70,932円		
	保守の区別が上記以外のもの	97,618円	73,706円				
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		530,368円	487,523円			
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		736,281円	673,510円			
	イ 高速ディジタル伝送に係るもの	クラスが下記以外のもの		931,903円	850,198円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	300,178円	224,656円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	306,176円	229,145円		
	保守の区別が上記以外のもの	318,179円	238,124円				
	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの		192,915円	185,107円			
	ウ ATM専用に係るもの	セカンドクラスのもの		171,416円	167,732円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	174,839円	171,083円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	181,688円	177,784円		
	保守の区別が上記以外のもの	171,416円	167,732円				
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの		174,839円	171,083円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	174,839円	171,083円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	174,839円	171,083円		
	保守の区別が上記以外のもの	181,688円	177,784円				
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの		181,688円	177,784円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	218,451円	203,805円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	218,451円	203,805円		
	保守の区別が上記以外のもの	187,559円	180,191円				
	イ 高速ディジタル伝送に係るもの	セカンドクラスのもの		191,307円	183,791円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	198,799円	190,991円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	198,799円	190,991円		
	保守の区別が上記以外のもの	187,559円	180,191円				
ウ ATM専用に係るもの	セカンドクラスのもの		191,307円	183,791円			
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	191,307円	183,791円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	191,307円	183,791円			
保守の区別が上記以外のもの	198,799円	190,991円					
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		265,863円	238,530円				
イ 高速ディジタル伝送に係るもの	セカンドクラスのもの		216,404円	202,589円			
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	220,731円	206,637円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	229,378円	214,732円			
保守の区別が上記以外のもの	213,756円	200,862円					
ウ ATM専用に係るもの	セカンドクラスのもの		218,026円	204,876円			
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	218,026円	204,876円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	218,026円	204,876円			
保守の区別が上記以外のもの	226,569円	212,902円					

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	280,034円	244,265円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	220,569円	202,463円	
			保守の区別が上記以外のもの	224,978円	206,508円	
	エコノミークラスの もの		保守の区別がタイプ1-1のもの	233,791円	214,598円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	218,273円	200,990円	
			保守の区別が上記以外のもの	222,637円	205,006円	
4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	231,359円	213,037円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	318,116円	271,880円	
			保守の区別が上記以外のもの	242,721円	219,677円	
	エコノミークラスの もの		保守の区別がタイプ1-1のもの	247,570円	224,067円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	257,272円	232,846円	
			保守の区別が上記以外のもの	238,129円	216,731円	
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	242,887円	221,062円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	252,403円	229,723円	
			保守の区別が上記以外のもの	349,854円	294,892円	
	エコノミークラスの もの		保守の区別がタイプ1-1のもの	263,477円	235,495円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	268,742円	240,201円	
			保守の区別が上記以外のもの	279,272円	249,612円	
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	256,589円	231,076円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	261,718円	235,693円
				保守の区別が上記以外のもの	271,971円	244,928円
		エコノミーク ラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	384,764円	320,206円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	287,227円	253,484円
				保守の区別が上記以外のもの	292,968円	258,550円
	(イ) 6. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	304,450円	268,681円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	278,043円	247,592円
				保守の区別が上記以外のもの	283,598円	252,540円
		エコノミーク ラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	294,711円	262,435円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	12,621円	9,153円
				保守の区別が上記以外のもの	10,395円	7,664円
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,601円	7,817円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	11,018円	8,124円
				保守の区別が上記以外のもの	7,368円	5,722円
		エコノミーク ラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	7,515円	5,837円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	7,812円	6,066円
				保守の区別が上記以外のもの	940,151円	722,927円
	(イ) 50. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	744,593円	590,692円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	759,479円	602,502円
				保守の区別が上記以外のもの	789,254円	626,121円
		エコノミーク ラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	602,241円	499,366円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	614,283円	509,350円
				保守の区別が上記以外のもの	638,364円	529,316円
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,464円	1,786円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,864円	2,032円	
			保守の区別が上記以外のもの	2,921円	2,073円	
	エコノミーク ラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,034円	2,154円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,406円	1,097円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,434円	1,119円	
	保守の区別が上記以外のもの	1,488円	1,162円			

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	313,281円	273,256円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	245,249円	224,987円	
			保守の区別が上記以外のもの	250,149円	229,483円	
	エコノミークラスの もの		保守の区別がタイプ1-1のもの	259,955円	238,475円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	239,953円	221,533円	
			保守の区別が上記以外のもの	244,748円	225,960円	
4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	254,338円	234,813円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	353,407円	302,639円	
			保守の区別が上記以外のもの	269,860円	244,072円	
	エコノミークラスの もの		保守の区別がタイプ1-1のもの	275,255円	248,950円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	286,037円	258,704円	
			保守の区別が上記以外のもの	264,564円	240,618円	
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-2のもの	269,854円	245,427円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	280,427円	255,043円	
			保守の区別が上記以外のもの	389,881円	329,351円	
	エコノミークラスの もの		保守の区別がタイプ1-1のもの	293,678円	262,364円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	299,545円	267,607円	
			保守の区別が上記以外のもの	311,286円	278,094円	
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	285,734円	257,183円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	291,445円	262,323円
				保守の区別が上記以外のもの	302,865円	272,602円
		エコノミーク ラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	430,001円	358,734円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	318,289円	281,449円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	324,652円	287,075円
	(イ) 6. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	337,374円	298,324円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	307,697円	274,541円
				保守の区別が上記以外のもの	313,849円	280,028円
		エコノミーク ラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	326,147円	291,001円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	13,843円	10,138円
				保守の区別が上記以外のもの	11,556円	8,584円
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	11,784円	8,755円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	12,248円	9,098円
				保守の区別が上記以外のもの	8,068円	6,307円
		エコノミーク ラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	8,228円	6,433円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	8,548円	6,685円
				保守の区別が上記以外のもの	1,039,127円	804,825円
	(イ) 50. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	826,736円	659,114円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	843,265円	672,292円
				保守の区別が上記以外のもの	876,330円	698,649円
		エコノミーク ラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	662,560円	552,040円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	675,807円	563,077円
				保守の区別が上記以外のもの	702,301円	585,150円
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,619円	1,917円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,062円	2,194円	
			保守の区別が上記以外のもの	3,123円	2,238円	
	エコノミーク ラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,245円	2,326円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	1,536円	1,199円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,565円	1,222円	
	保守の区別が上記以外のもの	1,627円	1,271円			

区分	料金額		備考
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	110円 1,042円 -
	一般専用に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	80円 110円 100円 100円 110円 210円 200円 200円 210円 320円 420円 640円 850円 1,270円 1,910円 2,540円 2,400円 2,450円 2,540円 4,560円 6,680円 8,690円 4,920円 5,020円 5,220円
A T M専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	510円 240円 240円 250円 240円 240円 250円
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	950円 480円 490円 510円 480円 490円 510円
A T M専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	1,780円 900円 920円 950円 840円 860円 890円
	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	2,610円 1,320円 1,350円 1,400円 1,260円 1,290円 1,340円

区分	料金額		備考
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	130円 1,352円 -
	一般専用に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	180円 130円 120円 120円 130円 250円 240円 240円 250円 380円 510円 760円 1,020円 1,530円 2,290円 3,050円 2,880円 2,940円 3,050円 5,470円 8,010円 10,430円 4,100円 4,180円 4,350円
A T M専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	420円 200円 200円 210円 200円 200円 210円
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	800円 400円 410円 420円 400円 410円 420円
A T M専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	1,480円 750円 770円 800円 700円 710円 740円
	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	2,170円 1,100円 1,120円 1,170円 1,000円 1,020円 1,060円

4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,370円	82,753円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,680円	41,244円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,710円	42,069円	
	エコミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,780円	43,719円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,560円	38,298円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,590円	39,064円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,650円	40,596円	
	5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,010円	98,367円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,040円	50,082円
			保守の区別が上記以外のもの	2,080円	51,084円
		エコミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,160円	53,087円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,860円	45,663円
			保守の区別が上記以外のもの	1,900円	46,576円
	6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	1,970円	48,403円
			セカンドクラスのもの	4,710円	115,542円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	2,460円	60,393円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,510円	61,601円
		エコミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,610円	64,017円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,220円	54,501円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,260円	55,591円
保守の区別が上記以外のもの			2,350円	57,771円	
(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに		クラスが下記以外のもの	250円	6,210円	
		セカンドクラスのもの	200円	4,888円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	200円	4,985円	
		保守の区別が上記以外のもの	210円	5,181円	
		エコミークラスのもの	120円	2,946円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	120円	3,005円	
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	130円	3,123円	
		セカンドクラスのもの	15,840円	388,784円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	11,220円	275,451円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	11,440円	280,960円	
	エコミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	11,890円	291,978円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	7,500円	184,125円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	7,650円	187,808円	
		保守の区別が上記以外のもの	7,950円	195,173円	
	(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	50円	1,212円	
		セカンドクラスのもの	60円	1,490円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		60円	1,520円		
保守の区別が上記以外のもの		60円	1,580円		
エコミークラスのもの		(略)	555円		
保守の区別がタイプ1-2のもの		(略)	566円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	588円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	20,030円	491,835円	
		保守の区別が上記以外のもの	16,380円	402,129円	
	エコミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	16,710円	410,172円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	17,360円	426,257円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	9,420円	231,261円	
保守の区別がタイプ1-2のもの	9,610円	235,886円			
保守の区別が上記以外のもの	9,990円	245,137円			

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

区 分				1回線ごとに月額		
				料金額	備考	
通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を取容する伝送装置により通信用の設備	ア一般	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	6,257円	-	
			専ら音声を送送するため、通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの			
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの			
			イ高速			64kbit/sの符号伝送が可能なもの
			デジタル伝送に係るもの			128kbit/sの符号伝送が可能なもの
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの			
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの			
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの			
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの			
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの			
1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの						
1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの						
3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの						
4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの						
6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの						

4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,760円	95,192円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,400円	48,356円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,430円	49,323円	
	エコミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,480円	51,257円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,300円	44,902円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,330円	45,800円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,380円	47,596円	
	5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,290円	113,498円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,700円	58,718円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,730円	59,892円
		エコミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,800円	62,241円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,550円	53,537円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,580円	54,608円
	6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	1,640円	56,749円
			セカンドクラスのもの	3,870円	133,635円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	2,000円	69,080円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,040円	70,462円
		エコミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,120円	73,225円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	1,800円	62,172円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,840円	63,415円
保守の区別が上記以外のもの			1,910円	65,902円	
(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに		クラスが下記以外のもの	200円	6,948円	
		セカンドクラスのもの	160円	5,574円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	160円	5,685円	
		保守の区別が上記以外のもの	170円	5,908円	
		エコミークラスのもの	100円	3,297円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	100円	3,363円	
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	100円	3,495円	
		セカンドクラスのもの	12,720円	439,349円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	9,100円	314,314円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	9,280円	320,600円	
	エコミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	9,650円	333,173円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	6,000円	207,240円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	6,120円	211,385円	
		保守の区別が上記以外のもの	6,360円	219,674円	
	(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	40円	1,314円	
		セカンドクラスのもの	50円	1,625円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		50円	1,658円		
保守の区別が上記以外のもの		50円	1,723円		
エコミークラスのもの		(略)	630円		
保守の区別がタイプ1-2のもの		(略)	642円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	668円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	15,950円	551,017円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	13,100円	452,474円	
	エコミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	13,360円	461,523円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	13,890円	479,622円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	7,550円	260,777円	
保守の区別がタイプ1-2のもの	7,700円	265,993円			
保守の区別が上記以外のもの	8,000円	276,424円			

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

区 分				1回線ごとに月額		
				料金額	備考	
通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を取容する伝送装置により通信用の設備	ア一般	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	8,930円	-	
			専ら音声を送送するため、通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの			
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの			
			イ高速			64kbit/sの符号伝送が可能なもの
			デジタル伝送に係るもの			128kbit/sの符号伝送が可能なもの
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの			
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの			
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの			
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの			
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの			
1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの						
1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの						
3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの						
4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの						
6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの						



2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の もの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	3,598円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	6,856円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	10,114円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	13,372円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	19,888円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	26,404円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	45,952円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	91,564円	
			クラ ス 2 の もの	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	17,281円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		10,831円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		29,695円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		21,158円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		51,719円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		31,258円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		77,391円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		41,032円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		103,097円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		50,285円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		126,946円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		58,072円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		150,794円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		65,077円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		172,818円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	70,191円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		194,842円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	75,600円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	213,185円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	81,367円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	231,528円			

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の もの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	4,402円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	8,375円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	12,348円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	16,321円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	24,267円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	32,213円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	56,051円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	111,673円	
			クラ ス 2 の もの	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	21,367円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		14,216円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		36,861円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		27,763円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		64,156円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		41,034円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		96,059円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		53,468円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		127,923円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		65,268円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		157,521円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		75,480円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		187,121円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		84,617円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		212,151円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	91,053円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		237,179円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	97,926円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	259,945円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	104,760円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	282,711円			

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの		594円
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの		1,188円
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの		1,782円
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの		2,376円
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの		3,564円
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの		4,752円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの		8,316円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの		16,632円
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	3,089円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		1,913円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		5,352円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		3,796円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		9,367円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		5,637円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		14,048円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		7,419円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		18,735円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		9,106円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		23,083円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		10,526円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		27,431円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		11,803円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		31,446円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	12,735円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		35,462円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	13,721円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	38,806円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	14,773円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	42,150円			

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの		826円
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの		1,652円
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの		2,478円
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの		3,304円
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの		4,956円
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの		6,608円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの		11,564円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの		23,128円
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	4,353円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		2,866円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		7,574円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		5,683円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		13,249円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		8,442円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		19,882円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		11,027円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		26,506円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		13,480円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		32,660円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		15,603円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		38,814円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		17,503円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		44,018円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	18,841円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		49,221円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	20,270円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	53,954円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	21,691円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	58,687円			

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	121円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	1案内ごとに	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
		イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	
(3) 番号データベース接続機	ア (略)	(略)	(略)	(略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	152円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	1案内ごとに	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
		イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	
(3) 番号データベース接続機	ア (略)	(略)	(略)	(略)

能	イ 第五条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	10.20円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ（略）	（略）	（略）	（略）
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1通信ごとに	46円	_____

能	イ 第五条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	12.56円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ（略）	（略）	（略）	（略）
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1通信ごとに	38円	_____

2-9 手動交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	1通信ごとに	858円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コネクタサービス取扱機能	1通信ごとに	139円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

2-9 手動交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	1通信ごとに	1,197円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コネクタサービス取扱機能	1通信ごとに	194円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	1秒ごとに	1.5531円	_____

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	1秒ごとに	1.6867円	_____

(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.9161円	_____
------------------	------------------------------------	-------	---------	-------

2-10-2 (略)

2-1-1 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	263円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	54円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの 1回線ごとに月額	(略)	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	34円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	(略)	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	_____

(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.0024円	_____
------------------	------------------------------------	-------	---------	-------

2-10-2 (略)

2-1-1 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	255円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	50円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの 1回線ごとに月額	(略)	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	37円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	(略)	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	_____

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	_____
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	(略)	_____
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	386円
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.760円
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	_____

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送	第5条(標準 的な接続箇 所)第1項の 表中第8欄 のうち特別	ア~ウ (略)	(略)	(略)	(略)

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	_____
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	(略)	_____
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	416円
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.782円
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	_____

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送	第5条(標準 的な接続箇 所)第1項の 表中第8欄 のうち特別	ア~ウ (略)	(略)	(略)	(略)

機能	収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	135,881円	_____
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	4,080円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	15,161円	_____

機能	収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	302,515円	_____
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	5,427円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	14,366円	_____

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(43) (略)	(略)	(略)
(44) 自動番号案内網制御機能	特定端末系事業者の契約約款等に規定する自動番号案内を行うために自動番号案内用サービス制御局及び自動番号案内用サービス制御統括局を利用して、番号翻訳及び通話終了通知を行う機能	特定端末系事業者に適用します。

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(43) (略)	(略)	(略)
(44) 削除		



2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.258
	電力設備	0.871
	伝送機械設備	0.156
	無線機械設備	0.064
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.073
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.068

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.039
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.055
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.101
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.036
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	(略)
		中継伝送機能	0.033
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.098
		繰延資産比率	0.0185
		投資等比率	0.0015
貯蔵品比率	0.0092		
他人資本比率	0.301		
自己資本比率	0.699		
他人資本利子率	0.0115		
自己資本利益率	0.0102		
有利子負債以外の負債の比率	0.048		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0118		
利益対応税率	0.5298		
貸倒率	(略)		

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.257
	電力設備	0.883
	伝送機械設備	0.166
	無線機械設備	0.056
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.079
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.066

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.036
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.058
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.104
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.034
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	(略)
		中継伝送機能	0.034
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.101
		繰延資産比率	0.0112
		投資等比率	0.0013
貯蔵品比率	0.0081		
他人資本比率	0.280		
自己資本比率	0.720		
他人資本利子率	0.0101		
自己資本利益率	0.0086		
有利子負債以外の負債の比率	0.043		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0102		
利益対応税率	0.5295		
貸倒率	(略)		

2 工事費の額  
2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考	
(1)～(9) (略)				
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに <u>2,591円</u>	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに <u>3,226円</u>		
(11)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに <u>1,764円</u>	特定中継業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに <u>2,159円</u>	特定中継業者に適用します。	
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合 1回線ごとに <u>1,499円</u>	特定中継業者に適用します。	
		廃止の場合 1回線ごとに <u>1,363円</u>		
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合 1回線ごとに	平日昼間 <u>4,194円</u>	特定中継業者に適用します。
			平日夜間 <u>4,835円</u>	
			平日深夜 <u>5,569円</u>	
			土日祝日 昼夜間 <u>5,019円</u>	
			土日祝日 深夜 <u>5,751円</u>	
			平日昼間 <u>3,312円</u>	
			平日夜間 <u>3,818円</u>	
			平日深夜 <u>4,397円</u>	
土日祝日 昼夜間 <u>3,964円</u>				
廃止の場合 1回線ごと	平日昼間 <u>3,312円</u>			
	平日夜間 <u>3,818円</u>			
	平日深夜 <u>4,397円</u>			
	土日祝日 昼夜間 <u>3,964円</u>			

2 工事費の額  
2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考	
(1)～(9) (略)				
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに <u>2,594円</u>	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに <u>3,230円</u>		
(11)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに <u>1,766円</u>	特定中継業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに <u>2,161円</u>	特定中継業者に適用します。	
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合 1回線ごとに <u>1,501円</u>	特定中継業者に適用します。	
		廃止の場合 1回線ごとに <u>1,365円</u>		
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合 1回線ごとに	平日昼間 <u>4,199円</u>	特定中継業者に適用します。
			平日夜間 <u>4,842円</u>	
			平日深夜 <u>5,578円</u>	
			土日祝日 昼夜間 <u>5,026円</u>	
			土日祝日 深夜 <u>5,761円</u>	
			平日昼間 <u>3,316円</u>	
			平日夜間 <u>3,824円</u>	
			平日深夜 <u>4,405円</u>	
土日祝日 昼夜間 <u>3,969円</u>				
廃止の場合 1回線ごと	平日昼間 <u>3,316円</u>			
	平日夜間 <u>3,824円</u>			
	平日深夜 <u>4,405円</u>			
	土日祝日 昼夜間 <u>3,969円</u>			

				に	土日祝日 深夜	4,542円			
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1	回線ごとに	759円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1	回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1	工事ごとに	6,939円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)		
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア基本額	(7) (イ) 以外の 場合	1	ルー テ ィ ン グ 番 号 ご と に	平日昼間	1,129円	移転先事業者に適用します。	
						平日夜間	1,301円		
						平日深夜	1,499円		
						土日祝日 昼夜間	1,351円		
						土日祝日 深夜	1,548円		
						(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1		ルー テ ィ ン グ 番 号 ご と に
				平日夜間	811円				
				平日深夜	934円				
				土日祝日 昼夜間	841円				
				土日祝日 深夜	964円				
イ (略)	(略)	(略)	(略)						
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除	アルー テ ィ ン グ 番 号 の み を 削 除 す る 場 合	(7) (イ) 以外の 場合	1	ルー テ ィ ン グ 番 号 ご と に	平日昼間	1,129円	———	
						平日夜間	1,301円		
						平日深夜	1,499円		
						土日祝日 昼夜間	1,351円		
						土日祝日 深夜	1,548円		
						(イ) 当社が指定した電気通信	1		ルー テ ィ ン グ 番
				平日夜間	711円				
				平日深夜	819円				

				に	土日祝日 深夜	4,549円			
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1	回線ごとに	760円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1	回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1	工事ごとに	6,947円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)		
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア基本額	(7) (イ) 以外の 場合	1	ルー テ ィ ン グ 番 号 ご と に	平日昼間	1,130円	移転先事業者に適用します。	
						平日夜間	1,303円		
						平日深夜	1,501円		
						土日祝日 昼夜間	1,353円		
						土日祝日 深夜	1,550円		
						(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1		ルー テ ィ ン グ 番 号 ご と に
				平日夜間	812円				
				平日深夜	935円				
				土日祝日 昼夜間	843円				
				土日祝日 深夜	966円				
イ (略)	(略)	(略)	(略)						
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除	アルー テ ィ ン グ 番 号 の み を 削 除 す る 場 合	(7) (イ) 以外の 場合	1	ルー テ ィ ン グ 番 号 ご と に	平日昼間	1,130円	———	
						平日夜間	1,303円		
						平日深夜	1,501円		
						土日祝日 昼夜間	1,353円		
						土日祝日 深夜	1,550円		
						(イ) 当社が指定した電気通信	1		ルー テ ィ ン グ 番
				平日夜間	712円				
				平日深夜	820円				

する工事に要する費用	回線を備えてみる場合	設置を申請する場合	号ごとに	土日祝日 昼夜間	738 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
				土日祝日 深夜	846 円				
				ルーティング番号及び契約者線号を除外する場合	(7) (イ) 以外の場合		1 ルーティング番号及び契約者線号ごとに	平日昼間	1,264 円
								平日夜間	1,458 円
								平日深夜	1,679 円
								土日祝日 昼夜間	1,513 円
								土日祝日 深夜	1,734 円
								(イ) 当社が指定した電気回線を備えてみる場合	1 ルーティング番号及び契約者線号ごとに
				平日夜間	711 円				
				平日深夜	819 円				
土日祝日 昼夜間	738 円								
土日祝日 深夜	846 円								
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,257 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。		
					平日夜間	2,602 円			
					平日深夜	2,997 円			
					土日祝日 昼夜間	2,701 円			
					土日祝日 深夜	3,096 円			
					(イ) 当社が指定した電気回線を備えてみる場合	1 ルーティング番号ごとに		平日昼間	1,153 円
								平日夜間	1,330 円
								平日深夜	1,531 円
								土日祝日 昼夜間	1,380 円
								土日祝日 深夜	1,582 円

する工事に要する費用	回線を備えてみる場合	設置を申請する場合	号ごとに	土日祝日 昼夜間	739 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
				土日祝日 深夜	847 円				
				ルーティング番号及び契約者線号を除外する場合	(7) (イ) 以外の場合		1 ルーティング番号及び契約者線号ごとに	平日昼間	1,266 円
								平日夜間	1,460 円
								平日深夜	1,682 円
								土日祝日 昼夜間	1,515 円
								土日祝日 深夜	1,737 円
								(イ) 当社が指定した電気回線を備えてみる場合	1 ルーティング番号及び契約者線号ごとに
				平日夜間	712 円				
				平日深夜	820 円				
土日祝日 昼夜間	739 円								
土日祝日 深夜	847 円								
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,260 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。		
					平日夜間	2,606 円			
					平日深夜	3,002 円			
					土日祝日 昼夜間	2,705 円			
					土日祝日 深夜	3,101 円			
					(イ) 当社が指定した電気回線を備えてみる場合	1 ルーティング番号ごとに		平日昼間	1,155 円
								平日夜間	1,332 円
								平日深夜	1,534 円
								土日祝日 昼夜間	1,382 円
								土日祝日 深夜	1,584 円

(27) (略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末と一体として当社の内配線(主として戸建ての建物に設置される形態による工事費用)	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	17,821 円	_____
				平日夜間	20,145 円	_____
				平日深夜	22,807 円	_____
				土日祝日昼間	20,814 円	_____
				土日祝日夜間	20,814 円	_____
				土日祝日深夜	23,471 円	_____
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間
		平日夜間	13,985 円			_____
		平日深夜	16,108 円			_____
		土日祝日昼間	14,518 円			_____
		土日祝日夜間	14,518 円			_____
		土日祝日深夜	16,637 円			_____
		ウ 既に設置された当社の光屋内配線をその	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	① 当社利用者宅内開通試験を施さない場合	1 工事ごとに	4,765 円

(27) (略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末と一体として当社の内配線(主として戸建ての建物に設置される形態による工事費用)	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	14,607 円	_____
				平日夜間	16,452 円	_____
				平日深夜	18,562 円	_____
				土日祝日昼間	16,978 円	_____
				土日祝日夜間	16,978 円	_____
				土日祝日深夜	19,086 円	_____
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間
		平日夜間	12,583 円			_____
		平日深夜	14,495 円			_____
		土日祝日昼間	13,060 円			_____
		土日祝日夜間	13,060 円			_____
		土日祝日深夜	14,970 円			_____
		ウ 既に設置された当社の光屋内配線をその	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	① 当社利用者宅内開通試験を施さない場合	1 工事ごとに	3,699 円

	まま転用する場合		② 当社が利用宅内で開試のを実施する場合	1 工事ごとに	平日昼間	10,625 円	_____	
					平日夜間	11,520 円	_____	
					平日深夜	12,545 円	_____	
					土日祝日昼間	11,777 円	_____	
					土日祝日夜間	11,777 円	_____	
					土日祝日深夜	12,800 円	_____	
				(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	9,327 円	_____
						平日夜間	10,064 円	_____
						平日深夜	10,909 円	_____
						土日祝日昼間	10,276 円	_____
						土日祝日夜間	10,276 円	_____
						土日祝日深夜	11,120 円	_____
(28) (略)	(略)			(略)	(略)			
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りませ。）の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	6,988 円	_____		
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	8,222 円	_____		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,437 円	_____		
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	7,914 円	_____		

	まま転用する場合		② 当社が利用宅内で開試のを実施する場合	1 工事ごとに	平日昼間	8,435 円	_____	
					平日夜間	9,161 円	_____	
					平日深夜	9,991 円	_____	
					土日祝日昼間	9,368 円	_____	
					土日祝日夜間	9,368 円	_____	
					土日祝日深夜	10,197 円	_____	
				(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	7,139 円	_____
						平日夜間	7,707 円	_____
						平日深夜	8,356 円	_____
						土日祝日昼間	7,869 円	_____
						土日祝日夜間	7,869 円	_____
						土日祝日深夜	8,517 円	_____
(28) (略)	(略)			(略)	(略)			
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りませ。）の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	6,996 円	_____		
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	8,231 円	_____		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,439 円	_____		
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	7,923 円	_____		

(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	6,988 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,330 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,437 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,486 円	—
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,845 円	—
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間		4,307 円	—
			平日夜間		4,906 円	
			平日深夜		5,590 円	
			土日祝日昼間		5,078 円	
			土日祝日夜間		5,078 円	
			土日祝日深夜		5,761 円	
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線	平日昼間		1,575 円	—
			平日夜間		1,677 円	
			平日深夜		1,794 円	
			土日祝日昼間		1,706 円	
			土日祝日夜間		1,706 円	

(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	6,996 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,344 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,439 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,498 円	—
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,855 円	—
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間		4,198 円	—
			平日夜間		4,812 円	
			平日深夜		5,515 円	
			土日祝日昼間		4,989 円	
			土日祝日夜間		4,989 円	
			土日祝日深夜		5,691 円	
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線	平日昼間		1,502 円	—
			平日夜間		1,619 円	
			平日深夜		1,752 円	
			土日祝日昼間		1,652 円	
			土日祝日夜間		1,652 円	

		ごとに	土日祝 日深夜	<u>1,823円</u>	
(36) 光信号分岐 末端回線設置等 加算工事費	光信号分岐末端回線を設置等する 工事を平日昼間以外に実施する場 合に加算する費用	1 光 信号 分岐 端 末 回 線 ご と に	平日夜 間	<u>1,115円</u>	—
			平日深 夜	<u>2,386円</u>	
			土日祝 日昼間	<u>1,433円</u>	
			土日祝 日夜間	<u>1,433円</u>	
			土日祝 日深夜	<u>2,704円</u>	
(37) 融着接続 工事費	光信号末端回線（光局外スプリッ タを含まないものに限りま す。）との接続を申込む場合に、当該回 線の架空部分と引込部分を、融着 接続工事（光ファイバケーブル同 士を融解して接続する工事をい い、単芯により構成される光ファイ バケーブルについて工事を行う 場合に限りま す。）により接続す る場合に要する費用	1 回 線 ご と に	平日昼 間	<u>3,362円</u>	—
			土日祝 日昼間	<u>4,023円</u>	

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	<u>6,168円</u>
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,110円</u>
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,189円</u>
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,381円</u>
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,458円</u>

		ごとに	土日祝 日深夜	<u>1,786円</u>	
(36) 光信号分岐 末端回線設置等 加算工事費	光信号分岐末端回線を設置等する 工事を平日昼間以外に実施する場 合に加算する費用	1 光 信号 分岐 端 末 回 線 ご と に	平日夜 間	<u>1,098円</u>	—
			平日深 夜	<u>2,355円</u>	
			土日祝 日昼間	<u>1,414円</u>	
			土日祝 日夜間	<u>1,414円</u>	
			土日祝 日深夜	<u>2,668円</u>	
			(37) 融着接続 工事費	光信号末端回線（光局外スプリッ タを含まないものに限りま す。）との接続を申込む場合に、当該回 線の架空部分と引込部分を、融着 接続工事（光ファイバケーブル同 士を融解して接続する工事をい い、単芯により構成される光ファイ バケーブルについて工事を行う 場合に限りま す。）により接続す る場合に要する費用	
土日祝 日昼間	<u>4,028円</u>				

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	<u>6,175円</u>
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,121円</u>
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,203円</u>
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,391円</u>
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,472円</u>



第2 手続費  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(13) (略)	(略)
(14) 端末回線情報提供手続費の適用	<p>端末回線情報提供手続費については、2（手続費の額）第32欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（第68条（手続費の支払義務）第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）を当社及びDSLサービス提供協定事業者（当社と協定を締結してDSLサービスを提供している電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（当社に係るものにあつては、当社の提供するDSLサービス（当社が利用者料金を設定するものに限ります。）に係る契約の申込みを承諾した数をいい、DSLサービス提供協定事業者に係るものにあつては、第68条第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。</p>

第2 手続費  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(13) (略)	(略)
(14) 端末回線情報提供手続費の適用	<p>端末回線情報提供手続費については、2（手続費の額）<u>2-1</u>第32欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（第68条（手続費の支払義務）第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）を当社及びDSLサービス提供協定事業者（当社と協定を締結してDSLサービスを提供している電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（当社に係るものにあつては、当社の提供するDSLサービス（当社が利用者料金を設定するものに限ります。）に係る契約の申込みを承諾した数をいい、DSLサービス提供協定事業者に係るものにあつては、第68条第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。</p>

2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	107円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	196円	—
(4) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア 以外の場合	(7) (略)	(略)	(略)
		イ (略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	(略)	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。

2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	80円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	218円	—
(4) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア 以外の場合	(7) (略)	(略)	(略)
		イ (略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	(略)	無線呼出し事業者に適用します。

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用	1 照会ごと と 1件ごとに	平日 昼間 土日 祝日 昼夜間	8,327円 9,964円 9.91円	みなし契約 事業者に適 用します。	
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日 昼夜間 土日祝日 深夜	10,874円 12,535円 14,437円 13,013円 14,911円	_____	
	ウ 第95条の3第1項第2号に定まる接続に必要な装置等の設置に係る作業を	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日 昼夜間 土日祝日 深夜	11,886円 13,701円 15,780円 14,223円 16,299円	_____
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1回ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日 昼夜間	8,462円 9,755円 11,235円 10,127円	_____

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用	1 照会ごと と 1件ごとに	平日 昼間 土日 祝日 昼夜間	8,336円 9,978円 13.54円	みなし契約 事業者に適 用します。	
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日 昼夜間 土日祝日 深夜	10,887円 12,554円 14,462円 13,030円 14,936円	_____	
	ウ 第95条の3第1項第2号に定まる接続に必要な装置等の設置に係る作業を	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日 昼夜間 土日祝日 深夜	11,899円 13,722円 15,807円 14,242円 16,326円	_____
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1回ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日 昼夜間	8,472円 9,770円 11,255円 10,140円	_____

		場合あて、その装置を社通用物に当該の気信備しは力備接しは断る場合	主配線盤に接続し又は切断する場合		土日祝日 深夜	<u>11,604円</u>	
				エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	<u>9,764円</u>	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				1回線ごとに	<u>1,030円</u>	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				1回線ごとに	(略)	
(13) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)

		場合あて、その装置を社通用物に当該の気信備しは力備接しは断る場合	主配線盤に接続し又は切断する場合		土日祝日 深夜	<u>11,624円</u>	
				エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	<u>9,775円</u>	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				1回線ごとに	<u>1,031円</u>	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				1回線ごとに	(略)	
(13) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)

(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確 認等するために収容状況を調査等する費用			1回線 ごとに	703円	_____
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3 項の規定に基づき、そのDSL回線が事後 対策対象回線であるかどうかの事実、及び そのDSL回線を利用する協定事業者名等 の調査に要する費用			1回線 ごとに	956円	申告事業 者に適用 します。
(13)-3 DSL回線換 算線路長等 調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長 及び伝送損失に限ります。)に関する情報を 調査する場合に要する費用			1回線 ごとに	709円	_____
(14) 優先 接続受付手 続費	優先接続の受付に要する費用			1変更 ごとに	297円	_____
(15) 光回線 設備線路条 件調査費	第99 条の6 (光回 線設備 に係る 情報の 提供) の規定 により、 当社が 回線の 設備 線路の 条件情 報提供 を行う 場合の 調査に 要する 費用	(7) 基 本額	① 利用者 の建物で 測定を行 う場合	1地点ご との1調 査ごとに	6,267円	_____
			② 当社 の通信用 建物で測 定を行う 場合	1地点ご との1調 査ごとに	(略)	
		(イ) 加 算額	伝送損失又 はパルス測 定結果の調 査を行う場 合	1回線ご との1調 査ごとに	820円	_____
	イ 同条第1項第2号に規定する光 回線設備(光信号分岐端末回線を 除きます。)の経過年数の調査に要 する費用			1区間ご とに	1,647円	_____
	ウ 同条 第2項 に規定 する光 信号端 末回線 の概算 提供可 能時期 の調査 に要す る費用	(7) 基本額		1番号ご との1成 功検索ご とに	28円	_____
		(4) 光 信号 端末 回線 (光 局外 スプ ル)	① 1の光 信号端 末回線 の概算 提供可 能時期 を回答 する とき	1番号ご との1成 功検索ご とに	3円	_____

(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確 認等するために収容状況を調査等する費用			1回線 ごとに	704円	_____
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3 項の規定に基づき、そのDSL回線が事後 対策対象回線であるかどうかの事実、及び そのDSL回線を利用する協定事業者名等 の調査に要する費用			1回線 ごとに	957円	申告事業 者に適用 します。
(13)-3 DSL回線換 算線路長等 調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長 及び伝送損失に限ります。)に関する情報を 調査する場合に要する費用			1回線 ごとに	710円	_____
(14) 優先 接続受付手 続費	優先接続の受付に要する費用			1変更 ごとに	213円	_____
(15) 光回線 設備線路条 件調査費	第99 条の6 (光回 線設備 に係る 情報の 提供) の規定 により、 当社が 回線の 設備 線路の 条件情 報提供 を行う 場合の 調査に 要する 費用	(7) 基 本額	① 利用者 の建物で 測定を行 う場合	1地点ご との1調 査ごとに	6,274円	_____
			② 当社 の通信用 建物で測 定を行う 場合	1地点ご との1調 査ごとに	(略)	
		(イ) 加 算額	伝送損失又 はパルス測 定結果の調 査を行う場 合	1回線ご との1調 査ごとに	821円	_____
	イ 同条第1項第2号に規定する光 回線設備(光信号分岐端末回線を 除きます。)の経過年数の調査に要 する費用			1区間ご とに	1,649円	_____
	ウ 同条 第2項 に規定 する光 信号端 末回線 の概算 提供可 能時期 の調査 に要す る費用	(7) 基本額		1番号ご との1成 功検索ご とに	10円	_____
		(4) 光 信号 端末 回線 (光 局外 スプ ル)	① 1の光 信号端 末回線 の概算 提供可 能時期 を回答 する とき	1番号ご との1成 功検索ご とに	1円	_____

		る費用	リッ タを 含む の限 りま す。以 下、こ の欄 にお てじ し ます。 ) 調 査を 行場 合の 加 算額	② 同時に複数 の光信号 端末回線の 概算提供可 能時期を回 答するとき	1 番号ご との 1 成 功検索ご とに	<u>6 円</u>	
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(21) 相互接 続点に係る 情報調査費	相互接続点 の設置の可 否について 調査する場 合又は第 10 条の 2 (事前 照会) 第 2 項 第 4 号に規 定する事項 に係る情報 を提供する 場合に要す る費用	ア 接続に必要な装置等を設 置するためのキャビネット ラック (それを設置するた めに要するスペースが 1 基 準架を超えないものであ って、当社が別に定める設置 基準を満たすものに限ります。 ) を協定事業者が設置する 場合	1 通信用 建物ご との 1 件ご とに		<u>8,746 円</u>		
		イ 光信号局内伝送路のみを 当社の通信用建物内に協定 事業者が設置する場合	1 通信用 建物ご との 1 件ご とに		<u>833 円</u>		
(22) 一般光 信号中継回 線に係る情 報調査費	第 10 条の 2 (事前照会) 第 2 項第 9 号又は 第 34 条の 2 (一般光信号中継回線の線路設 備調査及び接続申込み) 第 2 項に規定する事 項の調査に要する費用		1 区間ご とに		<u>2,128 円</u>		

		る費用	リッ タを 含む の限 りま す。以 下、こ の欄 にお てじ し ます。 ) 調 査を 行場 合の 加 算額	② 同時に複数 の光信号 端末回線の 概算提供可 能時期を回 答するとき	1 番号ご との 1 成 功検索ご とに	<u>2 円</u>	
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(21) 相互接 続点に係る 情報調査費	相互接続点 の設置の可 否について 調査する場 合又は第 10 条の 2 (事前 照会) 第 2 項 第 4 号に規 定する事項 に係る情報 を提供する 場合に要す る費用	ア 接続に必要な装置等を設 置するためのキャビネット ラック (それを設置するた めに要するスペースが 1 基 準架を超えないものであ って、当社が別に定める設置 基準を満たすものに限ります。 ) を協定事業者が設置する 場合	1 通信用 建物ご との 1 件ご とに		<u>8,756 円</u>		
		イ 光信号局内伝送路のみを 当社の通信用建物内に協定 事業者が設置する場合	1 通信用 建物ご との 1 件ご とに		<u>834 円</u>		
(22) 一般光 信号中継回 線に係る情 報調査費	第 10 条の 2 (事前照会) 第 2 項第 9 号又は第 34 条の 2 (一般光信号中継回線の線路設 備調査及び接続申込み) 第 2 項に規定する事 項の調査に要する費用		1 区間ご とに		<u>2,130 円</u>		

(23) 光信号 端末回線の 事前照会に 係る情報調 査費	光信号 端末回線 に関する 情報(第 10条の 2(事前 照会)第 2項第8 号に係る ものに 限ります。 。)を提 供する 場合に 要する 費用	ア 提供可能 時期の調 査に要 する費 用	(7) 光信号端 末回線(既 に設置さ れた当社 の光屋内 配線を除 きます。) に係る情 報を提供 する場合	1区間ご とに	<u>4,330円</u>	—
			(イ) 既に設置 された光 当社の 屋内配 線に係る 情報を 提供す る場合	1区間ご とに	<u>12,540円</u>	—
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ご とに	<u>2,763円</u>	—	
(24) 自前工 事調整等 作業費	接続申 込者が 接続に 必要な 装置等 を設置 又は撤 去する 場合に おいて 、その 設置に 付随す る設計 工事調 整、接 続に必 要な装 置等の 設置又 は撤去 の結果 の確認 、その 撤去に 伴う設 備情報 の変更 管理、 その他 の作業 に要す る費用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要 な装置等を 設置するた めのキャビ ネットラ ックを接 続申込 者が設 置する 場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>48,036円</u>	—
			(イ) 接続に必要 な装置等を 当社の電 力設備、 クロック 供給装置 又はそ の他の 電気通 信設備 のいず れか2 種類以 上に接 続する 場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>33,924円</u>	—
			(ウ) 接続に必要 な装置等を 当社の電 力設備、 クロック 供給装置 又はそ の他の 電気通 信設備 のいず れか1 種類に 接続す る場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>22,748円</u>	—
			(エ) 複数のキャビ ネットラ ックに設 置され た、1 の接続 申込 者に 係る接 続に必 要な 装置 等相 互間 を接 続す る 場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>19,102円</u>	—

(23) 光信号 端末回線の 事前照会に 係る情報調 査費	光信号端 末回線に 関する 情報(第 10条の 2(事前 照会)第 2項第8 号に係る ものに 限ります。 。)を 提供す る 場 合 に 要 す る 費 用	ア 提供可能 時期の調 査に要 する費 用	(7) 光信号端 末回線(既 に設置さ れた当社 の光屋内 配線を除 きます。) に係る情 報を提供 する場合	1区間ご とに	<u>4,335円</u>	—
			(イ) 既に設置 された光 当社の 屋内配 線に係る 情報を 提供す る場合	1区間ご とに	<u>12,554円</u>	—
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ご とに	<u>2,766円</u>	—	
(24) 自前工 事調整等 作業費	接続申 込者が 接続に 必要な 装置等 を設置 又は撤 去する 場合に おいて 、その 設置に 付随す る設計 工事調 整、接 続に必 要な装 置等の 設置又 は撤去 の結果 の確認 、その 撤去に 伴う設 備情報 の変更 管理、 その他 の作業 に要す る費用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要 な装置等を 設置する ための キャビ ネットラ ックを 接続申 込者が 設置す る 場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>48,091円</u>	—
			(イ) 接続に必要 な装置等を 当社の電 力設備、 クロック 供給装置 又はそ の他の 電気通 信設備 のいず れか2 種類以 上に接 続する 場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>33,963円</u>	—
			(ウ) 接続に必要 な装置等を 当社の電 力設備、 クロック 供給装置 又はそ の他の 電気通 信設備 のいず れか1 種類に 接続す る 場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>22,773円</u>	—
			(エ) 複数のキャビ ネットラ ックに設 置され た、1 の接続 申込 者に 係る接 続に必 要な 装置 等相 互間 を接 続す る 場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>19,124円</u>	—

		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,820円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,111円	_____
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,754円	_____
			(エ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,618円	_____
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,680円	_____	
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	5,656円	_____
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	6,196円	_____	_____

		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,830円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,120円	_____
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,762円	_____
			(エ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,626円	_____
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,688円	_____	
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	5,662円	_____
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	8,202円	_____	_____



	供する場合に要する費用	イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>1,308 円</u>	—
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>2,117 円</u>	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	<u>28 円</u>	—
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	<u>78 円</u>	—
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>220 円</u>	—
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	<u>26,719 円</u>	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	<u>709 円</u>	—
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>1,153 円</u>	—

	供する場合に要する費用	イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>1,306 円</u>	—
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>2,114 円</u>	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	<u>29 円</u>	—
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	<u>79 円</u>	—
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>221 円</u>	—
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	<u>26,687 円</u>	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	<u>710 円</u>	—
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>1,155 円</u>	—

査費	接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,362円	——
(31) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に着するまでの手続きに要する費用		1件ごとに	平日 7,883円 平日 13,815円 平日 21,840円 平日 深夜 9,433円 土日 祝日 昼間 14,341円 土日 祝日 夜間 22,557円 土日 祝日 深夜	——
(32) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,685,000円	——
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの (イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,264円	——
			1区間ごとに	2,776円	

査費	接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,374円	——
(31) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に着するまでの手続きに要する費用		1件ごとに	平日 7,892円 平日 14,335円 平日 22,468円 平日 深夜 9,446円 土日 祝日 昼間 14,878円 土日 祝日 夜間 23,205円 土日 祝日 深夜	——
(32) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,692,000円	——
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの (イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,266円	——
			1区間ごとに	2,779円	

イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>1,992円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,510円</u>	
ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>1,992円</u>	――
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,510円</u>	
エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,701円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>4,213円</u>	

イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>1,995円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,513円</u>	
ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>1,995円</u>	――
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,069円</u>	
エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,705円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>4,218円</u>	

	オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,701円</u>	—
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>4,213円</u>	
カ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額		<u>1,663,670円</u>	—

2-2~2-3 (略)

	オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,705円</u>	—
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>4,218円</u>	
カ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額		<u>1,360,913円</u>	—

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.103

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.101

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.300
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区 分		内 容
取付費比率	受電設備	1.308
	発電設備	0.677
	電源設備及び蓄電池設備	0.904
	空気調整設備	1.610
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.047
自己資本利益率		0.0265

(3) (略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.303
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区 分		内 容
取付費比率	受電設備	1.306
	発電設備	0.672
	電源設備及び蓄電池設備	0.910
	空気調整設備	1.614
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.044
自己資本利益率		0.0341

(3) (略)

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,379円	34,977円
	札幌南	854円	40,687円
	札幌1外	3,905円	74,532円
	大通り2丁目	3,895円	52,379円
	新琴似	753円	30,502円
	篠路	556円	23,547円
	札幌東	667円	128,759円
	丘珠	758円	25,609円
	東苗穂	58円	37,451円
	札幌白石	1,005円	30,849円
	札幌北郷	480円	30,960円
	札幌豊平	940円	30,233円
	札幌月寒	1,219円	38,013円
	清田	478円	30,644円
	真駒内	1,228円	54,959円
	発寒	969円	20,746円
	厚別	543円	32,910円
	もみじ台	661円	23,170円
	手稲	506円	18,159円
	函館	344円	35,667円
	函館松陰	789円	42,006円
	函館北	525円	26,633円
	桔梗	143円	20,971円
	函館千歳	580円	41,909円
	小樽2	336円	20,032円
	旭川	305円	41,796円
	旭川東光	351円	24,975円
	春光	(略)	15,450円
	東鷹栖	221円	24,189円
	永山	279円	20,834円
	東旭川	227円	17,215円
	旭川市外	244円	28,955円
	旭川神楽	246円	18,430円
	室蘭	231円	22,266円
	新室西	313円	74,997円
	釧路	363円	31,865円
	釧路鳥取	251円	24,244円
	釧路南	125円	19,334円
	釧路武佐	169円	26,773円
	愛国	390円	27,628円
	帯広稲田	327円	32,619円
	西帯広	269円	20,730円
	白樺通り	422円	37,103円
	帯広東	240円	29,052円
	北海道北見	314円	17,640円
	岩見沢	225円	27,075円
	網走	194円	20,546円
留萌	(略)	18,112円	
苫小牧	373円	20,284円	
苫小牧東	191円	81,965円	
苫小牧西	298円	24,280円	
勇払	169円	31,133円	
稚内	222円	22,174円	
稚内南	192円	35,231円	
美唄	229円	18,251円	
芦別	117円	13,247円	
江別	501円	18,985円	
札幌大麻	209円	18,113円	
紋別	97円	25,786円	
士別	103円	24,630円	
名寄	176円	22,445円	
根室	174円	24,982円	
千歳	160円	26,998円	

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,552円	33,115円
	札幌南	932円	35,989円
	札幌1外	4,195円	78,822円
	大通り2丁目	4,188円	50,945円
	新琴似	763円	26,325円
	篠路	589円	21,595円
	札幌東	744円	123,674円
	丘珠	765円	23,433円
	東苗穂	59円	34,698円
	札幌白石	1,015円	32,595円
	札幌北郷	450円	28,167円
	札幌豊平	947円	27,341円
	札幌月寒	1,283円	35,036円
	清田	473円	28,391円
	真駒内	1,269円	47,952円
	発寒	1,079円	19,745円
	厚別	570円	30,098円
	もみじ台	676円	20,541円
	手稲	513円	16,683円
	函館	335円	69,395円
	函館松陰	776円	34,517円
	函館北	541円	21,495円
	桔梗	135円	19,363円
	函館千歳	566円	61,565円
	小樽2	333円	19,076円
	旭川	304円	36,441円
	旭川東光	348円	23,268円
	春光	(略)	13,809円
	東鷹栖	215円	22,299円
	永山	261円	19,282円
	東旭川	223円	15,648円
	旭川市外	251円	27,154円
	旭川神楽	284円	17,145円
	室蘭	224円	24,332円
	新室西	269円	73,124円
	釧路	358円	50,178円
	釧路鳥取	254円	22,192円
	釧路南	330円	29,122円
	釧路武佐	223円	24,728円
	愛国	372円	25,485円
	帯広稲田	341円	30,952円
	西帯広	285円	18,662円
	白樺通り	403円	34,327円
	帯広東	278円	27,344円
	北海道北見	290円	15,651円
	岩見沢	210円	25,920円
	網走	180円	18,687円
留萌	(略)	16,278円	
苫小牧	319円	19,210円	
苫小牧東	169円	73,633円	
苫小牧西	284円	23,627円	
勇払	146円	29,002円	
稚内	214円	19,238円	
稚内南	186円	32,749円	
美唄	209円	17,206円	
芦別	132円	12,544円	
江別	456円	18,067円	
札幌大麻	199円	16,407円	
紋別	94円	23,698円	
士別	99円	21,225円	
名寄	167円	21,087円	
根室	163円	24,900円	
千歳	328円	25,111円	

泉沢	301円	40,667円
滝川	138円	17,958円
砂川	212円	17,657円
石狩深川	418円	26,712円
富良野	236円	34,057円
恵庭	279円	24,415円
島松	277円	20,414円
北海道伊達	464円	13,167円
石狩広島	327円	13,779円
輪厚	998円	24,976円
石狩	61円	32,986円
当別	136円	17,077円
倶知安	245円	27,660円
岩内	228円	24,906円
余市	183円	20,580円
北海道栗山	174円	15,151円
門別富川	165円	26,191円
静内	156円	25,776円
浦河	254円	18,047円
木野	363円	27,683円
士幌	57円	19,561円
鹿追	60円	26,132円
新得	120円	21,619円
大樹	124円	54,532円
本別	272円	29,200円
足寄	153円	23,704円
釧路白糠	135円	44,154円
中標津	194円	32,620円
根室標津	72円	37,203円
札幌石山	516円	23,446円
川谷	657円	18,918円
東相の内	197円	52,929円
遠軽	224円	21,296円
幕別	153円	25,308円
南幌	90円	36,034円
簾舞	122円	48,827円
虻田	196円	23,372円
錦岡	597円	36,356円
美幌	207円	18,033円
岩見沢幌向	66円	40,101円
湯の川	416円	20,041円
神楽岡	332円	20,720円
本輪西	366円	18,270円
白鳥台	240円	20,032円
七重浜	401円	17,519円
上磯	316円	52,768円
函館大野	228円	57,659円
森	267円	23,624円
北海道八雲	281円	33,399円
苫小牧萩野	136円	22,059円
知内	371円	43,813円
長万部	146円	23,831円
旭川東川	375円	23,198円
音更	215円	73,434円
蘭越	231円	26,503円
鷹栖	166円	32,816円
桜ヶ岡	156円	15,812円
木古内	199円	26,523円
今金	178円	20,502円
白老	117円	29,118円
赤平	102円	16,390円
東神楽	120円	44,401円
美瑛	175円	21,717円
奈井江	129円	25,666円
上富良野	147円	47,357円
十勝池田	(略)	17,137円
大楽毛	130円	24,484円
浦幌	96円	54,850円
西の里	1,299円	19,259円

泉沢	308円	37,700円
滝川	129円	16,691円
砂川	197円	16,044円
石狩深川	347円	21,182円
富良野	227円	32,021円
恵庭	275円	22,460円
島松	303円	19,022円
北海道伊達	443円	12,448円
石狩広島	317円	12,636円
輪厚	957円	22,876円
石狩	48円	30,149円
当別	119円	15,075円
倶知安	236円	24,690円
岩内	192円	23,184円
余市	188円	19,086円
北海道栗山	177円	14,965円
門別富川	157円	24,564円
静内	23円	23,840円
浦河	231円	16,488円
木野	377円	25,653円
士幌	54円	17,692円
鹿追	58円	24,076円
新得	112円	19,748円
大樹	112円	33,626円
本別	271円	28,043円
足寄	141円	21,856円
釧路白糠	125円	41,439円
中標津	177円	30,414円
根室標津	75円	35,113円
札幌石山	512円	21,857円
川谷	658円	17,403円
東相の内	199円	33,385円
遠軽	205円	19,395円
幕別	147円	23,271円
南幌	114円	33,321円
簾舞	132円	30,957円
虻田	188円	21,634円
錦岡	527円	33,962円
美幌	192円	15,729円
岩見沢幌向	53円	37,245円
湯の川	408円	18,240円
神楽岡	345円	19,062円
本輪西	353円	16,939円
白鳥台	236円	18,556円
七重浜	406円	16,128円
上磯	311円	49,581円
函館大野	239円	35,779円
森	286円	22,210円
北海道八雲	273円	30,855円
苫小牧萩野	118円	20,843円
知内	374円	41,196円
長万部	132円	22,020円
旭川東川	391円	21,003円
音更	212円	57,059円
蘭越	206円	24,477円
鷹栖	176円	30,174円
桜ヶ岡	180円	14,158円
木古内	235円	22,932円
今金	164円	18,480円
白老	139円	26,717円
赤平	115円	14,813円
東神楽	128円	41,666円
美瑛	208円	22,116円
奈井江	118円	23,809円
上富良野	167円	33,001円
十勝池田	(略)	15,886円
大楽毛	142円	23,006円
浦幌	105円	51,525円
西の里	1,232円	17,476円

石狩高岡	42円	54,617円
江差	149円	31,105円
旭岡	210円	50,155円
銭亀	71円	52,639円
羽幌	129円	22,967円
厚岸	133円	30,847円
北海道松前	799円	25,217円
鶴川	131円	20,833円
十勝清水	115円	29,844円
歌志内	39円	48,799円
花畔	193円	22,723円
松前福島	114円	23,236円
上の国	260円	42,830円
北檜山	185円	36,272円
古平	102円	46,732円
上砂川	100円	40,652円
上川	62円	20,085円
中富良野	193円	29,922円
増毛	106円	36,406円
早来	132円	23,847円
新冠	362円	21,957円
庶路	82円	24,723円
稀府	180円	23,114円
茂辺地	238円	29,763円
上士幌	402円	32,316円
定山溪	184円	19,588円
ニセコ	237円	59,648円
音別	134円	25,221円
空知太	172円	25,977円
喜茂別	99円	43,566円
京極	287円	37,172円
比布	240円	31,537円
伊達豊浦	342円	26,477円
絵鞆	264円	25,750円
登別	249円	29,111円
遠矢	178円	29,729円
女満別	256円	31,519円
熊石	182円	16,190円
瀬棚	191円	29,422円
中湧別	141円	16,097円
興部	82円	29,248円
えりも	345円	20,912円
西神楽	188円	41,641円
山部	154円	36,377円
大沼	237円	37,110円
江差乙部	305円	33,996円
久遠	135円	23,233円
仁木	370円	29,356円
妹背牛	242円	41,859円
深川沼田	265円	37,183円
幾寅	134円	35,476円
遠別	222円	29,850円
津別	254円	26,612円
小清水	246円	28,941円
訓子府	218円	41,352円
佐呂間	185円	31,089円
常呂	216円	23,398円
滝上	110円	19,014円
雄武	92円	24,659円
早来追分	281円	41,516円
平取	131円	31,254円
厚賀	194円	23,821円
あいの里	358円	134,358円
弟子屈	181円	33,926円
茶志内	96円	62,998円
日高町	135円	30,032円
稚内豊富	336円	61,935円
留辺蘂	168円	20,102円
朝里	336円	34,278円

石狩高岡	34円	50,962円
江差	279円	29,880円
旭岡	190円	36,019円
銭亀	64円	49,483円
羽幌	144円	21,477円
厚岸	123円	24,542円
北海道松前	873円	21,990円
鶴川	133円	19,048円
十勝清水	103円	28,878円
歌志内	41円	47,077円
花畔	185円	21,226円
松前福島	111円	21,525円
上の国	262円	40,403円
北檜山	174円	31,573円
古平	91円	44,371円
上砂川	96円	37,542円
上川	56円	18,234円
中富良野	190円	27,516円
増毛	104円	37,578円
早来	123円	19,782円
新冠	382円	20,343円
庶路	85円	22,721円
稀府	167円	21,228円
茂辺地	237円	27,258円
上士幌	364円	30,417円
定山溪	122円	17,818円
ニセコ	232円	55,949円
音別	153円	22,438円
空知太	160円	23,710円
喜茂別	141円	40,145円
京極	335円	34,472円
比布	247円	25,786円
伊達豊浦	377円	24,586円
絵鞆	224円	23,902円
登別	233円	26,736円
遠矢	173円	27,279円
女満別	237円	29,035円
熊石	225円	14,424円
瀬棚	187円	27,158円
中湧別	136円	14,777円
興部	70円	27,104円
えりも	338円	19,630円
西神楽	171円	38,574円
山部	133円	30,862円
大沼	247円	35,060円
江差乙部	320円	31,655円
久遠	133円	20,189円
仁木	378円	27,178円
妹背牛	226円	39,783円
深川沼田	271円	32,112円
幾寅	119円	33,282円
遠別	225円	28,250円
津別	278円	24,469円
小清水	248円	26,608円
訓子府	241円	21,693円
佐呂間	202円	28,804円
常呂	221円	21,626円
滝上	100円	17,517円
雄武	84円	22,399円
早来追分	297円	22,284円
平取	122円	28,727円
厚賀	198円	21,899円
あいの里	330円	129,082円
弟子屈	157円	31,551円
茶志内	85円	58,864円
日高町	126円	27,505円
稚内豊富	323円	58,583円
留辺蘂	92円	18,563円
朝里	406円	32,123円



銭函	229円	37,127円
オタモイ	167円	26,159円
岩見沢三笠	67円	20,386円
江部乙	59円	50,357円
音江	78円	23,145円
鷹別	285円	32,973円
登別東	210円	24,418円
七飯	317円	43,131円
南茅部	187円	11,401円
由仁	171円	43,734円
栗山長沼	156円	18,862円
新十津川	158円	36,648円
当麻	250円	28,481円
美深	43円	23,826円
北見枝幸	244円	26,593円
端野	515円	20,448円
虎杖浜	138円	56,579円
芽室	210円	34,161円
札内	295円	44,349円
阿寒	264円	23,612円
岩内前田	203円	78,446円
卯原内	125円	76,163円
生田原	79円	60,895円
登別温泉	165円	29,943円
夕張	192円	14,194円
花咲	100円	57,663円
有珠	123円	59,252円
栗沢	116円	53,413円
風連	121円	54,499円
広尾	77円	18,313円
霧多布	260円	69,357円
蘭島	110円	35,253円
月形	186円	46,193円
斜里	174円	22,035円
別海	230円	23,214円
和寒	222円	36,497円
青森県		
松森	546円	23,907円
沖館	476円	24,720円
青森荒川	423円	19,547円
野内	300円	27,055円
青森新城	173円	24,948円
四ツ石	424円	26,039円
東野内	251円	38,165円
弘前	317円	22,380円
弘前南	(略)	14,123円
弘前城東	351円	30,977円
青森八戸	939円	40,861円
八戸高館	618円	14,190円
八戸港	380円	23,294円
是川	296円	17,777円
新尻内	548円	31,779円
八戸NW3棟	689円	31,132円
黒石	394円	16,403円
五所川原	318円	30,699円
十和田	274円	24,367円
八戸三沢	358円	27,093円
むつ	125円	24,082円
青森大湊	33円	12,676円
青森小湊	191円	36,456円
蟹田	105円	47,836円
鱒ヶ沢	379円	23,403円
浪岡	136円	16,939円
野辺地	227円	19,765円
七戸	134円	22,087円
六ヶ所	249円	79,135円
三戸	223円	13,056円
八戸階上	(略)	26,099円
八戸大館	1,379円	29,617円
百石	254円	31,591円

銭函	119円	34,402円
オタモイ	171円	23,950円
岩見沢三笠	61円	19,437円
江部乙	52円	31,171円
音江	76円	21,275円
鷹別	280円	30,972円
登別東	192円	21,598円
七飯	355円	39,650円
南茅部	193円	9,948円
由仁	189円	40,453円
栗山長沼	161円	19,204円
新十津川	161円	34,261円
当麻	292円	24,846円
美深	47円	22,138円
北見枝幸	245円	25,214円
端野	501円	18,993円
虎杖浜	116円	38,434円
芽室	234円	31,369円
札内	325円	27,587円
阿寒	248円	21,554円
岩内前田	198円	73,490円
卯原内	110円	70,808円
生田原	96円	56,378円
登別温泉	152円	27,984円
夕張	147円	12,764円
花咲	80円	53,755円
有珠	116円	36,145円
栗沢	111円	31,052円
風連	107円	51,166円
広尾	95円	16,499円
霧多布	282円	53,509円
蘭島	105円	32,463円
月形	183円	42,881円
斜里	161円	20,551円
別海	247円	20,964円
和寒	196円	29,738円
青森県		
松森	537円	22,894円
沖館	529円	25,463円
青森荒川	410円	18,316円
野内	311円	59,638円
青森新城	161円	23,401円
四ツ石	227円	24,372円
東野内	228円	35,794円
弘前	325円	25,478円
弘前南	(略)	12,993円
弘前城東	318円	28,954円
青森八戸	889円	35,404円
八戸高館	602円	24,660円
八戸港	321円	20,615円
是川	253円	16,860円
新尻内	496円	26,969円
八戸NW3棟	632円	30,178円
黒石	341円	14,653円
五所川原	299円	28,264円
十和田	263円	28,911円
八戸三沢	368円	20,218円
むつ	136円	21,718円
青森大湊	35円	11,902円
青森小湊	166円	34,005円
蟹田	98円	45,360円
鱒ヶ沢	320円	22,037円
浪岡	126円	15,473円
野辺地	195円	16,940円
七戸	128円	19,909円
六ヶ所	210円	74,937円
三戸	204円	11,330円
八戸階上	(略)	24,118円
八戸大館	1,343円	27,305円
百石	240円	28,446円

八戸下田	137円	36,820円
青森大畑	138円	83,604円
木造	146円	18,449円
大浦	195円	83,600円
弘前藤崎	207円	25,494円
大鱈	168円	32,814円
板柳	180円	15,575円
金木	514円	16,117円
六戸	253円	38,954円
上北	132円	25,197円
五戸	142円	18,205円
今別	1,035円	28,079円
陸奥常盤	267円	58,639円
上市川	51円	21,677円
陸奥横浜	290円	22,920円
深浦	438円	46,562円
弘前森田	112円	23,971円
田舎館	125円	76,195円
乙供	144円	91,565円
天間林	83円	38,101円
田子	520円	32,397円
福地	359円	22,012円
北金ヶ沢	460円	42,203円
弘前新和	109円	32,272円
高杉	83円	42,735円
奥内	128円	20,177円
新平賀	285円	96,270円
八戸南郷	327円	23,767円
長橋	45円	35,190円
四和	101円	58,767円
陸奥蓬田	266円	39,764円
弘前柏	298円	36,800円
車力	183円	37,248円
小阿弥	90円	43,131円
弘前中里	189円	36,676円
市浦	147円	34,029円
青森白糠	218円	45,559円
上名久井	304円	26,343円
諏訪平	480円	31,070円
倉石	173円	23,305円
青森新郷	183円	22,611円
尾上	299円	42,573円
小泊	284円	80,021円
青森大間	336円	35,087円
近川駅前	86円	26,368円
千歳平	80円	33,198円
弘前石川	419円	26,197円
弘前鶴田	239円	30,601円
弘前梅沢	64円	31,252円
稲垣	171円	48,393円
名川	256円	33,040円
青森	511円	50,370円
浅虫	267円	74,829円
温湯	106円	29,712円
浜三沢	80円	19,057円
織笠	94円	29,663円
国吉	265円	39,933円
弘前相馬	363円	36,257円
目屋	136円	56,119円
陸奥川内	516円	43,937円
佐井	224円	33,426円
盛岡2	746円	36,984円
盛岡仙北	2,053円	31,305円
盛岡上田	395円	48,222円
青山第二	456円	43,021円
盛岡飯岡	552円	38,141円
宮古2	528円	57,118円
大船渡	235円	106,616円
岩手水沢	341円	27,402円

岩手県

八戸下田	129円	34,409円
青森大畑	123円	79,880円
木造	136円	15,932円
大浦	190円	49,819円
弘前藤崎	187円	38,181円
大鱈	157円	31,596円
板柳	169円	36,413円
金木	427円	15,557円
六戸	216円	27,699円
上北	127円	60,063円
五戸	144円	19,923円
今別	721円	26,055円
陸奥常盤	248円	40,516円
上市川	50円	30,201円
陸奥横浜	245円	23,493円
深浦	366円	41,956円
弘前森田	101円	22,771円
田舎館	106円	73,119円
乙供	127円	59,798円
天間林	71円	35,058円
田子	475円	30,282円
福地	349円	19,151円
北金ヶ沢	383円	38,677円
弘前新和	96円	30,115円
高杉	79円	87,539円
奥内	112円	18,931円
新平賀	272円	92,204円
八戸南郷	310円	22,687円
長橋	68円	32,705円
四和	82円	46,904円
陸奥蓬田	223円	77,168円
弘前柏	254円	34,103円
車力	161円	34,088円
小阿弥	76円	40,093円
弘前中里	179円	34,307円
市浦	125円	31,086円
青森白糠	242円	42,053円
上名久井	287円	26,644円
諏訪平	438円	29,141円
倉石	160円	30,318円
青森新郷	178円	21,604円
尾上	80円	40,040円
小泊	300円	75,986円
青森大間	319円	32,696円
近川駅前	75円	26,749円
千歳平	74円	30,728円
弘前石川	386円	24,028円
弘前鶴田	227円	28,095円
弘前梅沢	57円	28,928円
稲垣	153円	44,776円
名川	271円	30,800円
青森	465円	45,483円
浅虫	275円	71,327円
温湯	97円	27,267円
浜三沢	77円	18,023円
織笠	84円	26,330円
国吉	229円	36,962円
弘前相馬	321円	33,772円
目屋	121円	50,379円
陸奥川内	367円	38,800円
佐井	175円	29,178円
盛岡2	797円	35,250円
盛岡仙北	1,315円	31,016円
盛岡上田	490円	39,416円
青山第二	526円	39,826円
盛岡飯岡	670円	36,276円
宮古2	526円	36,427円
大船渡	199円	103,682円
岩手水沢	296円	26,013円

岩手県

花巻	314円	35,380円
新宮野目	528円	34,056円
北上	229円	26,133円
相去	412円	29,297円
久慈	320円	30,032円
遠野	297円	30,184円
一関	348円	23,962円
陸前高田	383円	18,120円
釜石	315円	73,879円
釜石上中島	462円	23,720円
江刺	193円	49,739円
二戸	309円	24,388円
新西根	229円	45,128円
千厩	336円	22,008円
宮古大野	318円	17,126円
盛岡太田	254円	36,456円
滝沢	303円	47,684円
藤根	205円	29,004円
赤荻	674円	35,196円
紫波	456円	68,641円
矢巾	679円	39,362円
広瀬	108円	19,118円
盛岡乙部	205円	40,437円
江釣子	181円	32,209円
雫石	234円	25,592円
岩手	376円	20,454円
石鳥谷	190円	14,242円
水沢西根	309円	32,353円
新平泉	300円	91,612円
岩泉	427円	23,888円
小島谷	399円	70,198円
摺沢	331円	23,188円
岩手川崎	248円	44,221円
水沢東山	202円	70,817円
津軽石	195円	139,523円
萩荘	(略)	20,408円
花巻温泉	234円	19,711円
宮古山田	255円	106,310円
鶴住居	62円	168,208円
種市	512円	55,269円
釜石広田	209円	60,389円
金田一	354円	45,000円
渋民	308円	22,054円
好摩	582円	42,018円
水沢小山	277円	39,448円
胆沢	71円	15,728円
軽米	823円	54,310円
豊間根	373円	11,835円
住田	301円	13,689円
細浦	214円	150,276円
田老	15円	156,788円
岩手上郷	279円	22,031円
釜石平田	299円	36,266円
六原	133円	22,460円
三陸	245円	186,356円
綾里	342円	18,799円
宮古小川	194円	50,077円
普代	408円	23,046円
宮古八木	339円	23,017円
湯口	191円	57,667円
和賀	160円	40,530円
滝沢駅前	311円	50,935円
大槌	228円	109,751円
一戸	267円	34,021円
伊手	144円	50,863円
上平沢	166円	31,648円
盛岡東和	196円	29,096円
九戸	348円	23,036円
唐丹	522円	9,891円

花巻	340円	31,681円
新宮野目	485円	27,269円
北上	282円	24,062円
相去	371円	56,218円
久慈	334円	30,258円
遠野	265円	29,942円
一関	314円	23,843円
陸前高田	297円	86,763円
釜石	353円	51,956円
釜石上中島	643円	26,807円
江刺	185円	45,078円
二戸	277円	23,571円
新西根	201円	42,277円
千厩	360円	20,342円
宮古大野	295円	16,257円
盛岡太田	273円	33,432円
滝沢	294円	35,072円
藤根	203円	26,132円
赤荻	706円	26,678円
紫波	470円	62,644円
矢巾	644円	24,927円
広瀬	96円	19,279円
盛岡乙部	254円	28,278円
江釣子	179円	47,986円
雫石	220円	23,458円
岩手	375円	19,073円
石鳥谷	212円	24,476円
水沢西根	294円	29,659円
新平泉	308円	85,554円
岩泉	397円	23,157円
小島谷	367円	49,414円
摺沢	350円	21,850円
岩手川崎	191円	61,786円
水沢東山	188円	103,011円
津軽石	192円	81,101円
萩荘	(略)	20,946円
花巻温泉	255円	19,017円
宮古山田	326円	61,395円
鶴住居	163円	97,374円
種市	493円	41,480円
釜石広田	254円	86,666円
金田一	348円	44,521円
渋民	255円	49,656円
好摩	543円	39,021円
水沢小山	245円	55,073円
胆沢	178円	41,047円
軽米	791円	50,390円
豊間根	413円	11,293円
住田	297円	12,621円
細浦	310円	79,692円
田老	248円	78,080円
岩手上郷	322円	13,719円
釜石平田	341円	33,621円
六原	118円	19,374円
三陸	248円	85,037円
綾里	314円	34,933円
宮古小川	172円	39,227円
普代	428円	53,129円
宮古八木	317円	21,045円
湯口	170円	54,197円
和賀	161円	77,077円
滝沢駅前	314円	54,639円
大槌	140円	212,917円
一戸	271円	30,462円
伊手	122円	47,660円
上平沢	189円	27,171円
盛岡東和	180円	27,571円
九戸	315円	20,197円
唐丹	486円	71,200円

	小本	159円	29,971円
	姉体	98円	31,945円
	二子	156円	27,496円
	水沢飯豊	107円	40,956円
	盛岡西山	112円	65,214円
	葛巻	370円	80,633円
	平館	175円	48,714円
	東八幡平	295円	39,944円
	大迫	331円	24,270円
	金ヶ崎	284円	31,893円
	前沢	309円	31,755円
	衣川	238円	15,740円
	花泉	632円	26,100円
	宮守	439円	41,069円
	安代	383円	53,204円
	田山	240円	41,954円
	湯田	132円	33,060円
	室根	187円	19,394円
	宮古新里	316円	24,582円
	浄法寺	545円	50,001円
	岩手大東	264円	14,235円
	水沢藤沢	330円	49,170円
	田野畑	230円	40,623円
	宮古川井	264円	38,764円
宮城県	仙台青葉通	2,887円	45,535円
	仙台長町	1,189円	43,678円
	台原	504円	35,560円
	愛子	594円	39,670円
	岩切	570円	40,823円
	仙台高砂	1,125円	20,661円
	鶴ヶ谷	524円	79,786円
	苦竹料金	749円	41,431円
	榴ヶ岡	901円	44,016円
	南小泉	1,216円	9,797円
	荒井	818円	28,661円
	仙台中田	628円	20,364円
	西多賀	534円	15,122円
	仙台泉	1,151円	47,749円
	野村	673円	31,387円
	泉ヶ岳	124円	74,582円
	門脇	166円	58,667円
	塩釜	(略)	19,362円
	古川	357円	21,552円
	気仙沼	187円	24,674円
	仙南白石	201円	34,301円
	名取	500円	21,873円
	岩沼桜	582円	22,505円
	仙南	248円	36,568円
	村田	287円	56,932円
	仙南船岡	711円	98,798円
	利府	678円	77,247円
	富谷	309円	66,723円
	明石交換所	434円	84,512円
	築館源光	287円	29,381円
	迫	213円	41,539円
	宮城河北	181円	19,822円
	矢本	701円	51,882円
	八木山	2,210円	26,004円
	多賀城	873円	38,960円
	仙台松島	194円	33,179円
	七ヶ浜	240円	280,011円
	栗駒	219円	13,709円
	折立	366円	33,614円
	三本木	241円	53,613円
	仙台中山	1,060円	28,366円
	大衡	222円	40,694円
	中新田	266円	49,723円
	亘理	439円	42,597円
	石越	197円	17,857円

	小本	153円	18,620円
	姉体	117円	29,788円
	二子	168円	25,539円
	水沢飯豊	109円	37,799円
	盛岡西山	100円	61,126円
	葛巻	346円	75,789円
	平館	166円	44,494円
	東八幡平	263円	33,863円
	大迫	322円	54,317円
	金ヶ崎	273円	30,291円
	前沢	315円	29,982円
	衣川	234円	39,466円
	花泉	661円	46,747円
	宮守	431円	35,026円
	安代	355円	71,778円
	田山	221円	39,025円
	湯田	133円	32,710円
	室根	190円	46,839円
	宮古新里	285円	37,666円
	浄法寺	504円	39,116円
	岩手大東	265円	12,999円
	水沢藤沢	337円	31,928円
	田野畑	252円	67,703円
	宮古川井	183円	63,530円
宮城県	仙台青葉通	3,318円	101,142円
	仙台長町	1,111円	44,768円
	台原	527円	33,604円
	愛子	607円	40,552円
	岩切	413円	45,407円
	仙台高砂	1,183円	19,728円
	鶴ヶ谷	533円	49,308円
	苦竹料金	639円	37,649円
	榴ヶ岡	439円	42,566円
	南小泉	1,312円	14,025円
	荒井	794円	29,139円
	仙台中田	635円	18,955円
	西多賀	527円	25,747円
	仙台泉	1,059円	44,573円
	野村	639円	30,562円
	泉ヶ岳	109円	63,113円
	門脇	236円	37,348円
	塩釜	(略)	21,475円
	古川	371円	31,182円
	気仙沼	186円	31,229円
	仙南白石	187円	36,219円
	名取	509円	20,171円
	岩沼桜	605円	25,098円
	仙南	240円	32,687円
	村田	98円	54,722円
	仙南船岡	643円	83,604円
	利府	729円	53,807円
	富谷	354円	65,726円
	明石交換所	375円	76,957円
	築館源光	248円	31,275円
	迫	56円	39,291円
	宮城河北	178円	48,484円
	矢本	680円	61,513円
	八木山	2,597円	30,606円
	多賀城	847円	39,541円
	仙台松島	189円	24,345円
	七ヶ浜	161円	130,207円
	栗駒	202円	15,466円
	折立	429円	27,931円
	三本木	249円	50,070円
	仙台中山	1,078円	23,942円
	大衡	208円	26,990円
	中新田	264円	47,540円
	亘理	479円	49,275円
	石越	186円	18,377円

	歌津	442円	187,461円
	角田	194円	63,338円
	鹿島台	298円	22,190円
	生出	206円	15,727円
	仙台今泉	512円	45,512円
	仙南槻木	416円	33,389円
	第2高館	275円	90,973円
	古川中田	300円	16,541円
	古川南郷	205円	30,090円
	若柳	196円	48,818円
	渡波	(略)	114,268円
	西古川	222円	96,225円
	石巻階上	318円	31,186円
	閑上	102円	11,730円
	丸森	259円	64,472円
	坂元	154円	46,063円
	山下	299円	35,179円
	大郷	147円	20,827円
	古川小野田	298円	19,153円
	古川松山	415円	37,352円
	岩出山	210円	21,271円
	涌谷	192円	46,453円
	箕岳	183円	22,923円
	田尻	487円	15,628円
	小牛田	324円	32,277円
	北浦駅前	119円	27,716円
	寺崎	224円	16,981円
	女川	178円	93,422円
	志津川	343円	93,659円
	本吉	480円	28,406円
	唐桑	287円	395,049円
	荒谷	302円	25,287円
	芋沢	173円	61,923円
	円田	144円	48,974円
	色麻	226円	45,663円
	古川鳴子	213円	46,391円
	一迫	431円	19,572円
	登米	235円	88,202円
	古川南方	362円	31,036円
	広淵	(略)	22,805円
	野蒜	45円	44,044円
	遠刈田	180円	19,938円
	高清水	519円	14,407円
	金成	158円	35,658円
	仙南北郷	139円	34,487円
	古川宮崎	307円	16,547円
	瀬峰	454円	17,666円
	鶯沢	89円	18,379円
	米谷	127円	64,451円
	宮城河南	347円	17,050円
	鳴瀬	232円	49,625円
	作並	152円	25,939円
	仙南川崎	250円	32,635円
	仙南大内	213円	19,001円
	牡鹿	212円	361,860円
	石巻津山	124円	33,856円
	古川新田	198円	20,718円
	古川米山	286円	12,410円
	石巻雄勝	54円	363,204円
	石巻大島	230円	27,429円
秋田県	新棟秋田	359円	46,507円
	秋田大町	113円	32,398円
	土崎	281円	20,936円
	秋田仁井田	370円	27,963円
	能代	58円	14,604円
	東能代	234円	25,398円
	横手	190円	28,869円
	秋田大館	260円	22,073円
	十二所	70円	26,905円

	歌津	284円	342,734円
	角田	181円	62,954円
	鹿島台	307円	21,508円
	生出	218円	12,554円
	仙台今泉	522円	30,311円
	仙南槻木	432円	31,618円
	第2高館	274円	87,744円
	古川中田	306円	36,308円
	古川南郷	203円	28,409円
	若柳	185円	72,528円
	渡波	(略)	76,264円
	西古川	215円	91,465円
	石巻階上	317円	29,379円
	閑上	103円	17,976円
	丸森	234円	61,405円
	坂元	186円	32,732円
	山下	281円	35,816円
	大郷	155円	20,371円
	古川小野田	270円	18,243円
	古川松山	405円	36,084円
	岩出山	195円	20,033円
	涌谷	212円	43,856円
	箕岳	167円	23,961円
	田尻	485円	14,796円
	小牛田	285円	31,730円
	北浦駅前	122円	28,023円
	寺崎	251円	15,533円
	女川	119円	167,297円
	志津川	203円	280,228円
	本吉	561円	32,363円
	唐桑	225円	175,777円
	荒谷	266円	22,724円
	芋沢	153円	64,250円
	円田	132円	46,303円
	色麻	206円	41,563円
	古川鳴子	212円	44,147円
	一迫	359円	18,885円
	登米	227円	81,037円
	古川南方	336円	29,383円
	広淵	(略)	21,646円
	野蒜	76円	59,284円
	遠刈田	167円	16,733円
	高清水	489円	13,501円
	金成	147円	33,763円
	仙南北郷	145円	34,165円
	古川宮崎	272円	16,432円
	瀬峰	452円	16,938円
	鶯沢	80円	18,531円
	米谷	128円	43,809円
	宮城河南	367円	15,747円
	鳴瀬	227円	46,525円
	作並	157円	95,017円
	仙南川崎	222円	48,529円
	仙南大内	184円	18,041円
	牡鹿	76円	173,721円
	石巻津山	125円	32,041円
	古川新田	193円	19,772円
	古川米山	272円	12,020円
	石巻雄勝	77円	168,031円
	石巻大島	277円	25,697円
秋田県	新棟秋田	343円	44,626円
	秋田大町	254円	29,276円
	土崎	258円	20,235円
	秋田仁井田	369円	26,581円
	能代	124円	17,063円
	東能代	222円	24,129円
	横手	185円	26,732円
	秋田大館	223円	17,500円
	十二所	67円	25,069円

秋田本荘	200円	28,189円
男鹿	119円	20,902円
秋田湯沢	43円	28,816円
大曲	173円	42,412円
鹿角	187円	18,164円
大館鷹巣	104円	20,951円
五城目	225円	30,849円
秋田追分	210円	25,452円
天王	304円	26,861円
秋田大湯	372円	43,082円
仁賀保	194円	30,536円
象潟	283円	20,520円
横手神岡	131円	32,852円
角館	213円	30,699円
西馬音内	390円	21,290円
東成瀬	136円	57,904円
外旭川	305円	28,587円
釈迦内	112円	32,147円
太平	141円	49,754円
下浜	90円	27,339円
角間川	167円	70,696円
内小友	119円	66,295円
比内	289円	16,697円
合川	42円	56,140円
八郎潟	237円	28,663円
横手六郷	162円	24,261円
森岳	240円	40,219円
由利	148円	27,351円
稲川	395円	36,402円
横手雄勝	416円	37,126円
八竜	185円	18,681円
琴丘	152円	19,590円
刈和野	193円	42,300円
中仙	227円	31,234円
小坂	205円	28,049円
東由利	(略)	27,061円
秋田太田	229円	40,012円
千畑	155円	34,743円
秋田井川	402円	34,750円
飯田川	147円	16,632円
若美	203円	28,386円
二ツ井	193円	31,315円
花岡	96円	27,513円
雄和	215円	44,674円
上小阿仁	201円	35,383円
八森	187円	25,906円
沢目	115円	48,791円
田沢湖	203円	38,771円
米内沢	188円	29,223円
秋田船越	194円	30,241円
秋田河辺	279円	17,244円
矢島	188円	10,359円
秋田北浦	95円	41,067円
金浦	379円	26,292円
八幡平	149円	38,234円
阿仁	186円	32,639円
横手神代	276円	52,994円
秋田脇本	62円	39,552円
由利院内	440円	44,657円
平鹿	117円	18,691円
雄物川	271円	26,601円
西目	427円	23,969円
増田	176円	42,752円
横手大森	330円	46,825円
秋田大内	297円	38,463円
秋田鳥海	173円	35,719円
西明寺	297円	43,428円
横手山内	382円	40,190円
須川	98円	37,430円

秋田本荘	186円	25,412円
男鹿	112円	18,326円
秋田湯沢	122円	27,679円
大曲	182円	39,399円
鹿角	175円	16,820円
大館鷹巣	147円	27,343円
五城目	200円	30,739円
秋田追分	196円	23,428円
天王	275円	24,803円
秋田大湯	362円	47,532円
仁賀保	167円	27,521円
象潟	272円	18,867円
横手神岡	119円	30,738円
角館	198円	28,182円
西馬音内	351円	19,767円
東成瀬	128円	48,100円
外旭川	282円	24,713円
釈迦内	105円	29,784円
太平	125円	37,773円
下浜	89円	27,386円
角間川	170円	51,803円
内小友	114円	53,411円
比内	259円	16,236円
合川	39円	55,765円
八郎潟	218円	26,247円
横手六郷	153円	21,433円
森岳	227円	37,360円
由利	141円	30,242円
稲川	362円	32,844円
横手雄勝	389円	32,960円
八竜	166円	17,043円
琴丘	147円	18,052円
刈和野	172円	39,516円
中仙	212円	29,314円
小坂	188円	26,229円
東由利	(略)	24,707円
秋田太田	218円	38,432円
千畑	152円	34,560円
秋田井川	362円	31,175円
飯田川	128円	14,798円
若美	179円	26,331円
二ツ井	214円	29,199円
花岡	88円	25,651円
雄和	203円	36,777円
上小阿仁	213円	32,998円
八森	175円	30,362円
沢目	118円	34,188円
田沢湖	191円	35,425円
米内沢	173円	18,867円
秋田船越	173円	28,025円
秋田河辺	258円	18,144円
矢島	164円	9,803円
秋田北浦	82円	38,407円
金浦	323円	26,481円
八幡平	134円	35,811円
阿仁	169円	30,212円
横手神代	267円	51,501円
秋田脇本	57円	36,710円
由利院内	383円	48,433円
平鹿	114円	15,976円
雄物川	250円	23,469円
西目	386円	22,724円
増田	154円	33,607円
横手大森	302円	43,131円
秋田大内	288円	36,226円
秋田鳥海	150円	32,867円
西明寺	268円	39,781円
横手山内	325円	39,418円
須川	80円	34,906円

	横手十文字	253円	15,807円
	横手金沢	212円	43,346円
	大館大湯	124円	22,100円
	十和田南	166円	31,583円
	早口	221円	27,286円
	秋田道川	205円	28,592円
	秋田協和	265円	52,325円
	横手仙北	218円	25,532円
	後三年	231円	48,354円
	五里合	121円	38,479円
	藤里	182円	74,649円
	大雄	284円	42,772円
	外小友	182円	42,488円
山形県	山形	423円	35,939円
	山形金井	459円	21,732円
	山形十文字	254円	24,585円
	今塚	995円	37,079円
	あかねヶ丘	(略)	41,302円
	米沢	325円	30,577円
	米沢窪田	217円	25,795円
	八幡原	99円	55,751円
	鶴岡	323円	19,928円
	酒田2	369円	28,467円
	酒田緑ヶ丘	374円	29,618円
	酒田高砂	183円	26,458円
	新庄	431円	25,696円
	寒河江	402円	51,172円
	山形上山	287円	14,335円
	村山	198円	33,741円
	長井	153円	22,488円
	天童	362円	40,577円
	高掬	452円	15,887円
	神町	430円	23,872円
	東根	313円	16,687円
	尾花沢	348円	31,119円
	南陽	186円	15,909円
	河北	180円	26,399円
	山形朝日	244円	20,722円
	白鷹	197円	22,949円
	余目	133円	15,874円
	藤島	211円	62,542円
	酒田三川	196円	42,321円
	温海	505円	40,120円
	山形小国	218円	43,638円
	庄内朝日機械	157円	58,564円
	山形川西	258円	33,911円
	酒田水沢	126円	45,378円
	袖浦	136円	14,318円
	山形大江	373円	45,704円
	山辺	418円	14,364円
	山形中山	351円	24,999円
	南原	109円	32,163円
	宮内	226円	22,563円
	高島	315円	35,921円
	櫛引	154円	39,769円
	白岩	373円	22,940円
	山形西川	134円	42,933円
	糠野目	258円	43,878円
	米沢飯豊	200円	34,481円
	酒田羽黒	247円	58,869円
	本道寺	83円	119,493円
	山形平田	288円	26,592円
	酒田立川	253円	37,111円
	酒田松山	254円	42,358円
	酒田三瀬	102円	31,962円
	山形金山	39円	36,628円
	真室川	236円	37,982円
	中和田	208円	19,804円
	鼠ヶ関	155円	23,040円

	横手十文字	239円	14,461円
	横手金沢	194円	41,213円
	大館大湯	112円	46,758円
	十和田南	162円	29,410円
	早口	203円	25,293円
	秋田道川	206円	26,630円
	秋田協和	242円	39,458円
	横手仙北	198円	25,752円
	後三年	204円	47,070円
	五里合	102円	26,095円
	藤里	207円	50,970円
	大雄	251円	33,557円
	外小友	153円	38,856円
山形県	山形	404円	31,647円
	山形金井	470円	19,934円
	山形十文字	259円	22,011円
	今塚	1,057円	36,765円
	あかねヶ丘	(略)	42,879円
	米沢	293円	28,252円
	米沢窪田	207円	26,828円
	八幡原	89円	51,722円
	鶴岡	334円	16,297円
	酒田2	363円	28,788円
	酒田緑ヶ丘	344円	27,646円
	酒田高砂	156円	25,364円
	新庄	400円	30,245円
	寒河江	376円	49,939円
	山形上山	271円	18,703円
	村山	187円	30,924円
	長井	152円	37,204円
	天童	357円	41,145円
	高掬	462円	11,876円
	神町	407円	21,418円
	東根	309円	15,048円
	尾花沢	327円	79,563円
	南陽	184円	31,847円
	河北	169円	23,921円
	山形朝日	219円	18,340円
	白鷹	193円	20,608円
	余目	141円	17,373円
	藤島	203円	42,124円
	酒田三川	190円	44,290円
	温海	363円	45,420円
	山形小国	220円	41,271円
	庄内朝日機械	142円	50,474円
	山形川西	250円	29,940円
	酒田水沢	109円	46,347円
	袖浦	129円	29,273円
	山形大江	343円	36,951円
	山辺	391円	42,992円
	山形中山	334円	20,773円
	南原	106円	32,458円
	宮内	218円	19,095円
	高島	316円	24,126円
	櫛引	148円	33,365円
	白岩	380円	21,864円
	山形西川	148円	38,670円
	糠野目	254円	45,463円
	米沢飯豊	199円	31,927円
	酒田羽黒	249円	59,828円
	本道寺	72円	93,367円
	山形平田	317円	23,468円
	酒田立川	240円	34,406円
	酒田松山	253円	39,693円
	酒田三瀬	97円	34,266円
	山形金山	112円	32,325円
	真室川	249円	34,105円
	中和田	193円	22,609円
	鼠ヶ関	141円	25,976円

	蔵王	191円	53,042円
	酒田大山	282円	19,106円
	湯野浜	308円	83,605円
	本楯	153円	44,044円
	泉田	118円	44,258円
	村山大久保	278円	39,160円
	山形白鳥	288円	43,681円
	山形東郷	165円	79,423円
	福原	140円	45,621円
	大石田	186円	51,340円
	鮭川	174円	39,605円
	古口	172円	41,468円
	遊佐	256円	25,961円
	吹浦	77円	45,332円
	酒田八幡	38円	42,937円
	舟形	237円	35,369円
	須田板	206円	44,281円
	山形玉野	117円	39,573円
	清水	135円	44,461円
福島県	福島	346円	53,449円
	福島清水	567円	28,780円
	福島佐倉	392円	22,858円
	瀬上	418円	21,301円
	福島大森	408円	27,614円
	蓬萊	324円	28,225円
	飯坂	254円	28,775円
	福島花園	625円	34,644円
	会津若松	461円	25,047円
	東栄町分局	743円	25,699円
	福島郡山	1,266円	29,503円
	郡山芳賀	594円	51,566円
	笹川	594円	26,068円
	日和田	144円	43,627円
	喜久田	306円	54,093円
	大槻	581円	24,479円
	郡山守山	68円	52,470円
	磐梯熱海	135円	60,307円
	いわき	418円	38,921円
	小名浜	346円	32,141円
	勿来	227円	36,050円
	内郷	459円	16,757円
	好間	512円	65,732円
	草野	355円	13,366円
	いわき常磐	271円	22,853円
	四倉	390円	63,604円
	いわき若葉台	1,238円	25,839円
	いわき泉	461円	22,569円
	いわき玉川	340円	23,333円
	いわき窪田	429円	29,087円
	白河	274円	48,340円
	福島原町	308円	26,267円
	郡山須賀川	337円	38,785円
	喜多方	341円	14,772円
	福島相馬	578円	24,295円
	二本松	301円	25,030円
	福島藤田	258円	33,457円
	二本松本宮	243円	15,984円
	田島	358円	27,171円
	猪苗代	303円	54,409円
	会津若松坂下	373円	28,159円
郡山西郷	319円	33,588円	
郡山石川	345円	31,456円	
三春	247円	20,814円	
磐城富岡	519円	18,609円	
浪江	561円	27,586円	
会津山口	385円	30,200円	
会津若松広田	181円	39,369円	
福島梁川	361円	38,050円	
保原	375円	21,186円	

	蔵王	192円	49,404円
	酒田大山	286円	17,517円
	湯野浜	270円	78,071円
	本楯	141円	41,146円
	泉田	113円	39,565円
	村山大久保	276円	34,688円
	山形白鳥	271円	39,236円
	山形東郷	143円	60,555円
	福原	157円	40,890円
	大石田	175円	46,472円
	鮭川	157円	35,305円
	古口	174円	37,461円
	遊佐	237円	23,778円
	吹浦	67円	47,000円
	酒田八幡	130円	40,094円
	舟形	216円	31,022円
	須田板	207円	39,401円
	山形玉野	113円	35,406円
	清水	133円	39,869円
福島県	福島	371円	48,205円
	福島清水	657円	26,895円
	福島佐倉	440円	22,057円
	瀬上	498円	17,180円
	福島大森	467円	23,436円
	蓬萊	357円	24,987円
	飯坂	258円	26,945円
	福島花園	609円	34,569円
	会津若松	446円	24,853円
	東栄町分局	754円	24,657円
	福島郡山	1,405円	27,931円
	郡山芳賀	651円	50,279円
	笹川	680円	23,873円
	日和田	149円	41,251円
	喜久田	310円	51,159円
	大槻	652円	22,411円
	郡山守山	73円	49,073円
	磐梯熱海	139円	57,357円
	いわき	476円	38,904円
	小名浜	369円	30,359円
	勿来	374円	33,801円
	内郷	497円	15,789円
	好間	559円	38,806円
	草野	379円	14,347円
	いわき常磐	268円	21,838円
	四倉	409円	61,415円
	いわき若葉台	1,222円	23,866円
	いわき泉	510円	21,310円
	いわき玉川	389円	20,788円
	いわき窪田	448円	29,482円
	白河	287円	35,307円
	福島原町	369円	26,888円
	郡山須賀川	326円	36,057円
	喜多方	339円	16,582円
	福島相馬	554円	21,946円
	二本松	313円	21,359円
	福島藤田	305円	31,768円
	二本松本宮	246円	14,170円
	田島	343円	23,565円
	猪苗代	288円	52,050円
	会津若松坂下	378円	26,939円
郡山西郷	316円	30,802円	
郡山石川	337円	29,519円	
三春	238円	19,446円	
磐城富岡	490円	17,077円	
浪江	960円	26,090円	
会津山口	389円	28,205円	
会津若松広田	192円	66,501円	
福島梁川	373円	36,041円	
保原	424円	19,543円	



江名	282円	37,673円
福島川俣	229円	24,647円
塙	527円	28,433円
新地	432円	46,183円
小高	388円	40,245円
福島伊達	377円	87,857円
桑折	351円	24,864円
福島松川	206円	31,324円
鏡石	204円	16,173円
塩川	417円	46,945円
棚倉	295円	18,139円
郡山浅川	205円	32,687円
福島鹿島	355円	31,734円
柳津	87円	30,014円
飯野	253円	39,924円
磐梯	205円	50,961円
霊山	205円	59,222円
橋本	199円	25,891円
泉崎	193円	27,585円
大玉	225円	30,894円
大林	379円	39,279円
表郷	141円	41,713円
郡山中島	128円	51,063円
湖南	139円	47,940円
白沢	150円	30,401円
多田野	110円	22,587円
古殿	238円	34,891円
西会津	120円	30,096円
北会津	137円	25,194円
新鶴	274円	48,782円
いわき広野	54円	22,666円
久ノ浜	140円	58,099円
船引	338円	16,857円
鮫川	177円	14,767円
福島東和	293円	38,517円
郡山岩瀬	289円	36,793円
川桁	113円	62,236円
柳橋	191円	33,540円
岩代	104円	22,673円
郡山長沼	223円	39,906円
会津若松下郷	318円	26,977円
熱塩	194円	76,004円
山都	186円	26,968円
郡山東	(略)	33,918円
大信	190円	52,935円
都路	116円	14,847円
常葉	150円	24,080円
檜葉	368円	29,497円
庭坂	262円	23,488円
沼之内	312円	46,403円
いわき小川	248円	36,472円
上遠野	381円	23,584円
小作田	276円	22,486円
原釜	199円	37,927円
裏磐梯	1,257円	38,999円
会津高田	352円	79,579円
会津本郷	235円	21,874円
郡山玉川	225円	22,378円
小野新町	316円	71,499円
大熊	373円	25,681円
いわき双葉	270円	36,187円
飯館	316円	26,295円
天栄	293円	33,518円
只見	353円	37,607円
会津若松吾妻	102円	148,482円
矢祭	401円	23,160円
滝根	173円	27,281円
大越	209円	73,269円
郡山七郷	239円	21,497円

江名	267円	35,874円
福島川俣	252円	23,537円
塙	519円	26,555円
新地	453円	38,608円
小高	665円	38,531円
福島伊達	424円	49,208円
桑折	415円	23,861円
福島松川	247円	29,898円
鏡石	322円	15,379円
塩川	391円	43,665円
棚倉	292円	17,290円
郡山浅川	190円	31,527円
福島鹿島	356円	30,402円
柳津	86円	47,619円
飯野	284円	36,251円
磐梯	196円	47,598円
霊山	216円	56,442円
橋本	328円	24,278円
泉崎	188円	54,582円
大玉	218円	31,209円
大林	362円	34,966円
表郷	135円	41,482円
郡山中島	127円	69,926円
湖南	132円	44,822円
白沢	153円	29,486円
多田野	114円	22,140円
古殿	231円	32,495円
西会津	112円	28,359円
北会津	132円	23,646円
新鶴	260円	45,410円
いわき広野	35円	21,746円
久ノ浜	137円	49,912円
船引	385円	20,497円
鮫川	161円	15,209円
福島東和	310円	35,091円
郡山岩瀬	303円	33,987円
川桁	111円	59,172円
柳橋	189円	32,189円
岩代	117円	21,413円
郡山長沼	220円	36,995円
会津若松下郷	298円	25,007円
熱塩	164円	72,341円
山都	181円	24,901円
郡山東	(略)	32,526円
大信	187円	39,194円
都路	112円	14,399円
常葉	171円	25,119円
檜葉	566円	30,892円
庭坂	267円	22,758円
沼之内	334円	44,003円
いわき小川	264円	27,239円
上遠野	383円	24,066円
小作田	298円	21,240円
原釜	214円	35,487円
裏磐梯	1,182円	79,496円
会津高田	322円	74,307円
会津本郷	227円	20,075円
郡山玉川	223円	21,476円
小野新町	310円	40,978円
大熊	609円	25,483円
いわき双葉	258円	34,294円
飯館	500円	25,587円
天栄	282円	30,697円
只見	364円	35,241円
会津若松吾妻	88円	126,351円
矢祭	397円	21,985円
滝根	186円	27,608円
大越	187円	41,859円
郡山七郷	246円	21,532円

茨城県	移	200円	32,010円
	水戸大町	645円	47,092円
	茨城赤塚	581円	46,663円
	水戸吉田	432円	17,837円
	千波	637円	21,525円
	多賀	(略)	27,183円
	久慈浜	242円	17,878円
	日立別館	149円	27,801円
	茨城日高	463円	43,146円
	土浦	(略)	42,828円
	荒川沖	464円	21,761円
	神立	251円	17,341円
	石岡国府	429円	30,708円
	下館別館	443円	26,066円
	下館川島	368円	14,441円
	結城	434円	23,342円
	結城南	255円	23,306円
	竜ヶ崎	166円	38,975円
	土浦佐貫	54円	27,275円
	那珂湊	405円	22,728円
	阿字ヶ浦	544円	23,869円
	下妻	375円	51,337円
	水海道菅生	534円	20,133円
	水海道別	702円	64,281円
	茨城勝田	397円	34,937円
	高萩	228円	26,241円
	北茨城	272円	26,785円
	取手	402円	24,638円
	茨城岩井	196円	29,590円
	土浦牛久	792円	26,921円
	つくば	1,349円	43,788円
	大穂	786円	22,380円
	桜	257円	24,844円
	つくば北	174円	28,452円
	筑波山	445円	30,924円
	吉沼	140円	20,945円
	筑波谷田部	457円	24,444円
	土浦豊里	460円	30,237円
	大洗	520円	18,805円
	友部	391円	48,145円
	茨城東海	547円	24,756円
	那珂	385円	9,084円
	常陸大宮	387円	37,654円
	金砂郷	185円	16,011円
	十王	355円	21,986円
	常陸鹿島	843円	32,954円
	神栖	725円	30,259円
	茨城萩原	353円	23,628円
	潮来延方	415円	19,458円
	美浦	244円	25,140円
	谷和原	567円	65,074円
守谷清水	828円	35,986円	
古河2	636円	5,260円	
古河旭	1,394円	11,771円	
総和2	345円	53,504円	
古河南	388円	52,172円	
茨城境	440円	28,734円	
石岡東	467円	69,505円	
石岡	803円	56,013円	
常陸太田別館	355円	40,431円	
羽島	297円	23,097円	
千葉若松	182円	31,284円	
矢田部	257円	29,711円	
阿見	360円	13,148円	
高場	405円	56,100円	
笠間	425円	19,943円	
稲戸井	599円	22,590円	
茨城	308円	53,451円	
茨城岩瀬	295円	24,137円	

茨城県	移	206円	29,334円
	水戸大町	590円	51,605円
	茨城赤塚	559円	40,854円
	水戸吉田	382円	17,827円
	千波	630円	32,842円
	多賀	(略)	22,470円
	久慈浜	399円	16,353円
	日立別館	338円	26,525円
	茨城日高	286円	40,448円
	土浦	(略)	45,880円
	荒川沖	472円	19,853円
	神立	247円	16,742円
	石岡国府	416円	25,056円
	下館別館	410円	24,255円
	下館川島	343円	17,159円
	結城	436円	21,593円
	結城南	250円	22,134円
	竜ヶ崎	208円	36,240円
	土浦佐貫	222円	24,795円
	那珂湊	357円	20,499円
	阿字ヶ浦	487円	22,517円
	下妻	358円	36,954円
	水海道菅生	498円	13,958円
	水海道別	601円	52,083円
	茨城勝田	367円	31,817円
	高萩	214円	20,913円
	北茨城	259円	22,745円
	取手	411円	22,848円
	茨城岩井	191円	29,706円
	土浦牛久	785円	27,113円
	つくば	1,453円	46,345円
	大穂	725円	19,931円
	桜	256円	23,127円
	つくば北	173円	25,668円
	筑波山	390円	29,517円
	吉沼	127円	19,458円
	筑波谷田部	422円	22,755円
	土浦豊里	452円	28,290円
	大洗	467円	17,393円
	友部	390円	44,993円
	茨城東海	604円	24,051円
	那珂	372円	8,564円
	常陸大宮	376円	32,633円
	金砂郷	180円	15,497円
	十王	373円	22,942円
	常陸鹿島	685円	26,772円
	神栖	597円	28,228円
	茨城萩原	302円	16,757円
	潮来延方	460円	16,683円
	美浦	245円	20,803円
	谷和原	523円	42,448円
守谷清水	791円	59,171円	
古河2	643円	4,870円	
古河旭	1,297円	10,748円	
総和2	327円	51,462円	
古河南	412円	50,692円	
茨城境	411円	26,594円	
石岡東	418円	64,369円	
石岡	662円	54,609円	
常陸太田別館	345円	32,333円	
羽島	290円	20,929円	
千葉若松	158円	29,521円	
矢田部	277円	27,617円	
阿見	357円	11,087円	
高場	404円	64,960円	
笠間	403円	19,122円	
稲戸井	567円	20,707円	
茨城	295円	49,638円	
茨城岩瀬	290円	25,441円	

	大子	354円	35,264円
	鉾田	150円	23,187円
	江戸崎	181円	16,296円
	伊奈	425円	44,477円
	藤代蔵前	550円	38,252円
	奥野	179円	22,732円
	牛堀	527円	27,167円
	阿見南	144円	17,665円
	茨城東	94円	51,335円
	総和	345円	30,269円
	岡田	271円	20,839円
	関城	140円	26,026円
	茨城協和	353円	9,522円
	利根	157円	7,086円
	いばらき旭	119円	40,155円
	常澄	271円	32,248円
	内原	936円	25,084円
	石岡大野	203円	18,925円
	茎崎	161円	20,657円
	新利根	116円	24,979円
	岩間	343円	22,424円
	八郷	124円	15,896円
	茨城鳥栖	123円	34,921円
	涸沼	205円	36,732円
	瓜連	553円	22,218円
	茨城北浦	70円	22,652円
	茨城玉造	60円	24,319円
	常北	360円	19,104円
	岡郷	198円	12,181円
	五霞	230円	15,710円
	茨城八千代	253円	49,138円
	大洋	107円	12,682円
	茨城土浦	223円	37,243円
	波崎	252円	46,501円
	茨城出島	154円	29,593円
	沖宿	143円	26,343円
	潮来	247円	28,058円
	明野	143円	44,564円
	真壁	226円	22,684円
	茨城千代田	328円	47,098円
	茨城大津	301円	20,053円
	茨城稲田	180円	38,759円
	七郷	245円	23,660円
	桂	27円	40,663円
	土浦河内	115円	33,072円
	美野里	181円	59,235円
	新治	206円	18,223円
	茨城麻生	(略)	26,910円
	飯富	228円	22,201円
	国田	124円	11,812円
	菅原	261円	67,626円
	行方	129円	28,741円
	蔵川	130円	37,195円
	出島東	163円	23,037円
	小幡	110円	20,721円
	雨引	248円	38,799円
	八俣	131円	15,472円
	猿島	161円	67,337円
	御前山	204円	23,433円
	茨城三和	819円	54,054円
	沓掛	188円	29,802円
	いばらき小川	258円	38,536円
	山方	321円	27,471円
	水府	158円	9,151円
	茨城桜川	85円	16,025円
	石下	229円	42,361円
	茨城美和	340円	75,414円
栃木県	宇都宮	732円	51,659円
	宇都宮平出	322円	30,108円

	大子	296円	33,125円
	鉾田	129円	22,761円
	江戸崎	182円	16,371円
	伊奈	378円	43,238円
	藤代蔵前	520円	33,149円
	奥野	164円	14,994円
	牛堀	451円	39,788円
	阿見南	137円	17,114円
	茨城東	88円	47,267円
	総和	327円	28,297円
	岡田	249円	14,540円
	関城	139円	24,515円
	茨城協和	496円	11,187円
	利根	144円	8,332円
	いばらき旭	107円	34,730円
	常澄	246円	31,309円
	内原	958円	17,668円
	石岡大野	186円	28,923円
	茎崎	221円	19,408円
	新利根	115円	24,068円
	岩間	326円	21,264円
	八郷	127円	14,979円
	茨城鳥栖	113円	31,193円
	涸沼	186円	36,542円
	瓜連	521円	20,034円
	茨城北浦	72円	17,537円
	茨城玉造	61円	23,754円
	常北	310円	32,755円
	岡郷	186円	11,509円
	五霞	204円	14,854円
	茨城八千代	290円	32,627円
	大洋	111円	11,305円
	茨城土浦	234円	37,014円
	波崎	243円	43,869円
	茨城出島	133円	28,366円
	沖宿	135円	23,412円
	潮来	219円	30,377円
	明野	153円	36,261円
	真壁	227円	21,625円
	茨城千代田	318円	35,503円
	茨城大津	304円	19,243円
	茨城稲田	171円	23,588円
	七郷	218円	16,558円
	桂	26円	19,760円
	土浦河内	124円	24,479円
	美野里	176円	55,689円
	新治	201円	17,057円
	茨城麻生	(略)	25,418円
	飯富	211円	21,192円
	国田	215円	9,882円
	菅原	227円	63,855円
	行方	112円	25,527円
	蔵川	118円	22,709円
	出島東	147円	15,334円
	小幡	96円	18,135円
	雨引	237円	23,181円
	八俣	119円	14,704円
	猿島	145円	62,710円
	御前山	184円	17,129円
	茨城三和	798円	52,470円
	沓掛	169円	28,738円
	いばらき小川	243円	32,629円
	山方	273円	24,705円
	水府	136円	8,768円
	茨城桜川	91円	14,993円
	石下	214円	40,088円
	茨城美和	288円	89,058円
栃木県	宇都宮	717円	57,073円
	宇都宮平出	311円	27,064円

道場宿	351円	22,374円
瑞穂野	255円	14,758円
徳次郎	580円	55,444円
砥上	661円	21,400円
江曾島	845円	16,205円
雀宮	876円	27,834円
足利	377円	32,729円
足利相生	537円	14,429円
足利西	367円	27,617円
足利南	565円	13,354円
栃木	472円	48,252円
栃木北	266円	22,507円
佐野	364円	29,710円
鹿沼	382円	27,599円
北犬飼	307円	16,217円
日光	426円	16,779円
今市	254円	31,721円
栃木小山	900円	51,384円
雨ヶ谷	497円	12,041円
延島	157円	26,551円
真岡	289円	36,295円
大田原2	263円	24,162円
矢板	716円	25,322円
黒磯	445円	45,049円
上三川	561円	22,718円
栃木河内	597円	15,653円
栃木芳賀	379円	56,864円
栃木壬生2	1,840円	27,233円
石橋	749円	33,075円
栃木小金井	719円	38,295円
新野木	632円	71,285円
栃木大平	431円	24,833円
岩舟	293円	25,694円
鬼怒川川治	220円	24,820円
宝積寺	562円	20,524円
栃木烏山	275円	11,501円
西那須野2	457円	26,348円
田沼	372円	14,617円
益子	409円	38,380円
間々田	400円	49,867円
栃木城山	439円	16,645円
南犬飼	530円	21,088円
氏家別	459円	34,615円
葛生2	255円	49,835円
赤見	251円	41,435円
薬師寺	(略)	16,789円
小山西	177円	20,051円
卒島	317円	12,454円
栃木富田	365円	29,472円
栃木藤岡2	322円	16,988円
栃木田原	235円	13,941円
栃木西方	160円	13,560円
上河内	265円	12,791円
野崎	281円	37,862円
佐久山	152円	26,557円
片岡	301円	21,310円
東那須野	316円	12,943円
栃木梅沢	198円	60,345円
楡木	214円	13,619円
栃木大沢	251円	25,751円
伊王野2	193円	37,214円
喜連川	248円	55,533円
馬頭	252円	11,788円
黒羽	90円	17,556円
黒田原	256円	50,353円
栃木二宮	303円	23,370円
市貝	321円	14,418円
南那須	(略)	17,335円
文挟	176円	41,081円

道場宿	335円	60,198円
瑞穂野	242円	13,644円
徳次郎	554円	49,279円
砥上	612円	19,788円
江曾島	835円	15,047円
雀宮	845円	51,717円
足利	363円	30,298円
足利相生	516円	13,495円
足利西	354円	26,071円
足利南	554円	21,841円
栃木	422円	47,797円
栃木北	479円	34,193円
佐野	327円	28,346円
鹿沼	354円	25,482円
北犬飼	296円	15,047円
日光	392円	24,646円
今市	238円	29,643円
栃木小山	861円	48,703円
雨ヶ谷	456円	10,958円
延島	287円	24,702円
真岡	284円	33,645円
大田原2	251円	25,921円
矢板	627円	22,664円
黒磯	418円	30,570円
上三川	541円	21,195円
栃木河内	573円	14,206円
栃木芳賀	356円	51,707円
栃木壬生2	1,802円	25,348円
石橋	672円	31,012円
栃木小金井	674円	40,354円
新野木	686円	67,251円
栃木大平	415円	23,229円
岩舟	282円	23,654円
鬼怒川川治	212円	23,067円
宝積寺	550円	15,177円
栃木烏山	249円	13,691円
西那須野2	427円	24,914円
田沼	365円	13,126円
益子	384円	36,156円
間々田	379円	50,387円
栃木城山	473円	15,788円
南犬飼	447円	21,305円
氏家別	466円	34,791円
葛生2	356円	48,115円
赤見	255円	41,310円
薬師寺	(略)	15,926円
小山西	174円	18,767円
卒島	312円	11,625円
栃木富田	340円	27,484円
栃木藤岡2	299円	16,030円
栃木田原	219円	28,035円
栃木西方	180円	14,930円
上河内	246円	31,938円
野崎	260円	35,802円
佐久山	149円	24,805円
片岡	267円	32,393円
東那須野	313円	12,425円
栃木梅沢	189円	58,460円
楡木	198円	12,690円
栃木大沢	241円	19,690円
伊王野2	168円	30,429円
喜連川	240円	53,375円
馬頭	225円	12,132円
黒羽	82円	16,542円
黒田原	236円	47,383円
栃木二宮	288円	21,916円
市貝	300円	22,655円
南那須	(略)	16,204円
文挟	162円	38,733円

	栃木粟野	346円	20,129円
	玉生	288円	14,390円
	熟田	149円	11,859円
	栃木小川	508円	17,244円
	塩原2	262円	24,753円
	関谷	219円	14,905円
	栃木茂木	314円	20,766円
	湯津上	302円	14,861円
	足尾交換局2	334円	28,447円
	栃木水橋	172円	19,533円
	船生	154円	15,667円
	栃木大宮	187円	56,841円
	川治	156円	39,838円
	栃木2	472円	21,500円
	那須横沢	143円	17,289円
	那須	107円	11,093円
	那須大沢	86円	14,862円
	南摩	442円	14,328円
群馬県	前橋	646円	45,007円
	野中別	884円	25,240円
	前橋元総社	558円	34,255円
	佐鳥	439円	30,227円
	前橋芳賀	249円	20,883円
	国領	602円	42,813円
	群馬高崎	435円	55,471円
	高崎支店別1	435円	30,996円
	高崎問屋町	587円	51,378円
	倉賀野	755円	18,507円
	大類	1,105円	21,329円
	群馬長野	946円	25,949円
	桐生錦町	279円	23,668円
	桐生相生	632円	19,979円
	伊勢崎	464円	40,515円
	豊受	379円	39,311円
	群馬太田	868円	49,231円
	太田九合	846円	18,107円
	宝泉	454円	30,768円
	群馬沼田	916円	26,503円
	館林支別1	299円	41,738円
	群馬渋川	415円	21,437円
	群馬藤岡	463円	21,505円
	群馬富岡	297円	24,233円
	群馬安中	534円	21,299円
	新群馬町	487円	31,238円
	群馬新町	579円	12,730円
	群馬長野原	570円	49,723円
	草津温泉	327円	52,217円
	玉村	496円	50,177円
	笠懸	180円	10,986円
	大間々	780円	21,139円
	群馬大泉	231円	22,497円
	中之条	218円	34,895円
	高林	463円	15,708円
	毛里田	245円	18,995円
	群馬川内	395円	14,989円
	赤城	153円	33,639円
	群馬富士見	367円	32,760円
	群馬原町	123円	35,466円
	北軽井沢	38円	45,970円
采女	328円	50,191円	
敷塚本町	118円	19,744円	
群馬板倉	862円	29,941円	
群馬川俣	390円	32,537円	
赤岩	323円	22,827円	
吉井	339円	17,703円	
大胡	375円	22,663円	
粕川	347円	28,466円	
榛名	648円	21,459円	
箕郷	448円	22,325円	

	栃木粟野	317円	18,895円
	玉生	265円	26,023円
	熟田	137円	26,298円
	栃木小川	489円	16,133円
	塩原2	242円	23,698円
	関谷	203円	15,535円
	栃木茂木	286円	33,969円
	湯津上	284円	14,652円
	足尾交換局2	311円	19,316円
	栃木水橋	166円	36,657円
	船生	147円	27,371円
	栃木大宮	166円	41,157円
	川治	164円	29,961円
	栃木2	422円	39,016円
	那須横沢	123円	16,320円
	那須	103円	82,031円
	那須大沢	85円	12,273円
	南摩	441円	13,689円
群馬県	前橋	654円	57,748円
	野中別	866円	28,896円
	前橋元総社	537円	36,985円
	佐鳥	412円	28,345円
	前橋芳賀	244円	31,234円
	国領	473円	39,395円
	群馬高崎	438円	53,812円
	高崎支店別1	438円	35,117円
	高崎問屋町	550円	48,107円
	倉賀野	752円	15,834円
	大類	1,045円	20,074円
	群馬長野	915円	22,483円
	桐生錦町	243円	17,520円
	桐生相生	579円	70,530円
	伊勢崎	439円	52,113円
	豊受	340円	36,657円
	群馬太田	875円	44,617円
	太田九合	827円	18,652円
	宝泉	428円	27,415円
	群馬沼田	843円	23,468円
	館林支別1	276円	39,973円
	群馬渋川	412円	19,872円
	群馬藤岡	453円	20,181円
	群馬富岡	291円	22,650円
	群馬安中	496円	19,317円
	新群馬町	473円	27,642円
	群馬新町	448円	11,806円
	群馬長野原	500円	40,571円
	草津温泉	309円	48,182円
	玉村	492円	47,210円
	笠懸	169円	10,535円
	大間々	765円	19,631円
	群馬大泉	215円	21,014円
	中之条	206円	32,608円
	高林	454円	14,513円
	毛里田	237円	29,185円
	群馬川内	376円	14,153円
	赤城	140円	27,742円
	群馬富士見	338円	24,151円
	群馬原町	109円	33,840円
	北軽井沢	31円	41,309円
采女	294円	32,718円	
敷塚本町	109円	18,560円	
群馬板倉	772円	29,261円	
群馬川俣	347円	31,258円	
赤岩	287円	21,426円	
吉井	296円	16,875円	
大胡	340円	19,980円	
粕川	325円	26,936円	
榛名	631円	20,186円	
箕郷	422円	20,538円	

	鬼石	206円	27,133円
	下仁田交換七	178円	24,796円
	甘楽	224円	19,785円
	松井田	525円	16,909円
	月夜野	397円	41,324円
	群馬水上	157円	67,047円
	群馬布施	585円	31,818円
	原市	324円	25,329円
	浅間高原	163円	35,519円
	子持	221円	46,108円
	群馬吉岡	411円	15,368円
	邑楽	322円	17,189円
	群馬城南	351円	24,625円
	駒形	710円	15,185円
	梅田	259円	33,176円
	群馬新里	102円	53,400円
	新国定	760円	59,629円
	群馬境交換七	397円	16,336円
	尾島	389円	20,121円
	群馬新田	254円	17,064円
	新田金井	305円	43,598円
	新南蛇井	686円	53,694円
	北橋	224円	36,466円
	渋川伊香保	408円	22,063円
	群馬岩崎	149円	28,209円
	館林東	253円	34,987円
	倉淵	488円	29,732円
	警戸	338円	41,887円
	嬭恋	726円	26,538円
	追貝	482円	39,185円
	片品	476円	38,688円
	伊勢崎支別 1	464円	34,317円
	猿ヶ京		
埼玉県	川越	1,493円	37,690円
	川越新宿	2,937円	41,556円
	南古谷	1,919円	38,963円
	川越霞ヶ関	2,842円	24,524円
	熊谷末広	623円	41,528円
	三ヶ尻	1,084円	28,667円
	埼玉川口	4,607円	53,065円
	川口青木	3,687円	50,521円
	川口芝	2,038円	32,216円
	安行	3,005円	40,808円
	浦和東	2,510円	29,592円
	浦和白幡	3,435円	25,027円
	浦和常盤	1,987円	37,032円
	中尾	2,064円	34,906円
	浦和美園	1,533円	71,518円
	埼玉大宮	4,238円	36,295円
	大宮東大成	1,724円	30,510円
	大宮大和田	1,388円	31,349円
	大宮指扇	1,449円	35,086円
	行田別館	619円	19,936円
	秩父	743円	32,106円
	所沢	2,859円	45,207円
	所沢元町	2,895円	33,078円
	所沢北野	1,606円	22,624円
	所沢東	2,035円	29,781円
	所沢下富	1,387円	20,920円
	飯能緑町	1,743円	28,294円
	原市場	699円	41,718円
	吾野	794円	52,797円
	加須	678円	29,720円
	加須花崎	527円	29,639円
	埼玉本庄	638円	31,474円
	東松山2	1,289円	22,871円
	岩槻	1,242円	35,777円
	和土	896円	17,905円
	春日部武里	1,395円	27,495円

	鬼石	187円	25,575円
	下仁田交換七	165円	22,525円
	甘楽	211円	18,861円
	松井田	479円	16,728円
	月夜野	376円	29,845円
	群馬水上	149円	41,668円
	群馬布施	511円	38,250円
	原市	309円	24,064円
	浅間高原	121円	32,057円
	子持	202円	37,088円
	群馬吉岡	404円	13,804円
	邑楽	269円	16,427円
	群馬城南	334円	22,195円
	駒形	692円	14,514円
	梅田	244円	30,921円
	群馬新里	86円	49,090円
	新国定	685円	49,557円
	群馬境交換七	293円	14,480円
	尾島	225円	19,022円
	群馬新田	240円	15,858円
	新田金井	275円	29,791円
	新南蛇井	573円	50,571円
	北橋	212円	34,726円
	渋川伊香保	371円	20,384円
	群馬岩崎	131円	24,721円
	館林東	221円	33,243円
	倉淵	409円	28,353円
	警戸	272円	32,815円
	嬭恋	608円	25,059円
	追貝	431円	37,233円
	片品	418円	36,515円
	伊勢崎支別 1	439円	33,573円
	猿ヶ京	709円	26,542円
埼玉県	川越	1,548円	35,830円
	川越新宿	2,830円	39,619円
	南古谷	2,625円	36,391円
	川越霞ヶ関	2,953円	25,496円
	熊谷末広	626円	38,944円
	三ヶ尻	1,079円	27,161円
	埼玉川口	4,506円	44,387円
	川口青木	3,742円	51,669円
	川口芝	2,066円	37,019円
	安行	3,047円	31,831円
	浦和東	4,980円	27,776円
	浦和白幡	3,626円	23,246円
	浦和常盤	2,005円	39,800円
	中尾	2,063円	28,150円
	浦和美園	1,518円	67,642円
	埼玉大宮	4,634円	33,963円
	大宮東大成	1,800円	28,576円
	大宮大和田	1,412円	22,128円
	大宮指扇	1,475円	23,299円
	行田別館	579円	18,708円
	秩父	712円	30,089円
	所沢	2,823円	34,350円
	所沢元町	3,066円	26,732円
	所沢北野	1,189円	20,223円
	所沢東	2,093円	27,812円
	所沢下富	1,420円	23,518円
	飯能緑町	1,662円	24,335円
	原市場	700円	33,231円
	吾野	761円	36,396円
	加須	491円	27,760円
	加須花崎	497円	25,924円
	埼玉本庄	610円	24,934円
	東松山2	1,236円	21,355円
	岩槻	1,253円	38,114円
	和土	854円	16,452円
	春日部武里	1,373円	24,974円

春日部八木崎	1,289円	26,392円
狭山2	1,729円	15,683円
狭山入曽	(略)	37,207円
埼玉羽生	482円	15,976円
鴻巣	983円	27,999円
埼玉深谷2	475円	26,942円
上尾	1,544円	25,744円
新平方	1,897円	30,219円
浦和与野	2,836円	31,976円
草加局舎1	1,212円	35,203円
草加弁天	1,173円	20,885円
草加清門	1,786円	36,831円
越谷	1,983円	36,554円
越谷大里	1,387円	30,146円
越谷蒲生	2,310円	46,076円
蕨戸田	2,761円	67,254円
西戸田	2,445円	36,708円
入間	3,670円	24,860円
入間西武	1,103円	37,631円
入間宮寺	513円	19,419円
入間金子	965円	35,599円
鳩ヶ谷	2,166円	22,387円
朝霞	1,717円	27,078円
志木	3,008円	32,080円
新座	2,108円	23,106円
埼玉加納	274円	19,208円
桶川	1,386円	39,891円
久喜2	1,490円	39,689円
鴻巣北本	2,759円	22,472円
草加八潮	1,729円	38,679円
埼玉富士見	1,869円	21,929円
埼玉三郷	1,757円	28,548円
三郷鷹野	1,286円	23,543円
三郷小谷堀	1,249円	36,969円
蓮田	876円	37,455円
坂戸本町	1,212円	22,846円
幸手	467円	32,010円
鶴ヶ島	1,092円	28,719円
武蔵日高電2	2,110円	31,320円
埼玉吉川	1,543円	30,305円
上尾伊奈	616円	44,416円
埼玉吹上2	966円	53,582円
大井	2,886円	22,887円
川越三芳	938円	29,033円
毛呂山2	547円	29,217円
嵐山	603円	32,746円
埼玉小川別	(略)	45,950円
川越川島	345円	23,275円
埼玉吉見	426円	29,668円
皆野	398円	19,254円
熊谷吉田	391円	35,921円
埼玉江南	426円	30,512円
妻沼	414円	22,764円
埼玉岡部	531円	21,637円
寄居	506円	21,357円
川里	266円	42,647円
大利根	390円	22,097円
白岡	1,421円	24,996円
菖蒲	445円	40,868円
埼玉栗橋	633円	32,592円
鷺宮	660円	23,237円
杉戸別館	1,018円	32,913円
第二松伏	1,197円	34,564円
新庄和	2,074円	63,322円
箕田	630円	24,295円
埼玉滑川	(略)	30,015円
児玉	328円	16,318円
慈恩寺	370円	41,068円
神川	281円	40,209円

春日部八木崎	1,260円	42,502円
狭山2	1,768円	14,694円
狭山入曽	(略)	32,677円
埼玉羽生	419円	15,604円
鴻巣	1,019円	26,225円
埼玉深谷2	479円	25,336円
上尾	1,609円	26,146円
新平方	1,948円	25,280円
浦和与野	2,940円	23,816円
草加局舎1	1,204円	41,904円
草加弁天	1,132円	19,792円
草加清門	1,728円	28,663円
越谷	2,011円	34,400円
越谷大里	1,378円	28,126円
越谷蒲生	2,236円	49,123円
蕨戸田	2,509円	63,301円
西戸田	2,468円	36,737円
入間	3,681円	20,482円
入間西武	1,026円	38,588円
入間宮寺	432円	21,811円
入間金子	966円	39,760円
鳩ヶ谷	2,173円	27,709円
朝霞	1,664円	27,253円
志木	3,068円	28,207円
新座	2,168円	20,220円
埼玉加納	279円	19,880円
桶川	1,429円	51,187円
久喜2	1,450円	37,374円
鴻巣北本	2,804円	20,680円
草加八潮	1,762円	35,499円
埼玉富士見	1,927円	22,160円
埼玉三郷	1,776円	24,547円
三郷鷹野	1,275円	20,800円
三郷小谷堀	1,221円	28,437円
蓮田	1,241円	33,817円
坂戸本町	1,254円	20,759円
幸手	462円	24,335円
鶴ヶ島	1,109円	22,865円
武蔵日高電2	2,064円	28,985円
埼玉吉川	1,574円	28,457円
上尾伊奈	684円	30,793円
埼玉吹上2	935円	50,758円
大井	2,958円	20,275円
川越三芳	949円	31,290円
毛呂山2	516円	27,210円
嵐山	601円	49,887円
埼玉小川別	(略)	35,808円
川越川島	378円	22,149円
埼玉吉見	440円	26,657円
皆野	411円	17,995円
熊谷吉田	357円	23,327円
埼玉江南	413円	24,492円
妻沼	400円	24,075円
埼玉岡部	500円	19,984円
寄居	469円	19,861円
川里	250円	39,798円
大利根	373円	20,883円
白岡	1,416円	21,581円
菖蒲	450円	38,129円
埼玉栗橋	615円	30,193円
鷺宮	670円	26,673円
杉戸別館	957円	24,501円
第二松伏	1,058円	32,259円
新庄和	1,883円	67,832円
箕田	602円	16,979円
埼玉滑川	(略)	28,531円
児玉	303円	15,265円
慈恩寺	355円	30,231円
神川	270円	37,187円

	上里	(略)	25,621円
	熊谷豊里	163円	41,667円
	北川辺	222円	18,020円
	行田北河原	191円	31,720円
	行田埼玉	315円	28,567円
	加須樋遣川	194円	36,729円
	高坂	1,404円	25,866円
	曹山	378円	33,879円
	川通	451円	26,280円
	みろく	148円	28,801円
	埼玉平野	540円	72,396円
	幸手八代	472円	24,876円
	越生	441円	25,426円
	埼玉玉川	398円	38,148円
	長瀬	558円	23,094円
	上吉田	314円	23,510円
	小鹿野	280円	24,992円
	両神	361円	23,212円
	埼玉荒川	(略)	26,878円
	埼玉美里	251円	23,137円
	埼玉川本	268円	18,081円
	寄居男衾	281円	26,406円
	騎西	509円	26,981円
	高麗	800円	15,125円
	鳩山	328円	40,236円
	埼玉花園	267円	17,298円
	杉戸椿	621円	40,364円
	内間木	1,102円	47,754円
	名栗	139円	26,413円
	東秩父	408円	21,427円
	宝珠花	564円	39,415円
	さいたま新都	3,967円	166,023円
	久喜	1,490円	51,305円
千葉県	千葉	1,131円	43,654円
	千葉南	1,325円	42,418円
	幕張	1,501円	53,344円
	犢橋	628円	19,758円
	千葉轟	1,849円	38,177円
	桜木	2,049円	54,021円
	誉田	836円	24,753円
	新土気	1,208円	51,169円
	高洲	2,147円	32,422円
	稲毛	1,682円	21,834円
	銚子	533円	38,203円
	市川	3,375円	35,249円
	鬼高	2,326円	35,776円
	浦安行徳	4,093円	34,938円
	市川中山	2,847円	37,532円
	市川曾谷	3,286円	19,899円
	市川原木	1,818円	39,563円
	市川大野	1,502円	27,706円
	船橋	1,881円	45,213円
	薬園台	1,987円	24,757円
	船橋本町	3,852円	43,123円
	千葉上山	1,337円	19,465円
	千葉豊富	957円	78,262円
	二和	1,652円	36,593円
	館山	813円	35,305円
	木更津富士見	292円	22,224円
	下烏田	496円	16,786円
	矢那	392円	27,880円
	松戸	2,775円	100,394円
	五香	1,242円	40,327円
	松戸小金	1,535円	15,646円
	松戸高塚	2,124円	21,337円
	上花輪	828円	28,514円
	川間交換セン	672円	34,938円
	佐原	935円	27,880円
	茂原別館	604円	33,523円

	上里	(略)	24,322円
	熊谷豊里	153円	38,821円
	北川辺	215円	17,541円
	行田北河原	179円	29,707円
	行田埼玉	287円	20,984円
	加須樋遣川	176円	25,425円
	高坂	1,391円	22,057円
	曹山	380円	23,861円
	川通	441円	18,549円
	みろく	140円	27,283円
	埼玉平野	471円	85,848円
	幸手八代	451円	37,828円
	越生	439円	23,519円
	埼玉玉川	372円	29,267円
	長瀬	584円	30,010円
	上吉田	278円	33,932円
	小鹿野	262円	23,453円
	両神	331円	22,088円
	埼玉荒川	(略)	25,344円
	埼玉美里	241円	21,740円
	埼玉川本	251円	23,896円
	寄居男衾	271円	23,638円
	騎西	488円	24,663円
	高麗	757円	31,033円
	鳩山	322円	38,295円
	埼玉花園	248円	14,902円
	杉戸椿	589円	51,229円
	内間木	1,104円	37,697円
	名栗	134円	25,124円
	東秩父	369円	21,374円
	宝珠花	581円	28,458円
	さいたま新都	4,236円	160,977円
	久喜	1,450円	49,677円
千葉県	千葉	1,156円	48,035円
	千葉南	1,338円	45,304円
	幕張	1,725円	51,593円
	犢橋	606円	26,486円
	千葉轟	1,932円	30,877円
	桜木	1,948円	50,787円
	誉田	812円	21,327円
	新土気	1,138円	47,339円
	高洲	2,120円	30,954円
	稲毛	1,700円	20,249円
	銚子	510円	35,729円
	市川	3,566円	32,997円
	鬼高	2,134円	32,539円
	浦安行徳	3,898円	50,428円
	市川中山	2,862円	50,984円
	市川曾谷	3,124円	18,009円
	市川原木	1,764円	26,277円
	市川大野	1,497円	25,286円
	船橋	1,922円	36,314円
	薬園台	2,062円	22,382円
	船橋本町	3,932円	39,049円
	千葉上山	1,238円	35,763円
	千葉豊富	892円	75,348円
	二和	1,704円	34,802円
	館山	720円	31,122円
	木更津富士見	284円	21,513円
	下烏田	445円	15,813円
	矢那	362円	26,591円
	松戸	2,894円	96,192円
	五香	1,275円	23,599円
	松戸小金	1,585円	19,579円
	松戸高塚	1,962円	19,560円
	上花輪	790円	25,909円
	川間交換セン	689円	32,822円
	佐原	886円	24,554円
	茂原別館	570円	31,443円



成田	901円	56,450円
成田赤坂	561円	30,414円
千葉佐倉	657円	64,689円
志津	656円	11,340円
馬渡	427円	19,785円
東金別館	600円	22,663円
八日市場	461円	39,296円
千葉旭	490円	45,328円
習志野	2,077円	20,512円
津田沼	2,805円	29,089円
千葉柏	3,108円	43,361円
逆井	2,012円	28,003円
田中	1,180円	19,886円
豊四季	2,185円	26,757円
市原	964円	45,039円
千葉八幡	747円	12,664円
辰己	735円	28,526円
瀬又	585円	13,108円
流山	933円	19,489円
南流山	2,270円	12,745円
千葉八千代	(略)	26,622円
吉橋	921円	21,600円
米本	950円	37,770円
我孫子	1,291円	19,688円
鴨川	935円	34,588円
鎌ヶ谷	1,331円	36,461円
君津	597円	23,960円
千葉富津	366円	17,293円
浦安	3,415円	28,234円
四街道	(略)	59,587円
袖ヶ浦	655円	17,616円
八街	343円	34,108円
千葉船穂	1,180円	23,170円
関宿	489円	40,018円
沼南	653円	51,512円
白井	929円	24,748円
千葉大網	1,368円	46,265円
九十九里	160円	35,829円
成東	262円	26,284円
睦沢	286円	34,411円
長生	306円	16,516円
長柄	281円	27,657円
千葉御宿	653円	17,118円
坂月	1,986円	23,083円
木更津	562円	45,549円
茂原	900円	61,852円
勝浦	280円	37,730円
姉崎	378円	17,576円
富里	1,829円	32,723円
千葉大原	330円	32,361円
野呂	1,275円	29,031円
千葉清川	450円	18,547円
三ツ堀	379円	34,038円
成毛	153円	14,862円
千葉三和	699円	18,107円
湖北	677円	33,909円
小名木	1,408円	25,731円
東高野	219円	31,082円
酒々井	984円	29,879円
小見川	271円	22,652円
十倉	(略)	28,557円
千葉野尻	182円	23,727円
四木	163円	18,819円
下総	173円	12,212円
印旛	272円	35,475円
本埜	202円	32,937円
千葉山田	(略)	57,300円
東庄	198円	16,899円
横芝	323円	27,012円

成田	881円	52,405円
成田赤坂	540円	28,365円
千葉佐倉	654円	56,029円
志津	652円	10,123円
馬渡	423円	18,727円
東金別館	552円	21,271円
八日市場	423円	37,339円
千葉旭	483円	43,655円
習志野	2,183円	20,392円
津田沼	2,775円	26,866円
千葉柏	3,072円	41,979円
逆井	1,974円	26,168円
田中	1,156円	18,912円
豊四季	2,123円	24,608円
市原	916円	31,201円
千葉八幡	741円	11,230円
辰己	714円	24,390円
瀬又	522円	11,940円
流山	1,014円	28,449円
南流山	2,247円	11,209円
千葉八千代	(略)	24,592円
吉橋	850円	36,624円
米本	940円	37,429円
我孫子	1,269円	18,384円
鴨川	871円	20,925円
鎌ヶ谷	1,256円	31,125円
君津	579円	20,645円
千葉富津	346円	16,034円
浦安	3,442円	25,076円
四街道	(略)	56,367円
袖ヶ浦	659円	16,774円
八街	330円	29,418円
千葉船穂	1,092円	21,059円
関宿	506円	40,501円
沼南	624円	29,839円
白井	877円	25,502円
千葉大網	1,355円	43,704円
九十九里	150円	33,884円
成東	255円	24,353円
睦沢	264円	33,192円
長生	305円	15,484円
長柄	278円	26,603円
千葉御宿	606円	16,450円
坂月	5,486円	21,324円
木更津	480円	35,724円
茂原	783円	68,692円
勝浦	273円	35,359円
姉崎	369円	53,127円
富里	1,871円	30,649円
千葉大原	284円	30,129円
野呂	1,124円	27,307円
千葉清川	405円	16,834円
三ツ堀	357円	32,827円
成毛	122円	14,139円
千葉三和	348円	45,488円
湖北	575円	32,408円
小名木	1,199円	23,368円
東高野	231円	28,992円
酒々井	910円	29,054円
小見川	251円	20,902円
十倉	(略)	27,592円
千葉野尻	180円	22,293円
四木	158円	18,212円
下総	150円	11,558円
印旛	261円	33,565円
本埜	185円	32,113円
千葉山田	(略)	43,269円
東庄	193円	19,937円
横芝	314円	23,840円

野栄	(略)	11,564円
多古	205円	33,799円
芝山	117円	22,095円
船形	313円	19,173円
千葉一宮	391円	19,017円
本納	(略)	67,453円
千葉白子	175円	21,232円
長南	242円	37,601円
夷隅	269円	41,304円
大多喜	296円	17,544円
白里	172円	38,095円
山武北	150円	44,646円
第二成東	139円	25,108円
有秋	649円	18,290円
千倉	209円	24,971円
三里塚	305円	27,454円
千葉岩根	257円	28,328円
塚原	523円	38,941円
天羽	649円	28,802円
大佐和	192円	16,643円
安食	239円	24,777円
千葉飯岡	118円	16,415円
岬	144円	13,557円
鋸南	150円	16,816円
扇島	127円	57,777円
香取	360円	14,289円
千葉末吉	353円	14,928円
久留里	564円	25,385円
千葉清和	284円	22,234円
広岡	335円	38,378円
千葉平川	183円	33,660円
千漣	240円	24,388円
蓮沼	158円	25,249円
給田	158円	33,212円
印西	531円	27,995円
丸山	57円	29,574円
岩戸	275円	21,207円
千葉茅野	307円	22,334円
千葉岩井	93円	29,921円
千葉光	159円	22,115円
千葉和田	685円	28,545円
天津小湊	304円	27,896円
八日市場北	272円	22,470円
富浦	516円	24,509円
北多古	133円	11,311円
木更津佐貫	532円	28,684円
木更津三芳	432円	22,731円
千葉白浜	373円	20,793円
千葉七浦	256円	29,594円
犬石	150円	38,185円
西岬	155円	37,655円
千葉亀山	231円	26,145円
千葉興津	502円	15,490円
布佐	372円	37,035円
千葉牛久	320円	20,229円
千葉戸田	467円	9,111円
江見	285円	14,292円
千葉金谷	694円	25,480円
峰上	317円	12,689円
海上	431円	23,171円
北光	108円	21,939円
大原山田	553円	41,560円
千葉小湊	214円	38,861円
鶴舞	363円	39,031円
高滝	290円	10,879円
月崎	218円	42,341円
九美上	151円	11,074円
殿廻	196円	137,963円
平三	306円	36,918円

野栄	(略)	9,838円
多古	195円	24,533円
芝山	122円	20,777円
船形	297円	19,384円
千葉一宮	387円	18,009円
本納	(略)	47,563円
千葉白子	172円	20,934円
長南	167円	37,224円
夷隅	253円	28,818円
大多喜	281円	16,666円
白里	165円	36,053円
山武北	142円	44,221円
第二成東	136円	24,029円
有秋	586円	16,624円
千倉	204円	23,273円
三里塚	302円	25,662円
千葉岩根	252円	26,571円
塚原	482円	36,954円
天羽	611円	36,843円
大佐和	189円	15,731円
安食	224円	24,450円
千葉飯岡	148円	15,426円
岬	136円	12,846円
鋸南	159円	15,963円
扇島	123円	48,224円
香取	319円	14,857円
千葉末吉	340円	14,035円
久留里	512円	23,865円
千葉清和	270円	21,140円
広岡	300円	37,002円
千葉平川	173円	25,719円
千漣	249円	23,203円
蓮沼	151円	23,399円
給田	152円	31,912円
印西	525円	26,261円
丸山	56円	27,932円
岩戸	254円	20,175円
千葉茅野	286円	21,268円
千葉岩井	92円	28,413円
千葉光	142円	23,301円
千葉和田	628円	19,425円
天津小湊	282円	26,229円
八日市場北	234円	24,512円
富浦	493円	23,287円
北多古	113円	12,329円
木更津佐貫	507円	27,299円
木更津三芳	472円	21,535円
千葉白浜	345円	18,529円
千葉七浦	226円	26,634円
犬石	140円	38,535円
西岬	145円	35,371円
千葉亀山	195円	25,200円
千葉興津	468円	14,770円
布佐	349円	33,043円
千葉牛久	312円	19,247円
千葉戸田	441円	9,444円
江見	261円	13,013円
千葉金谷	637円	25,786円
峰上	301円	12,375円
海上	420円	24,636円
北光	94円	20,912円
大原山田	494円	37,578円
千葉小湊	235円	36,948円
鶴舞	331円	37,480円
高滝	265円	13,560円
月崎	198円	40,852円
九美上	129円	8,806円
殿廻	168円	132,254円
平三	259円	35,700円

	大栄	115円	14,872円
	栗源	287円	12,383円
	千葉松尾	340円	19,020円
	北芝山	166円	26,788円
	南羽鳥	281円	30,097円
	鴨川仲	247円	28,845円
	古畑	255円	65,463円
	山武南	215円	29,829円
	神崎	359円	8,673円
	庄司	160円	52,455円
	東庄南		
東京都	大手町FS	38,768円	140,795円
	霞ヶ関	36,172円	41,250円
	神田	8,923円	27,525円
	駿河台	7,547円	17,575円
	九段	7,016円	16,357円
	丸の内	21,002円	25,811円
	京橋	6,936円	50,050円
	銀座	25,614円	37,905円
	東銀座	20,857円	18,157円
	東京築地	5,257円	52,970円
	茅場兜	5,297円	23,703円
	晴海	5,015円	20,899円
	東京浜町	3,286円	19,984円
	芝	12,892円	27,377円
	東京赤坂	11,730円	34,689円
	東京青山	20,706円	31,128円
	白金	14,989円	25,321円
	東京三田	8,066円	34,710円
	新宿	13,632円	28,620円
	東京大久保	9,376円	44,548円
	四谷	6,020円	29,969円
	牛込	5,365円	21,337円
	西新宿	18,889円	41,123円
	小石川	6,100円	29,769円
	東京大塚	5,421円	184,445円
	駒込第2	5,634円	28,234円
	東京上野	12,861円	34,219円
	浅草	2,681円	29,360円
	吉原	2,211円	30,512円
	墨田	3,233円	39,170円
	本所	3,080円	27,353円
	向島	3,572円	51,796円
	江東	3,787円	52,418円
	東京深川	3,599円	24,129円
	東京城東	3,506円	43,575円
	江東辰巳	2,612円	14,696円
	東京新有明	5,952円	38,529円
	東京大崎	9,988円	34,284円
	荏原	5,499円	25,158円
	品川	6,070円	38,598円
	大田支店埠頭	3,104円	31,866円
	自由ヶ丘	7,584円	30,266円
	目黒本館	5,711円	36,955円
	蒲田	5,583円	33,283円
	東京大森	5,131円	47,631円
	馬込	5,148円	26,794円
	池上	5,427円	15,549円
	羽田	4,122円	31,173円
	田園調布	15,303円	49,140円
	雪ヶ谷	5,008円	27,329円
	矢口	4,029円	31,092円
	世田谷	5,598円	48,912円
	成城	7,663円	24,931円
	砧	6,605円	37,353円
	弦巻	9,244円	28,365円
	東京烏山	6,279円	19,753円
	東京玉川	13,070円	32,066円
	東京瀬田	4,657円	24,479円

	大栄	111円	51,647円
	栗源	272円	12,735円
	千葉松尾	332円	18,022円
	北芝山	160円	25,299円
	南羽鳥	267円	29,002円
	鴨川仲	219円	27,352円
	古畑	233円	48,271円
	山武南	198円	28,501円
	神崎	326円	9,713円
	庄司	142円	42,227円
	東庄南	214円	28,015円
東京都	大手町FS	43,830円	135,509円
	霞ヶ関	40,609円	35,990円
	神田	11,880円	22,549円
	駿河台	8,055円	22,235円
	九段	7,639円	14,791円
	丸の内	23,817円	28,847円
	京橋	7,851円	42,309円
	銀座	27,942円	35,701円
	東銀座	23,839円	16,767円
	東京築地	5,614円	49,079円
	茅場兜	5,932円	24,188円
	晴海	5,363円	20,492円
	東京浜町	3,893円	18,645円
	芝	14,848円	26,004円
	東京赤坂	12,988円	31,908円
	東京青山	23,353円	48,198円
	白金	16,581円	23,298円
	東京三田	9,008円	28,408円
	新宿	14,496円	31,736円
	東京大久保	9,763円	40,890円
	四谷	6,523円	41,950円
	牛込	5,571円	19,649円
	西新宿	20,453円	38,191円
	小石川	6,509円	30,299円
	東京大塚	5,889円	169,450円
	駒込第2	6,021円	21,828円
	東京上野	14,178円	37,289円
	浅草	2,809円	26,179円
	吉原	2,188円	28,140円
	墨田	3,310円	35,687円
	本所	3,406円	70,498円
	向島	3,864円	49,046円
	江東	4,078円	56,806円
	東京深川	3,639円	22,465円
	東京城東	3,630円	59,398円
	江東辰巳	2,806円	13,617円
	東京新有明	6,362円	37,680円
	東京大崎	10,374円	32,015円
	荏原	5,590円	26,058円
	品川	6,423円	39,592円
	大田支店埠頭	2,254円	45,777円
	自由ヶ丘	8,141円	34,460円
	目黒本館	5,825円	35,125円
	蒲田	5,843円	31,973円
	東京大森	5,488円	44,366円
	馬込	5,011円	24,771円
	池上	5,630円	15,706円
	羽田	4,523円	31,607円
	田園調布	16,666円	47,553円
	雪ヶ谷	5,218円	25,806円
	矢口	4,006円	28,356円
	世田谷	6,062円	46,220円
	成城	7,780円	28,626円
	砧	6,861円	30,821円
	弦巻	9,597円	30,137円
	東京烏山	7,374円	18,179円
	東京玉川	13,553円	26,614円
	東京瀬田	4,662円	22,711円

上北沢	6,001円	20,880円
松沢ビル2	4,160円	24,388円
東渋谷	18,045円	34,693円
代々木	8,402円	23,922円
渋谷	18,876円	35,404円
東京野方	6,301円	54,572円
東京中野	7,978円	35,056円
高円寺	5,797円	29,608円
杉並	4,685円	50,949円
井草	10,633円	27,139円
荻窪	3,279円	23,261円
久我山	6,315円	34,313円
池袋	4,023円	69,080円
巣鴨	2,906円	30,950円
落合別館	5,192円	24,377円
十条	4,940円	30,794円
王子	2,425円	37,079円
田端尾久	3,883円	27,660円
赤羽営業別館	3,973円	33,722円
東京荒川	1,860円	67,952円
板橋	3,316円	57,570円
成増	4,017円	30,993円
志村	3,726円	30,155円
南板橋別館	5,165円	16,912円
北町	3,198円	36,706円
練馬	5,268円	63,346円
東京大泉	4,232円	30,380円
関町	4,870円	25,426円
西練馬	4,594円	38,985円
石神井	3,914円	50,454円
梅島	3,133円	50,376円
千住	3,399円	34,104円
西新井	2,818円	25,932円
竹の塚	3,115円	28,604円
東京綾瀬	2,364円	53,942円
葛飾	3,795円	32,026円
亀有	3,436円	23,492円
金町	3,526円	29,076円
江戸川別館	3,174円	29,826円
小岩	3,384円	33,651円
葛西	2,861円	45,665円
東江戸川	2,789円	41,128円
八王子元横山	2,735円	23,179円
八王子浅川	1,741円	28,368円
八王子明神	2,241円	21,844円
八王子由木	2,231円	33,367円
八王子片倉	4,055円	47,508円
八王子瀧山	1,957円	23,697円
八王子新明神	2,996円	31,266円
立川砂川	2,973円	20,459円
新立川	4,734円	22,297円
武蔵野	13,260円	34,288円
吉祥寺	6,970円	41,869円
武蔵境	4,230円	25,131円
三鷹	4,531円	27,708円
青梅	1,046円	23,980円
青梅東	1,082円	18,959円
武蔵府中	3,990円	22,751円
昭島	5,057円	30,357円
調布	3,733円	34,843円
町田	3,420円	26,818円
鶴川	3,621円	32,838円
町田忠生	1,632円	23,655円
町田北忠生	3,863円	29,706円
町田鶴間	2,164円	23,893円
小金井	9,418円	36,726円
東京小平	2,773円	22,178円
東京日野	5,220円	21,237円
日野高幡	3,685円	19,678円

上北沢	5,890円	19,683円
松沢ビル2	4,241円	22,734円
東渋谷	20,729円	49,917円
代々木	8,795円	22,576円
渋谷	20,299円	32,416円
東京野方	6,450円	53,765円
東京中野	8,287円	33,892円
高円寺	5,967円	26,627円
杉並	4,779円	40,543円
井草	10,939円	25,477円
荻窪	3,461円	22,732円
久我山	5,801円	33,476円
池袋	4,365円	60,889円
巣鴨	3,181円	29,592円
落合別館	5,495円	23,484円
十条	4,718円	29,416円
王子	2,426円	34,431円
田端尾久	3,638円	38,021円
赤羽営業別館	4,128円	30,531円
東京荒川	2,030円	66,075円
板橋	3,627円	47,078円
成増	4,178円	31,230円
志村	3,819円	29,044円
南板橋別館	5,477円	16,730円
北町	3,499円	35,004円
練馬	5,080円	48,805円
東京大泉	4,549円	33,570円
関町	4,920円	23,876円
西練馬	4,751円	32,233円
石神井	4,074円	49,101円
梅島	3,104円	94,169円
千住	3,436円	32,897円
西新井	2,807円	29,560円
竹の塚	3,143円	30,601円
東京綾瀬	2,455円	45,129円
葛飾	3,617円	29,876円
亀有	3,664円	22,782円
金町	4,580円	29,906円
江戸川別館	3,259円	28,283円
小岩	3,386円	30,014円
葛西	2,988円	43,807円
東江戸川	2,825円	39,575円
八王子元横山	2,698円	22,367円
八王子浅川	1,763円	28,797円
八王子明神	2,192円	20,818円
八王子由木	2,264円	25,906円
八王子片倉	4,124円	44,551円
八王子瀧山	1,910円	20,062円
八王子新明神	2,742円	43,618円
立川砂川	2,920円	37,190円
新立川	4,711円	22,741円
武蔵野	13,784円	33,174円
吉祥寺	7,152円	39,540円
武蔵境	4,337円	22,896円
三鷹	4,514円	26,076円
青梅	1,054円	24,961円
青梅東	1,053円	17,343円
武蔵府中	4,496円	21,874円
昭島	5,160円	30,467円
調布	3,630円	32,482円
町田	3,535円	26,508円
鶴川	3,301円	30,513円
町田忠生	1,606円	21,887円
町田北忠生	3,747円	27,457円
町田鶴間	2,148円	21,218円
小金井	9,261円	28,316円
東京小平	3,114円	21,203円
東京日野	5,867円	19,628円
日野高幡	3,488円	17,728円

東村山	2,331円	37,278円
東京国分寺	4,385円	35,917円
国立	3,790円	31,303円
田無	3,426円	28,517円
保谷	3,655円	22,851円
福生	2,149円	24,906円
粕江	3,493円	19,603円
村山大和	2,425円	26,917円
清瀬	2,461円	30,206円
東久留米	2,844円	38,489円
武蔵村山	3,810円	139,616円
多摩	2,387円	29,278円
稲城長沼	3,997円	13,655円
稲城坂浜	6,401円	19,506円
福生秋川	2,937円	25,523円
福生羽村	4,892円	34,169円
福生瑞穂	2,247円	20,060円
福生日の出	1,653円	28,692円
八王子恩方	2,892円	18,416円
伊豆大島	267円	46,224円
三宅島	164円	112,655円
八丈島	385円	33,743円
九段別棟	7,016円	138,151円
五日市	1,799円	29,310円
東京大崎2	9,988円	44,977円
蔵前	3,040円	114,251円
八王子下川口	1,558円	28,343円
青梅吉野	2,280円	41,115円
中ノ郷	197円	194,940円
青梅小曾木	529円	22,262円
青梅沢井	410円	103,795円
福生桧原	598円	27,992円
青梅奥多摩	927円	24,871円
青梅古里	1,009円	32,170円
東江戸川別館	2,789円	33,758円
津久井青野原	888円	20,849円
新島	117円	70,750円
神津島		
小笠原父島		
相模原	1,308円	49,281円
相模大野	2,687円	17,831円
神奈川橋本	3,029円	27,104円
相模原田名	1,239円	25,708円
相模原麻溝	1,575円	24,585円
新相模原	2,890円	35,900円
津久井城山	1,480円	31,613円
津久井	882円	14,005円
鶴見営業所2	3,324円	35,626円
東寺尾	5,914円	10,243円
松見	3,445円	33,474円
横浜北	5,899円	45,165円
神奈川新町	2,078円	29,214円
横浜中	2,330円	64,163円
本牧	4,087円	51,475円
横浜長者町	1,899円	56,459円
横浜港	2,330円	22,923円
横浜南	1,961円	34,602円
保土ヶ谷	1,777円	47,169円
希望が丘西谷	3,106円	18,564円
横浜今井	2,760円	23,836円
磯子	1,953円	25,515円
杉田	9,243円	22,992円
横浜金沢	1,544円	33,939円
港北NT	3,716円	43,673円
綱島	3,277円	44,840円
日吉	11,641円	42,609円
小机	4,855円	28,981円
東山田	4,935円	24,403円
戸塚	2,508円	46,988円

神奈川県

東村山	2,223円	31,765円
東京国分寺	4,560円	33,880円
国立	3,977円	28,850円
田無	3,575円	36,697円
保谷	3,637円	26,090円
福生	2,307円	23,513円
粕江	3,406円	18,369円
村山大和	2,502円	25,017円
清瀬	2,651円	28,897円
東久留米	2,762円	36,942円
武蔵村山	3,658円	123,232円
多摩	2,482円	27,160円
稲城長沼	3,914円	12,610円
稲城坂浜	6,366円	17,328円
福生秋川	2,848円	24,092円
福生羽村	4,982円	32,178円
福生瑞穂	2,443円	20,327円
福生日の出	1,601円	26,834円
八王子恩方	2,865円	16,827円
伊豆大島	385円	42,628円
三宅島	154円	107,963円
八丈島	398円	76,118円
九段別棟	7,639円	120,646円
五日市	1,773円	27,759円
東京大崎2	10,374円	41,322円
蔵前	3,126円	86,984円
八王子下川口	1,518円	26,963円
青梅吉野	2,217円	36,148円
中ノ郷	163円	188,948円
青梅小曾木	598円	20,759円
青梅沢井	770円	87,904円
福生桧原	592円	27,529円
青梅奥多摩	915円	20,516円
青梅古里	921円	33,375円
東江戸川別館	2,825円	31,416円
津久井青野原	849円	19,578円
新島	110円	72,937円
神津島	144円	86,790円
小笠原父島	568円	85,583円
相模原	1,312円	41,278円
相模大野	2,769円	16,494円
神奈川橋本	3,158円	32,288円
相模原田名	1,221円	17,761円
相模原麻溝	1,577円	18,595円
新相模原	2,680円	34,129円
津久井城山	1,478円	28,907円
津久井	860円	13,364円
鶴見営業所2	3,530円	31,152円
東寺尾	6,000円	22,195円
松見	3,765円	31,808円
横浜北	6,950円	44,039円
神奈川新町	2,075円	38,524円
横浜中	2,654円	56,379円
本牧	4,122円	28,259円
横浜長者町	1,845円	48,569円
横浜港	2,654円	70,278円
横浜南	1,757円	31,914円
保土ヶ谷	1,884円	42,770円
希望が丘西谷	3,075円	17,899円
横浜今井	2,773円	22,571円
磯子	2,000円	25,348円
杉田	9,094円	47,370円
横浜金沢	1,596円	31,459円
港北NT	3,871円	40,917円
綱島	3,309円	41,731円
日吉	11,778円	40,134円
小机	5,257円	27,671円
東山田	5,068円	22,579円
戸塚	2,512円	45,019円

神奈川県

神奈川平戸	3,086円	31,016円
小雀	2,595円	57,402円
港南	3,123円	27,732円
港洋	6,326円	21,359円
希望が丘	2,578円	39,805円
神奈川若葉台	3,434円	40,304円
都岡	2,135円	41,626円
神奈川中山	4,134円	42,665円
美しが丘	3,744円	25,370円
長津田	5,763円	26,089円
谷本	6,135円	32,140円
荏田	6,648円	16,670円
すみよし台	7,288円	25,342円
瀬谷	2,272円	52,910円
戸塚本郷	1,989円	22,223円
神奈川泉	5,144円	30,021円
岡津	2,392円	43,153円
渡田	3,044円	51,623円
川崎臨港	3,061円	70,183円
川崎別館	2,636円	44,125円
幸	4,027円	25,923円
幸加瀬	3,223円	20,072円
川崎北	7,448円	27,790円
川崎北木月	4,747円	28,825円
溝ノ口	4,647円	43,133円
神奈川大塚	3,262円	30,955円
川崎北子母口	3,675円	17,163円
登戸	7,692円	25,468円
菅	2,964円	17,245円
川崎北菅生	2,322円	21,904円
登戸百合ヶ丘	3,207円	29,453円
柿生	4,221円	32,087円
横須賀南	2,000円	24,007円
衣笠	1,960円	20,858円
横須賀別館	1,627円	25,969円
追浜	1,820円	15,837円
南久里浜	1,444円	26,533円
武山	1,182円	13,812円
野比	1,870円	25,754円
平塚	2,941円	33,289円
平塚中里	2,228円	32,493円
田村	1,883円	25,173円
新金目	1,428円	24,236円
神奈川鎌倉	5,171円	26,655円
大船	3,579円	44,442円
鎌倉腰越	2,510円	42,711円
神奈川藤沢	2,080円	56,680円
藤沢支別棟C	2,080円	32,442円
長後営別棟	1,700円	27,816円
藤沢新辻堂	6,698円	33,689円
善行	2,343円	21,439円
御所見	788円	41,228円
大庭	2,340円	31,164円
小田原	1,096円	42,095円
国府津	2,201円	35,070円
小田原谷津	2,073円	25,088円
小田原橘	1,079円	101,095円
富水	739円	16,734円
茅ヶ崎	3,244円	33,117円
茅ヶ崎松林	2,685円	27,110円
逗子	3,253円	17,962円
神奈川三浦	916円	47,613円
南下浦3	1,543円	27,324円
秦野	727円	17,572円
西秦野	1,591円	54,112円
鶴巻	3,337円	26,620円
北秦野	1,252円	98,639円
厚木支別棟	1,874円	32,800円
厚木岡田	1,828円	27,058円

神奈川平戸	3,274円	27,551円
小雀	2,574円	34,339円
港南	3,190円	25,440円
港洋	6,189円	20,781円
希望が丘	2,661円	36,988円
神奈川若葉台	3,196円	37,128円
都岡	2,140円	27,002円
神奈川中山	4,295円	41,994円
美しが丘	4,610円	23,211円
長津田	5,772円	24,503円
谷本	6,352円	31,728円
荏田	7,033円	16,948円
すみよし台	7,336円	23,043円
瀬谷	2,207円	50,643円
戸塚本郷	1,829円	20,486円
神奈川泉	5,172円	27,621円
岡津	2,439円	41,006円
渡田	2,658円	49,412円
川崎臨港	3,026円	67,157円
川崎別館	2,661円	83,368円
幸	4,078円	22,713円
幸加瀬	3,213円	18,675円
川崎北	8,440円	28,726円
川崎北木月	4,963円	36,678円
溝ノ口	5,000円	40,711円
神奈川大塚	3,335円	29,403円
川崎北子母口	3,635円	19,325円
登戸	8,226円	23,774円
菅	2,702円	34,006円
川崎北菅生	2,432円	20,563円
登戸百合ヶ丘	3,325円	27,170円
柿生	4,138円	30,434円
横須賀南	1,978円	22,613円
衣笠	1,925円	19,174円
横須賀別館	1,530円	41,742円
追浜	1,727円	14,816円
南久里浜	1,406円	24,085円
武山	1,137円	11,923円
野比	1,862円	23,691円
平塚	2,949円	34,122円
平塚中里	2,217円	28,801円
田村	1,861円	23,645円
新金目	1,224円	21,987円
神奈川鎌倉	5,241円	25,234円
大船	3,748円	41,862円
鎌倉腰越	2,459円	40,507円
神奈川藤沢	2,105円	54,001円
藤沢支別棟C	2,105円	32,516円
長後営別棟	1,715円	37,694円
藤沢新辻堂	6,823円	31,935円
善行	2,382円	19,129円
御所見	792円	30,248円
大庭	2,222円	23,819円
小田原	1,092円	39,755円
国府津	2,221円	33,029円
小田原谷津	2,133円	20,686円
小田原橘	1,218円	94,358円
富水	904円	18,380円
茅ヶ崎	3,295円	32,149円
茅ヶ崎松林	2,626円	25,321円
逗子	3,274円	16,518円
神奈川三浦	1,002円	38,164円
南下浦3	1,447円	24,605円
秦野	897円	25,426円
西秦野	1,551円	51,522円
鶴巻	3,209円	58,504円
北秦野	1,176円	53,084円
厚木支別棟	1,863円	30,828円
厚木岡田	1,739円	25,206円

荻野	1,261円	23,295円
依知	1,183円	25,482円
愛名	874円	20,665円
神奈川大和	1,425円	21,271円
大和下鶴間	1,807円	26,194円
桜ヶ丘	2,030円	23,776円
伊勢原	2,093円	35,641円
海老名	2,385円	23,739円
中河内	1,879円	22,833円
座間	1,819円	51,038円
南足柄別館	1,429円	26,231円
神奈川綾瀬	1,569円	19,969円
神奈川葉山	2,324円	48,503円
東葉山	1,618円	23,271円
寒川	1,487円	17,057円
大磯	2,423円	48,677円
二宮	2,767円	23,824円
神奈川中井	460円	94,874円
松田	1,224円	24,430円
神奈川山北	689円	105,505円
箱根	730円	47,861円
湯河原別館	1,039円	30,233円
神奈川中津	955円	23,789円
神奈川田浦	1,008円	57,263円
愛川	607円	87,200円
下管我	1,278円	92,906円
箱根町	961円	194,476円
湯本	925円	18,187円
真鶴	959円	86,898円
八王子内郷	466円	44,801円
八王子藤野	755円	28,795円
松輪	1,218円	92,817円
日吉営業所B	9,702円	33,315円
仙石原	821円	327,055円
新潟県		
関屋	999円	26,529円
坂井輪	1,082円	21,841円
新潟東	416円	42,083円
小金	(略)	32,484円
山二ツ	1,051円	43,525円
新潟	653円	36,945円
長岡	454円	32,018円
関原	331円	23,453円
南長岡	406円	44,259円
西長岡	704円	42,412円
北長岡	415円	22,931円
三条	642円	30,821円
柏崎別	501円	25,239円
新発田	381円	29,917円
新津	471円	18,018円
小千谷	483円	23,265円
越後加茂	333円	41,152円
十日町	532円	19,562円
見附	333円	19,145円
村上	502円	23,398円
廿六木	294円	24,566円
糸魚川別	601円	16,566円
新井	310円	20,579円
五泉西	511円	24,224円
越後白根	603円	47,149円
上越	527円	30,447円
高田	455円	21,928円
聖籠	84円	28,707円
越後亀田	412円	20,948円
越後吉田	287円	45,698円
巻	531円	24,225円
南三条	268円	51,427円
越後湯沢	327円	56,494円
塩沢	364円	31,638円
六日町	909円	48,939円

荻野	1,227円	21,607円
依知	1,171円	23,937円
愛名	902円	18,626円
神奈川大和	1,427円	24,921円
大和下鶴間	1,856円	24,210円
桜ヶ丘	2,020円	21,836円
伊勢原	2,092円	36,260円
海老名	2,475円	22,843円
中河内	1,790円	21,050円
座間	1,770円	46,342円
南足柄別館	1,191円	42,284円
神奈川綾瀬	1,580円	18,643円
神奈川葉山	2,306円	46,687円
東葉山	1,591円	16,759円
寒川	1,472円	15,531円
大磯	2,366円	59,851円
二宮	2,745円	21,276円
神奈川中井	433円	88,997円
松田	1,228円	22,655円
神奈川山北	641円	99,587円
箱根	699円	47,963円
湯河原別館	1,289円	29,035円
神奈川中津	946円	21,976円
神奈川田浦	991円	44,901円
愛川	594円	59,744円
下管我	1,193円	87,491円
箱根町	925円	186,945円
湯本	841円	157,831円
真鶴	919円	83,081円
八王子内郷	485円	33,622円
八王子藤野	747円	27,569円
松輪	1,109円	58,290円
日吉営業所B	9,816円	30,901円
仙石原	765円	182,097円
新潟県		
関屋	992円	32,200円
坂井輪	1,012円	18,755円
新潟東	421円	41,083円
小金	(略)	26,678円
山二ツ	976円	40,962円
新潟	645円	33,316円
長岡	439円	46,171円
関原	327円	21,739円
南長岡	365円	31,408円
西長岡	678円	37,826円
北長岡	399円	24,135円
三条	612円	24,343円
柏崎別	464円	38,355円
新発田	413円	35,971円
新津	431円	16,742円
小千谷	459円	22,464円
越後加茂	316円	39,262円
十日町	497円	24,980円
見附	309円	17,687円
村上	509円	29,545円
廿六木	471円	22,920円
糸魚川別	606円	15,344円
新井	303円	18,216円
五泉西	460円	22,338円
越後白根	584円	34,024円
上越	469円	26,329円
高田	436円	19,501円
聖籠	149円	24,586円
越後亀田	411円	19,332円
越後吉田	274円	34,635円
巻	482円	26,025円
南三条	252円	46,235円
越後湯沢	299円	34,067円
塩沢	341円	25,379円
六日町	791円	47,526円

越後大崎	234円	66,329円
安塚	64円	38,842円
佐和田南	603円	38,948円
両津	294円	16,653円
小出	436円	27,585円
内野交換所2	951円	55,797円
南新潟	210円	7,283円
与板	254円	10,666円
和島	95円	17,519円
第二三条	401円	28,541円
川東	(略)	16,984円
紫雲寺	95円	22,464円
中条	365円	15,012円
大野町	470円	25,522円
松浜東	358円	37,199円
越後豊栄	463円	25,800円
石山東	960円	47,067円
下田第一	592円	29,668円
今町	441円	22,124円
水原	390円	59,635円
横越	341円	30,902円
分水	347円	26,475円
田上	270円	17,750円
寺泊	155円	17,946円
堀之内	326円	39,840円
村松	275円	18,289円
越後安田	314円	38,797円
小須戸	365円	17,050円
弥彦	341円	12,074円
岩室	148円	18,559円
越後荒川	281円	29,671円
津川	255円	25,221円
月岡	190円	26,897円
刈羽	517円	39,087円
千手	176円	56,677円
栃尾	566円	33,366円
越後曾根	197円	22,162円
月潟	(略)	13,937円
越後三川	156円	55,117円
出雲崎	228円	21,068円
石打	279円	29,908円
津南	407円	53,114円
越後板倉	70円	20,662円
関川	282円	49,440円
新潟朝日	38円	46,713円
岩船	241円	19,398円
土市	195円	32,476円
京ヶ瀬	189円	12,316円
脇野町	236円	90,104円
越後川口	115円	45,467円
広神	164円	78,797円
土樽	213円	65,783円
越後大和	139円	27,784円
越後大潟	360円	28,447円
頸城	155円	23,447円
神林	92円	20,909円
菅谷	213円	47,272円
鯖石	214円	52,904円
太郎代	165円	14,964円
越路	384円	20,365円
能生	398円	17,973円
青海	263円	15,411円
妙高高原	254円	31,803円
越後三和	142円	42,761円
越後小国	361円	34,094円
楡島	165円	25,288円
越後三国	109円	44,266円
越後松代	201円	41,800円
松之山	149円	62,829円

越後大崎	199円	61,157円
安塚	58円	32,781円
佐和田南	521円	35,587円
両津	256円	15,199円
小出	418円	22,410円
内野交換所2	953円	53,551円
南新潟	207円	8,119円
与板	242円	11,832円
和島	99円	17,733円
第二三条	388円	22,793円
川東	(略)	16,331円
紫雲寺	90円	20,635円
中条	325円	14,239円
大野町	471円	23,868円
松浜東	341円	42,549円
越後豊栄	499円	24,793円
石山東	885円	35,065円
下田第一	560円	27,042円
今町	438円	33,644円
水原	372円	66,773円
横越	343円	27,732円
分水	337円	43,281円
田上	240円	15,917円
寺泊	154円	16,250円
堀之内	314円	32,192円
村松	271円	18,179円
越後安田	290円	28,278円
小須戸	343円	17,538円
弥彦	342円	11,423円
岩室	141円	16,773円
越後荒川	275円	27,818円
津川	238円	23,630円
月岡	238円	25,223円
刈羽	426円	30,914円
千手	167円	36,912円
栃尾	481円	35,158円
越後曾根	227円	20,386円
月潟	(略)	14,594円
越後三川	141円	37,019円
出雲崎	214円	18,844円
石打	269円	28,603円
津南	398円	49,766円
越後板倉	65円	19,014円
関川	257円	45,436円
新潟朝日	37円	30,925円
岩船	233円	17,769円
土市	190円	30,487円
京ヶ瀬	203円	9,761円
脇野町	230円	84,023円
越後川口	176円	29,054円
広神	153円	76,942円
土樽	190円	61,851円
越後大和	201円	22,809円
越後大潟	346円	26,033円
頸城	138円	21,435円
神林	87円	49,543円
菅谷	180円	29,711円
鯖石	198円	34,979円
太郎代	159円	29,516円
越路	367円	18,577円
能生	383円	41,728円
青海	224円	34,465円
妙高高原	220円	30,234円
越後三和	131円	41,190円
越後小国	345円	31,573円
楡島	144円	23,429円
越後三国	86円	41,131円
越後松代	215円	36,687円
松之山	140円	51,231円



越後山北	702円	31,795円
越後片貝	305円	31,041円
乙	94円	42,332円
越後黒川	405円	16,319円
守門	123円	43,831円
城内	152円	33,329円
五日町	167円	76,062円
高柳	125円	29,608円
越後西山	143円	43,998円
越後中郷	96円	44,026円
妙高	251円	39,593円
梶屋敷	217円	39,591円
佐渡小木	488円	24,086円
佐渡相川	381円	13,301円
赤泊	115円	23,703円
佐渡金井	152円	19,205円
真野	201円	35,649円
名柄	154円	139,250円
栃尾南	76円	74,351円
越後野田	125円	23,365円
富士	177円	34,461円
越後築地	170円	25,074円
潟東	265円	23,452円
牧村	90円	21,554円
柿崎	196円	31,040円
越後吉川	180円	63,280円
赤倉	1,088円	43,706円
岩沢	370円	37,355円
秋山郷	58円	96,070円
佐渡畑野		
羽茂		
山梨県		
甲府	310円	38,336円
甲府北	981円	26,580円
甲府南	763円	64,331円
山梨吉田	709円	27,256円
都留	490円	37,359円
東山梨	451円	28,889円
大月局舎2	752円	15,883円
韮崎	723円	19,111円
勝沼	528円	42,566円
石和	4,369円	25,762円
鵜沢青柳	356円	16,935円
身延	415円	25,508円
新竜王	718円	77,991円
山梨昭和	488円	20,951円
田富	505円	74,201円
小笠原	469円	28,768円
忍野	415円	19,353円
山中湖	433円	17,087円
上野原局舎	481円	50,210円
敷島	609円	33,742円
塩山	443円	24,728円
春日居	365円	27,827円
市川大門	435円	26,397円
山梨白根	276円	25,070円
山梨双葉	500円	25,056円
山梨高根	321円	42,521円
長坂	157円	16,112円
山梨大泉	408円	39,837円
山梨曾根	340円	44,129円
小淵沢	151円	20,965円
河口湖	528円	19,011円
山梨八代	362円	10,384円
甲斐明野	422円	10,794円
山梨一宮	267円	32,977円
中富	368円	23,401円
南部	751円	26,853円
須玉	477円	19,833円
白州	362円	12,286円

越後山北	636円	28,947円
越後片貝	307円	28,861円
乙	87円	40,043円
越後黒川	404円	14,841円
守門	117円	40,971円
城内	145円	32,334円
五日町	160円	49,433円
高柳	117円	27,292円
越後西山	129円	39,058円
越後中郷	87円	29,914円
妙高	231円	37,252円
梶屋敷	206円	37,221円
佐渡小木	438円	21,870円
佐渡相川	361円	12,248円
赤泊	123円	20,341円
佐渡金井	145円	15,190円
真野	185円	33,347円
名柄	139円	108,535円
栃尾南	64円	49,208円
越後野田	114円	21,633円
富士	149円	33,276円
越後築地	162円	23,309円
潟東	234円	22,165円
牧村	82円	19,708円
柿崎	186円	32,755円
越後吉川	173円	57,264円
赤倉	976円	41,847円
岩沢	351円	34,864円
秋山郷	35円	81,427円
佐渡畑野	267円	19,359円
羽茂	304円	22,292円
山梨県		
甲府	299円	36,559円
甲府北	877円	24,193円
甲府南	740円	62,226円
山梨吉田	669円	25,567円
都留	398円	34,239円
東山梨	423円	26,701円
大月局舎2	732円	26,427円
韮崎	413円	18,545円
勝沼	501円	40,252円
石和	6,236円	23,364円
鵜沢青柳	341円	14,869円
身延	380円	23,684円
新竜王	649円	74,408円
山梨昭和	460円	19,376円
田富	482円	70,863円
小笠原	427円	25,941円
忍野	395円	18,523円
山中湖	416円	15,812円
上野原局舎	441円	47,333円
敷島	591円	95,251円
塩山	417円	23,047円
春日居	327円	26,026円
市川大門	416円	24,540円
山梨白根	260円	21,658円
山梨双葉	460円	23,634円
山梨高根	308円	40,030円
長坂	145円	16,139円
山梨大泉	355円	36,981円
山梨曾根	327円	42,293円
小淵沢	135円	20,550円
河口湖	502円	17,617円
山梨八代	336円	19,074円
甲斐明野	372円	10,385円
山梨一宮	266円	30,134円
中富	346円	16,370円
南部	659円	25,243円
須玉	447円	18,848円
白州	322円	9,850円

	下部	422円	11,264円
	大月東	710円	8,325円
	山梨六郷	413円	49,580円
	山梨清里	423円	37,922円
	鳴沢	115円	30,024円
	大目	557円	9,581円
	小沼	507円	7,921円
	田富局舎2	505円	87,016円
	牧丘	335円	38,280円
	山梨平野	329円	11,885円
	早川	193円	9,523円
長野県	信濃吉田	760円	25,946円
	後町	640円	35,059円
	南長野	549円	12,334円
	信濃古里	393円	25,310円
	大豆島	514円	29,913円
	村井	888円	21,669円
	西松本	262円	14,514円
	南松本	1,081円	25,163円
	信濃上田	438円	32,816円
	信濃大屋	428円	17,392円
	信濃塩田	593円	24,779円
	岡谷	346円	35,930円
	飯田	536円	39,989円
	信濃山本	436円	37,506円
	諏訪	553円	20,374円
	須坂	529円	22,968円
	小諸	293円	29,714円
	伊那	423円	27,419円
	駒ヶ根	566円	21,864円
	信濃中野	429円	27,437円
	信濃大町	272円	26,699円
	信濃茅野	408円	21,816円
	塩尻	682円	22,857円
	更埴	445円	10,517円
	信濃佐久	470円	14,479円
	岩村田	346円	29,090円
	軽井沢	1,684円	12,477円
	中軽井沢	275円	13,269円
	丸子	123円	14,215円
	東部	397円	21,947円
	下諏訪	533円	19,061円
	辰野	389円	23,314円
	箕輪	362円	26,366円
	豊科	499円	30,297円
	穂高	(略)	16,100円
	白馬	225円	17,700円
	坂城	300円	20,449円
	戸倉上山田	428円	16,622円
	野沢温泉	146円	33,092円
	松本東館	783円	18,916円
	浅間	1,589円	16,523円
	信濃飯山	281円	11,441円
	御代田	235円	21,413円
	信濃富士見	552円	22,052円
	信濃原	327円	24,315円
	信濃阿南	177円	37,112円
	木曾	358円	30,284円
	明科	394円	22,051円
	生坂	159円	5,228円
	波田	563円	17,347円
	信濃三郷	541円	12,639円
	信濃池田	219円	28,026円
	神城	261円	41,472円
	小布施	407円	23,866円
	湯田中	394円	26,690円
	信濃豊野	516円	40,899円
	飯綱	553円	23,026円
	平岡	230円	18,384円

	下部	386円	8,779円
	大月東	646円	7,988円
	山梨六郷	390円	46,610円
	山梨清里	396円	34,205円
	鳴沢	104円	28,517円
	大目	487円	10,712円
	小沼	495円	7,417円
	田富局舎2	482円	82,540円
	牧丘	298円	35,697円
	山梨平野	288円	18,073円
	早川	165円	7,924円
長野県	信濃吉田	774円	28,734円
	後町	612円	38,488円
	南長野	547円	35,696円
	信濃古里	347円	22,690円
	大豆島	466円	23,245円
	村井	847円	20,343円
	西松本	249円	13,380円
	南松本	983円	24,000円
	信濃上田	459円	38,061円
	信濃大屋	561円	12,233円
	信濃塩田	599円	23,503円
	岡谷	344円	35,949円
	飯田	503円	37,038円
	信濃山本	406円	22,040円
	諏訪	487円	17,803円
	須坂	521円	24,698円
	小諸	275円	23,929円
	伊那	417円	28,594円
	駒ヶ根	504円	20,106円
	信濃中野	448円	26,026円
	信濃大町	263円	25,204円
	信濃茅野	389円	21,672円
	塩尻	677円	16,894円
	更埴	451円	9,391円
	信濃佐久	435円	14,681円
	岩村田	375円	26,720円
	軽井沢	1,685円	11,693円
	中軽井沢	287円	13,935円
	丸子	142円	12,147円
	東部	365円	19,851円
	下諏訪	522円	17,799円
	辰野	360円	21,503円
	箕輪	349円	25,078円
	豊科	503円	28,616円
	穂高	(略)	14,818円
	白馬	224円	14,747円
	坂城	308円	19,476円
	戸倉上山田	471円	14,457円
	野沢温泉	142円	17,063円
	松本東館	745円	17,398円
	浅間	1,626円	15,523円
	信濃飯山	261円	11,188円
	御代田	241円	20,414円
	信濃富士見	557円	19,996円
	信濃原	320円	21,962円
	信濃阿南	158円	27,097円
	木曾	343円	28,146円
	明科	377円	20,205円
	生坂	144円	6,368円
	波田	561円	17,283円
	信濃三郷	537円	12,884円
	信濃池田	209円	25,995円
	神城	262円	38,446円
	小布施	426円	22,469円
	湯田中	372円	23,675円
	信濃豊野	489円	37,672円
	飯綱	460円	41,706円
	平岡	191円	48,156円

上松	282円	22,614円
木曾檜川	366円	32,873円
四賀	329円	16,414円
梓川	240円	44,391円
小谷話交換	367円	21,471円
七二会	50円	23,195円
若穂	233円	34,047円
信濃松代	303円	21,266円
浦里	125円	13,896円
信濃常盤	77円	38,275円
臼田	254円	19,905円
高野町	152円	28,863円
野辺山	57円	27,289円
南軽井沢	193円	20,819円
望月	151円	12,081円
信濃芦田	81円	22,241円
信濃長門	111円	14,855円
真田	98円	25,443円
武石	71円	17,900円
青木	118円	15,098円
高遠	314円	19,389円
信濃小野	70円	46,918円
飯島	277円	27,990円
信濃宮田	258円	29,931円
信濃松川	317円	38,714円
市田	322円	19,035円
阿智	125円	17,519円
麻績	136円	22,611円
信濃山形	110円	19,466円
信濃朝日	106円	30,608円
信濃有明	333円	14,103円
木島平	46円	28,326円
信濃町	220円	26,332円
信濃牟礼	140円	31,956円
信濃栄	32円	33,248円
狐島	639円	26,295円
蓼科	544円	16,587円
竜丘	694円	20,207円
樽池高原	275円	27,471円
南蓼科	797円	41,060円
浅科	390円	17,287円
三岳	258円	7,834円
遠山	193円	17,772円
鬼無里	275円	21,571円
喬木	526円	12,693円
戸隠	168円	30,249円
高府	124円	26,169円
信州新町	601円	25,260円
信濃下条	216円	15,090円
信濃西条	442円	25,910円
信濃大桑	209円	18,499円
信濃中川	102円	45,031円
信濃豊田	505円	38,536円
信濃和田	286円	6,988円
菅平	218円	12,357円
南木曾	333円	33,595円
八千穂	328円	27,190円
北御牧	432円	15,466円
野尻湖	681円	34,230円
藪原	334円	28,581円

上松	265円	21,132円
木曾檜川	354円	30,538円
四賀	302円	15,645円
梓川	227円	27,255円
小谷話交換	333円	19,708円
七二会	46円	23,749円
若穂	221円	32,484円
信濃松代	297円	20,157円
浦里	129円	13,213円
信濃常盤	73円	35,147円
臼田	238円	18,823円
高野町	148円	27,285円
野辺山	58円	24,827円
南軽井沢	175円	18,883円
望月	155円	11,571円
信濃芦田	79円	20,874円
信濃長門	113円	14,207円
真田	92円	24,093円
武石	88円	18,568円
青木	115円	14,508円
高遠	294円	17,254円
信濃小野	85円	31,228円
飯島	260円	26,441円
信濃宮田	242円	28,266円
信濃松川	290円	23,751円
市田	324円	18,003円
阿智	108円	16,352円
麻績	130円	21,146円
信濃山形	113円	18,253円
信濃朝日	104円	20,819円
信濃有明	320円	13,795円
木島平	40円	25,876円
信濃町	211円	24,242円
信濃牟礼	135円	29,465円
信濃栄	27円	31,232円
狐島	588円	27,849円
蓼科	485円	15,504円
竜丘	651円	18,995円
樽池高原	239円	25,307円
南蓼科	672円	37,933円
浅科	406円	16,938円
三岳	228円	10,867円
遠山	167円	40,054円
鬼無里	240円	19,751円
喬木	456円	12,110円
戸隠	157円	50,764円
高府	113円	24,959円
信州新町	580円	24,599円
信濃下条	194円	14,466円
信濃西条	402円	14,686円
信濃大桑	190円	16,891円
信濃中川	92円	28,325円
信濃豊田	449円	26,250円
信濃和田	270円	8,057円
菅平	268円	44,052円
南木曾	307円	31,468円
八千穂	307円	25,582円
北御牧	405円	14,725円
野尻湖	580円	60,871円
藪原	306円	27,429円

第2 とう道又は管路に係る負担額  
(略)

- 1 (略)  
2 とう道又は管路に係る料金額  
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	34,429 円
青森県	23,102 円
岩手県	87,068 円
宮城県	52,374 円
秋田県	29,327 円
山形県	48,456 円
福島県	39,665 円
茨城県	34,751 円
栃木県	41,326 円
群馬県	31,697 円
埼玉県	37,556 円
千葉県	36,508 円
東京都	59,736 円
神奈川県	65,166 円
新潟県	39,591 円
山梨県	24,563 円
長野県	31,322 円

第2 とう道又は管路に係る負担額  
(略)

- 1 (略)  
2 とう道又は管路に係る料金額  
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	32,990 円
青森県	21,656 円
岩手県	86,607 円
宮城県	51,398 円
秋田県	27,839 円
山形県	45,724 円
福島県	38,217 円
茨城県	33,482 円
栃木県	39,186 円
群馬県	31,932 円
埼玉県	35,715 円
千葉県	34,702 円
東京都	56,526 円
神奈川県	63,443 円
新潟県	42,175 円
山梨県	23,723 円
長野県	30,712 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	150 円
青森県	143 円
岩手県	220 円
宮城県	236 円
秋田県	161 円
山形県	144 円
福島県	207 円
茨城県	183 円
栃木県	208 円
群馬県	213 円
埼玉県	226 円
千葉県	198 円
東京都	403 円
神奈川県	312 円
新潟県	182 円
山梨県	249 円
長野県	169 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額745円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	145 円
青森県	133 円
岩手県	230 円
宮城県	234 円
秋田県	156 円
山形県	137 円
福島県	204 円
茨城県	172 円
栃木県	198 円
群馬県	203 円
埼玉県	216 円
千葉県	189 円
東京都	382 円
神奈川県	300 円
新潟県	175 円
山梨県	243 円
長野県	162 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額698円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分		単位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	203 円	—
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	208 円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	202 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—	

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分		単位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	194 円	—
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	199 円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	194 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (18,276 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,239 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	208 円

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (16,814 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,210 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	207 円

別表1 (略)

別表2 接続形態

1 適用 (略)

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A1～C1の 13	(略)
C1の14	(7)(イ)以外の区間：端末系事業者 (イ)発信事業者欄：接続型PHS事業者

別表3～4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	4,765円	

別表1 (略)

別表2 接続形態

1 適用 (略)

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A1～C1の 13	(略)
C1の14	削除

別表3～4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	3,699円	



附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	48kbit/sの符号伝送が可能なもの	7,457円	6,583円	—
		200bit/sの符号伝送が可能なもの	7,457円	6,583円	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kbit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,042円	—
		200bit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,042円	

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	200bit/sの符号伝送が可能なもの	10,369円	9,371円	—

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの	130円	1,352円	—

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	48kbit/sの符号伝送 が可能なもの	6,257 円
		200bit/sの符号伝送 が可能なもの	6,257 円

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	200bit/sの符号伝送 が可能なもの	8,930 円

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

- 1 （略）
- （経過措置）
- 2 （略）

（1）-1～（1）-2 （略）

（2）-1 通信路設定伝送機能 （基本料）

1 回線ごとに月額

区分			料金額		備考		
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	780,038円	773,108円	—	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	727,038円	720,108円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,079,861円	グレードが下記以外のもの		1,069,846円
					デュアルクラスのもの		1,016,846円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,787,262円	グレードが下記以外のもの		2,759,677円
					デュアルクラスのもの		2,706,677円

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

- 1 （略）
- （経過措置）
- 2 （略）

（1）-1～（1）-2 （略）

（2）-1 通信路設定伝送機能 （基本料）

1 回線ごとに月額

区分			料金額		備考		
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,510,174円	1,504,474円	—	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,466,007円	1,460,307円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,078,826円	グレードが下記以外のもの		2,070,851円
					デュアルクラスのもの		2,026,684円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,656,073円	グレードが下記以外のもの		5,633,758円
					デュアルクラスのもの		5,589,591円

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

区分			1回線ごとに月額		料金額	備考	
			通信路設定 伝送機能の 距離が10km を超える場 合の10kmご との加算料	相互接続点 当社が別に定 める通信用建 物以外の場合 の加算料			
通信 路設 定伝 送機 能	専用回 線ノー ド装 置、中 継伝 送設 備及 び端 末回 線を 收容 する 伝送 装置 により 通信 路の 設定 並び に伝 送を 行う 機能	高速 ディ ジタ ル伝 送に 係る もの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	13,860円	106,000円	—	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	13,860円	53,000円		
			149.760Mbit/s の符号伝送が 可能なもの	グレードが下記以外のもの	20,030円		106,000円
				デュアルクラスのもの	20,030円		53,000円
			599.040Mbit/s の符号伝送が 可能なもの	グレードが下記以外のもの	55,170円		106,000円
				デュアルクラスのもの	55,170円		53,000円

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

区分			1回線ごとに月額		料金額	備考	
			通信路設定 伝送機能の 距離が10km を超える場 合の10kmご との加算料	相互接続点 当社が別に定 める通信用建 物以外の場合 の加算料			
通信 路設 定伝 送機 能	専用回 線ノー ド装 置、中 継伝 送設 備及 び端 末回 線を 收容 する 伝送 装置 により 通信 路の 設定 並び に伝 送を 行う 機能	高速 ディ ジタ ル伝 送に 係る もの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	11,400円	88,334円	—	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	11,400円	44,167円		
			149.760Mbit/s の符号伝送が 可能なもの	グレードが下記以外のもの	15,950円		88,334円
				デュアルクラスのもの	15,950円		44,167円
			599.040Mbit/s の符号伝送が 可能なもの	グレードが下記以外のもの	44,630円		88,334円
				デュアルクラスのもの	44,630円		44,167円

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

- 1（略）  
（経過措置）  
2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	920,065円	917,447円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	7,457円	6,583円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	320円	3,126円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,042円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

- 1（略）  
（経過措置）  
2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,194,402円	1,191,414円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	10,369円	9,371円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	380円	4,055円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	130円	1,352円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

## (2) 分岐回線の部分の基本額

区分			1回線ごとに月額 料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	916,468円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	6,257円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成26年4月9日から実施し、第71条（通信時間の測定等）に係るものを除き、平成26年4月1日に遡及して適用します。

（接続料金等の実績に基づく精算用単金）

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成24年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備考		
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	1件ごとに	9.94円	—		
優先接続受付手続費	1変更ごとに	298円	—		
光回線設備線路条件調査費	ア欄	(7) 基本額	1番号ごとの1	31円	—
		(イ) 加算額	① 成功検索ごとに	4円	
			②	7円	
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに	5,905円	—	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに	28円	—	
	イ欄	1件ごとに	81円	—	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	657円	—	
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	223円	—	

（申込者情報確認結果即時通知手続費の遡及適用）

## (2) 分岐回線の部分の基本額

区分			1回線ごとに月額 料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,190,091円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	8,930円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成26年4月9日から実施し、第71条（通信時間の測定等）に係るものを除き、平成26年4月1日に遡及して適用します。

3 料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第34欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備 考
申込者情報確認結果即時通知手続費	月額	4,663,689円	平成25年4月1日から平成25年4月30日までの間に限り適用します。
	月額	4,333,961円	平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間に限り適用します。
	月額	4,149,446円	平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に限り適用します。

（経過措置）

4 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により協定事業者が利用している光信号電気信号変換機能（2-1の3第1欄ア欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。

- (1) 適用（略）  
(2) 料金額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	783円	
	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	783円	
	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの イ 保守の区別がタイプ1-2のもの ウ アイ以外のもの	806円	

（経過措置）

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により協定事業者が利用している光信号電気信号変換機能（2-1の3第1欄ア欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。

- (1) 適用（略）  
(2) 料金額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	1,547円	
	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	1,547円	
	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの イ 保守の区別がタイプ1-2のもの ウ アイ以外のもの	1,593円	

附 則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、第71条（通信時間の測定等）、料金表（第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）に規定する工事費、手続費及び負担額（第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）、別表5（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額）、附則第18条、附則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）及び附則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）第2項に係るものについては、平成27年4月1日から適用します。  
（調整額の算定に係る経過措置）

2 料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成27年度に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を0.5876として算定します。  
（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

3 第74条の2（手数料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成25年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備考		
みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	1件ごとに	13.66円			
優先接続受付手数料	1変更ごとに	172円			
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	25円	
		(イ) 加算額	①	3円	
			②	5円	
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに	6,192円		
ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア欄	1件ごとに	28円		
	イ欄	1件ごとに	76円		
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	654円		
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	218円		

（手数料の遡及適用）

4 料金表第2表（工事費及び手数料）第2（手数料）2（手数料の額）2-1（手数料）第31欄、第33欄ウ（イ）欄及び第34欄に規定する手数料については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備考	
接続工事等時刻指定手数料	1件ごとに	平日夜間	14,312円	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り適用します
		平日深夜	22,430円	
		土日祝日夜間	14,858円	
		土日祝日深夜	23,166円	
テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ウ（イ）欄	1区間ごとに	3,065円	平成26年5月28日から平成27年3月31日までの間に限り適用します。
申込者情報確認結果即時通知手数料	月額		1,661,964円	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り適用します。